

(第一類 第五号)

衆第百五十一回国会

財務金融委員会議録第十四号

平成十三年六月五日(火曜日)

午前九時三十二分開議

出席委員

委員長

山口 俊一君

財務大臣政務官

林田 清君

彪君

中野

清君

奥山 茂彦君

根本 匠君

五十嵐文彦君

大野 松茂君

小泉 龍司君

砂田 圭佑君

竹本 直一君

中村正三郎君

林田 駿君

増原 義剛君

中川 正春君

原口 一博君

阿部 知子君

河村たかし君

牧野 隆守君

山本 明彦君

林省之介君

渡辺 嘉美君

岡田 克也君

小泉 俊明君

谷口 長妻

中塚 吉井

植田 至紀君

若松 謙維君

佐々木憲昭君

阿部 知子君

原 陽子君

柳澤 伯夫君

村田 吉隆君

若林 正俊君

國務大臣

(金融担当大臣)

内閣府副大臣

財務大臣

議員

同月一日

納税者権利保護規定の法制化に関する請願(江崎洋一郎君紹介)(第二二七六号)

同(山谷由人君紹介)(第二二三〇四号)

同(海江田万里君紹介)(第二二三二二号)

同(河村たかし君紹介)(第二二三七四号)

同(山口富士君紹介)(第二二七七号)

不良債権処理のルールの確立、金融トラブル解決の第三者機関設置の立法化に関する請願(児玉健次君紹介)(第二二七七号)

同(山本幸三君紹介)(第二二三〇五号)

同(春名貞章君紹介)(第二二三二四号)

同(山花郁夫君紹介)(第二二三七五号)

中小自営業の家族従業者等のための所得税法改正等に関する請願(藤木洋子君紹介)(第二二二七八号)

同(松本善明君紹介)(第二二二七九号)

同(矢島恒夫君紹介)(第二二二八〇号)

同(山口富士君紹介)(第二二二八一号)

消費税の増税反対に関する請願(辻元清美君紹介)(第二二二三〇号)

消費税の大増税に反対、食料品の非課税に関する請願(不破哲三君紹介)(第二二二三九号)

参考人出頭要求に関する件(内閣提出、議決第一号)

は本委員会に付託された。

短期社債等の振替に関する法律案(内閣提出第

九六号)

株税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣

提出第九九号)

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

の一部を改正する法律案(塩崎恭久君外四名提

出、衆法第二八号)

○山口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、短期社債等の振替に関する法律案、

株税等の保管及び振替に関する法律の一部を改正

する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法

律案及び塩崎恭久君外四名提出、金融機能の再生

のための緊急措置に関する法律の一部を改正する

法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として預金保険

機関理事長松田昇君の出席を求め、意見を聴取し、

政府参考人として財務省主計局次長津田廣喜君、

財務省主税局長尾原榮夫君、財務総合政策研究所

次長塩崎敏之君、金融庁企画局長乾文男君、

証券取引等監視委員会事務局長五味廣文君及び厚

生労働省職業安定局長澤田陽太郎君の出席を求

め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○山口委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。鈴木淑夫君。

○鈴木(淑)委員 自由党の鈴木淑夫でございます。

特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する

法律案

塩崎恭久君外四名提出、衆法第三〇号)

会の議決を求める件(内閣提出、議決第一号)

は本委員会に付託された。

(参議院送付)

同月五日

六月四日

六月五日

同日

辞任

林 省之介君

阿部 知子君

原 陽子君

阿部 知子君

補欠選任

林 省之介君

牧野 隆守君

原 陽子君

阿部 知子君

おはようございます。

今審議をしております閣法は、すべて緊急経済対策関連のものでございます。初めに、塩川大臣にお伺いしたいと思いますが、この緊急経済対策というのは何を目的とした対策なのかということですね。これまでの例でいいますと、緊急経済対策というのは、大体、経済がおかしくなってきたときに緊急に対策を講じる、こういう性格のものでしたから、比較的マクロ経済対策が中心であったようと思うのですね。今度のこれは、マクロ経済対策なのか、それとも緊急に実施すべき構造改革なのか、どういう性格を持った対策でございましょうか。

○塩川國務大臣 この緊急対策というのは、実は、先生も御存じだと思いますが、去年の十二月ごろからどうも日本の経済が、景気が弱含みで推移しているということが感知されまして、そこで、何か景気を刺激する対策を講じる必要があるだろうということで、一月に入りまして与党二院の間で急激にこの議論が出てまいりました。

その当時、民主党を初めてして皆さんの方でも、この際手を打つべきではないかという声も上がりってきたこと等を受けて、そこで緊急対策は何がいいだろうということが議論されてきました。でございますから、あの当時いたしましたら、景気の落ち込みに対する歯止めをかけないかぬということが主題であったと思つております。

したがつて、その一番焦点を見ましたところはどこかといつたら、株価が急激に落ちてきた、株価対策を講じようということと、それから、地価がやはり下落がとまらない、これを下げどまりをする方法を講じなければいかぬというので、地価対策と株価対策というのを重点に考えられてきました。

そして、もう一方において、景気を刺激する要因として、都市の再開発、再生をめぐつて、公共事業的なものを扶助することによって都市における民間資金の活動を刺激しよう、こういうことであつたと思うのです。

したがいまして、マクロであつたかミクロであつたかとかそういう判断ではなくして、確かに弱含みであつたことに対する反応として起つてきましたものだと思っておりまして、ちょっと時間が長くかかり過ぎたな、もうちょっと早く緊急対策を打ち出すべきだったなと思うておるのですけれども、その時分はなかなかまとまりにくかつたのではないかなど思つております。

○鈴木(淑)委員 重ねてお尋ねしますが、それでは、この緊急経済対策で、地価、株価の下落を中心として反発させる力がある。あるいは、都市再開発ということでお民间資金を引つ張り込んで公共事業周辺の事業を活発にする。その結果、ことしに入つて急激に景気後退が始まっていると私は思います、鉱工業生産で見ると急激に落ち込んでいますね。恐らく成長率については、この一二・二月は、例の家電リサイクル法の実施に伴つて買い急ぎが起きましたから消費が一・三月はプラスかもしれない。辛うじてプラス成長が維持できそうだと思ひます。ですが、その反動が四月から消費の相当な落ち込みで出でおりますから、四・六以降は多分マイナス成長に入つていくと思うのですが、こういう情勢をとめる力があるとお考えですか。力があるとすれば、どういう理屈でこれはとまると思いますか。御見解をお聞かせください。

○塩川國務大臣 エコノミストのベテランに向かつて言うのはおかしいですが、私は、直接これが効き目で効果をすぐ發揮するとは、そうは期待できないと思うのですけれども、しかし、こういうことのアナウンスは、確かに効果は私は期待できます。

また、秋には証券税制の問題も認識されてまいりますが、生保二社の保有株は完全に含み損になつていて、私の手元にある資料ですと、主要行十六行についてチェックしても、一万三千円を切りますと全体は含みは損に転じます。今ちょうどそのボーダーラインに差しかかっている。肝心なアナウンスメント効果の方もちょっと心細くなつておるんです。

塩川大臣、今ここで審議しております株式譲渡益の百万円以内の所得控除、これはどういう理屈で株価に対してプラスに作用すると思つていらっしゃいますか。

○塩川國務大臣 この百万円の特別控除を設けましたことが、株式の取引の常連という方ではない本当に理解してもらうようにするならば、私は当然していくと政黨、政治家の方々が、どうももう一つ宣伝を上手にやつていないようだと思うのです。ですから、この変わることの対策に対してもう一度少しあつたと思うのです。

時間がかかるだろうと思っておりますけれども、株価は、秋にこのアナウンスが実施されてしまふと、私は、多少は変動があつて、いい結果が出るようになります。

しかし、よく考えますと、一般の家庭の人たちで、今始まっている景気後退がとまる、あるいはださつたと思うのです。この緊急経済対策によつて、株価は大変正直にお答えください。

○鈴木(淑)委員 塩川大臣は大変正直にお答えください。それについてはもつと与党、自民党さんも含めて上手にやらなきや、こういうお答えでございまして、大変正直なお答えだと思うんですね。

私も、アナウンスメント効果はちょっとと出だけれども、実体的にはこの景気後退、この緊急経済対策ではとめられないなと思つておるものですから、これは秋といわば年内の景気後退は必ずどこか景気は、おっしゃいますように、地価は時間がかかるが株価にはちょっとと出た、それはおっしゃるなりますが、株価には出た、それはおっしゃるなりですね。日経平均株価で一万二千円台まで落ちていたのが、一時一万四千円台まで上がつたところが、御承知のように、それはまたする下がつてきて、今や一万三千円台の前半に来ております。

そういたしますと、きょうの日経新聞にも出ておりますが、生保二社の保有株は完全に含み損になつていて、私の手元にある資料ですと、主要行十六行についてチェックしても、一万三千円を切りますと全体は含みは損に転じます。今ちょうどそのボーダーラインに差しかかっている。肝心な

ことは、片方でやはり源泉は、もうこつちの方が絶対得だという頭が固定化しておりますので、そこを私は先ほど言いましたように、これを比べてみたらどっちが得だ、こっちが得だとあります。もっと根本的な、差益損の計算をしるとか、そういうことをやはりわかつてもらうようにして、もちろん年間に何千万円という株の売買をしておられる方々、この方々についてはこれでは不満足ですね。日経平均株価で一万二千円台まで落ちていたのが、一時一万四千円台まで上がつたところが、御承知のように、それはまたする下がつてきて、今や一万三千円台の前半に来ております。

そういたしますと、きょうの日経新聞にも出ておりますが、生保二社の保有株は完全に含み損になつていて、私の手元にある資料ですと、主要行十六行についてチェックしても、一万三千円を切りますと全体は含みは損に転じます。今ちょうどそのボーダーラインに差しかかっている。肝心な

なんですね。したがつて、源泉徴収の方が得だという考え方も、今までに持つておるんです。

しかし、よく考えますと、一般の家庭の人たちで、だらうと思うんですね。そして得ますところの利益というのは、大体売買高一〇%ぐらいの株の売買高というのと、大体一千万円ぐらいまでだらうと思うんですね。それで得ますところの利益というのは、大体売買高一〇%ぐらいの利益というのと、大体一千万円ぐらいの範囲ですが、そしたらしますと一千円ぐらゐの範囲内の方であるならばこの百万円控除によつて、大

体一〇%の益としてみても、これは源泉よりも利益になるということ。こういう数字が本当はまだ理解してもらつていらないと思うんです。

ということは、片方でやはり源泉は、もうこつちの方が絶対得だという頭が固定化しておりますので、そこを私は先ほど言いましたように、これを比べてみたらどっちが得だ、こっちが得だよあります。ただし、そのアナウンスメント効果は、おっしゃいますように、地価は時間がかかるが株価には出た、それはおっしゃるなりですね。日経平均株価で一万二千円台まで落ちていたのが、一時一万四千円台まで上がつたところが、御承知のように、それはまたする下がつてきて、今や一万三千円台の前半に来ております。

そういたしますと、きょうの日経新聞にも出ておりますが、生保二社の保有株は完全に含み損になつていて、私の手元にある資料ですと、主要行十六行についてチェックしても、一万三千円を切りますと全体は含みは損に転じます。今ちょうどそのボーダーラインに差しかかっている。肝心な

ことは、片方でやはり源泉は、もうこつちの方が絶対得だという頭が固定化しておりますので、そこを私は先ほど言いましたように、これを比べてみたらどっちが得だ、こっちが得だよあります。ただし、そのアナウンスメント効果は、おっしゃいますように、地価は時間がかかるが株価には出た、それはおっしゃるなりですね。日経平均株価で一万二千円台まで落ちていたのが、一時一万四千円台まで上がつたところが、御承知のように、それはまたする下がつてきて、今や一万三千円台の前半に来ております。

そういたしますと、きょうの日経新聞にも出ておりますが、生保二社の保有株は完全に含み損になつていて、私の手元にある資料ですと、主要行十六行についてチェックしても、一万三千円を切りますと全体は含みは損に転じます。今ちょうどそのボーダーラインに差しかかっている。肝心な

の、九ヵ月ぐらいの間に売ればこの法律の適用があるんだな、こういうことになります。これをねらつて買う人、そんなにいるでしようか。極めて限られたチャンスですよ、これ。

七月以降に買って、うまいこと一年後にもうかるかどうかというのはわからない。そこへもつてきて、もう三月にはおしまいだよと言われるわけですから。ほんの九ヵ月ぐらいの間にそのチャンスが来ないとこの減税の恩恵に浴せないわけです。この少ないチャンスをねらつて株式市場に入つてくる人が大勢いないと、株に対するプラスの効果はないわけでしょう。そこはおわかりいただけますね。株に対してプラスの効果があるとしたら、そのチャンスだけでしょう。確認いたしま

○塩川国務大臣 この特別措置の問題に関してはおつしやるとおりだと思つておりますが、しかし、以降で、引き続いて株価対策に関する税制の検討を進めておるところでござりますから、その検討の結果として、どのように進展するかわかりませんけれども、また投資家に有利に働くような税制になるかもわからぬ。そうした場合は、それに引き続いて期待は持つて、継続して持つてくれるのではないかと思いますが。

○鈴木(淑)委員 塩川大臣、また正直にお答えになりました。

この対策、減税だけでは極めて限られた株価に

対する効果しかないのであって、あるとすれば、また何か出てくるんじやないかという期待などいうふうにおつしやつた、それは大変正直だと思ひます。

しかし、私が申し上げたいのは、この減税の政策だけだと、株価が下がるんじやないかということがでます。マイナスの効果の方が大きいんじやないかということです。なぜなら、今既に一年以上持つていてる株がある、そして、点検してみると百万円以上含み益が出ている、こういう人は喜び勇んで売つてくると思うんですよ。これは間違ひなく売つてきます。しかも、売る期間は一年半あります。

すから。この売りは間違ひなく出でくると思いますよ。だけれども、ひよつとして一年後に上がるかどうかというのはわからない。そこへもつて来る人は、もう考えたら、ああ、そういう人はいるだろうなどすぐわかる。だから、これは株価にはマイナスだと思いますが、どうですか。

○塩川国務大臣 私は株の売買をやつたこともございませんので、心理的状況はわかりませんけれども、どうも、やつててる人の慣習を見ていますと、株を売つた人はまた買いますね。そう慣習づけられているように思うんですね。

ですから、この際に売つて、一応利食いで逃げ

て、また新しく、これもまた、この次はまたひよつとしたら税制が変わるかもわからぬから、不利に

はならぬだろう、それで今は今売つて、また新しく

買つておこう、こういう期待が持てるということ

と、今割と 思いますのに、新しいわゆるIT関

係、それと電子関係の株に切りかえて、いこうと

思つておる人はかなりおるんではないかな。その意味において、売買は、私は、秋以降、税制の改正等を見て少しは動いてくるようと思うんですけど、そのことは私たちも期待をかけておるところなんですが。

○鈴木(淑)委員 それは、塩川大臣、この減税の恩恵に浴するために、売つた人はまた買うだろうなんて、そんな怪しげなことを期待した政策だとすれば、まことに心もとない。

私は、それはそれこそそのときの経済状況、株価の先行き感に依存して決まることがあって、現

時点では、売つたものを、しばらく株を買わないではかの形で持つてゐるが、すぐまた何かを買う

かはわからないというのが正確な言い方ですよ。

しかも、さつき言いましたように、私は、秋か

ら年末にかけて景気後退は本格化してくると思ひます。だれの目にも明らかに失業率は上がっていく

し、倒産はふえてくるしこう状況になると

思つていいものですから、余計これは売り圧力の方

が強いというふうに考えております。これ以上

言うと水かけ論ですから申しません。

それでは大臣、さつきも大臣おつしやつて僕も

そうだと言いましたように大事なことは、この先どういう株式税制になつてくるんだろうかといふことです。それに対する期待が大事だとおつしやる以上、株式保有者にとって有利な税制になるんだというニユアンスが出てこなければいけないと思うんですね。

大臣にお伺いします。

現在は、源泉分離とそれから申告分離と二つに

なっています。それをお聞かせいたしかないと、将来いい税制になるんじやないかといつて買う人なんかあらわれませんよ。いかがですか。

○塩川国務大臣 大体私は、株価を上げるということ、これはやはり重大な経済政策であり、景気対策でありますけれども、これは税制ばかりでなくものじゃないと思います。やはり、企業が努力してくれて配当性向も上げて、信頼される会社がどんどん発展していくことが株価だと思うんで

すが、しかしその一方で、税制をもつてサポート

していくのも政府の仕事だ。そういう意味で、税制の改正によつて対応するということは、あくまでも補完的な意味だろうと思つております。

けれども、我々も絶えず税制を見直して有利な

ように持つていただきと願つておるところでございますが、それじゃ望ましい証券税制をどうす

るか、それは今はここでちょっとと言えないこと

でございまして、また私自身がまとまつた案とし

て持つておるわけでもございません。

○鈴木(淑)委員 まだそこまで決定的な議論はしません。けれども、控除を引き上げるといふ考えよりも、一本化したとき、税率そのものを

やはり考慮すべきだろうと思つております。

○鈴木(淑)委員 大変いい御意見が出ました。

株式譲渡益に対する課税が利子課税に比べて不

常に高いというのを直すためには、今塩川大臣は、やはり税率の二六%を例えれば利子課税の二〇%

昨日決定いたしました。その時点でお一本化する

こと、これはもう税制上決まっておる。一本

化して申告制にする。そうするならなきやだめだろうと思つております。

源泉徴収に応じてきた人たちもある程度これで納得してくれるような申告制一本化、税率の考慮と

いうことがセツトにならなきやだめだろうと思つております。

そろえる、そういう方向であつて、控除というのではなく便法で百万円控除をとつたけれども、それは本来の方向ではないだろうと、大変重要な発言をされました。私もそれは賛成です。

しかし、そうなればなるほど私思つのは、この百万円の控除というのは不公平だね、しかも株式税制改正の王道に沿つていなかつたことですね。王道は、ロイヤルロードは、本来の行くべき方向は税率なんですね。それを百万円控除といつて二年間、正確には実施から一年半ですが、行こうというのは何か邪道だなと思います。

一番邪道だと思いますのは、御承知のように、扶養控除だって三十六万ですよ。百万という所得控除は非常に大きい。それを、一年以上株を持つていてその譲渡益が百万を超えそうな人といえば、かなりの資産家ですね。資産家優遇が悪いといふんじやありませんよ。もちろん、今の高齢者は相當蓄積しておられるし、日本の所得水準も上がっていますからいいんだけれども、しかし、この百万円の控除というのは、今の扶養控除その他の所得控除に比べてほか高い。これは不公平だな。しかも、本来の株式税制改正の王道に沿つていな

い。御自分でおっしゃったように、本来なら税率なんだ。

そういう意味で、これはますい制度じゃないですか。さつき言つたように、私は、効果は株価に対してマイナスだらうと思つています。その上、税制として見たらこれは不公平だと思いますよ。しかも改革の方向に沿つていません。三拍子そろつてしまひですよ、これは。いかがですか。

○塙川國務大臣 税制というのは、御承知のように、公平の理論というものは原則でございますけれども、場合によつては、政策的誘導ということも大きい役割といいましょうか、機能として持つております。先ほども申しましたように、臨時緊急の方法として、個人の投資家が株式に参加しやすいようなインセンティブをつけていくための措置としてやつたといふことがあります。確かにそれは、一般的の所得控除とかいろいろ考えま

したら議論すべき点は多々あると思つておりますが、そういう一時的な政策効果をねらつたものとして是認していただきたいと思つております。

○鈴木(淑)委員 税制の基本は公正だけではあります。だけれども、公正を維持しながらおか

つ經濟効果のある税制の方がいいんですよ、不公正であつて経済効果があるよりも。

そういう意味で、これは本来税率の下げをすべきなのに、百万円というとんでもない大きな控除を

反対だということを申し上げて、次に進みます。

株式税制が他の利付金融資産に比して不利になつてているのは、譲渡益だけではありません。配

当課税がそうであります。御承知のように、一回五万円以下、年間十万円以下なら源泉分離で二〇%

で済みますが、そうでないと——そんな技術的なことでもないんだから尾原さんに聞かないで、ちゃんとお答えになつてください。易しく僕はボ

イントを言いますから。二六%かかるんで済みますね。それは御存じでしょう、配当課税、年間十

万円以下じゃないと。

それで、尾原さんが出てくると何を言うかとい

うと、配当控除もござりますといつて問題を複雜化させて帰っていくんですよ。そういう複雜な話をし出すと、ひょっとしたら大臣が厄介な話だと思われるかもしれないけれども、配当控除を考慮

しても、七百万ぐらいを境目ににして、やはり十万円以上の配当を受けている人に対する税率は、利子所得の二〇%より高くなつてきます。だからもう

う、お答えを先取りして答えを言つちやいます。

間違いなく高いんですよ、総合課税に持つていかれちゃいますからね。

それで、お聞きしたいポイントは、この配当課税を利子課税より、ある額を超えると高くしかやうという今の税制、私はこれもまずいと思つているんです。こんなことをやつてあるから、間接金融の方が直接金融よりも日本は発達しちゃう。直

でも、これが一つネットになつてゐると思うのですね。今金利が低いですから、配当がばかにならないのですね。電力株なんて五百万も買いますと、

もうこれで配当十万円以上になつちやつて、高い方の税率にいつちやうのですね。

ですから、これについても塙川大臣、やはり将

來の方向として、利子所得の課税と配当所得の課税は、税率でイコールフットティングにしなきゃおかしいんじゃないかとお考えになりませんか。

○塙川國務大臣 その話を聞いていまして、もう一つ前の質問の中に、所得控除と百万円の控除とを見たら、えらい不公平やといふお話をございましてですね。まさにそのように、所得控除との関係もやはりバランスをとつていかなきやなりませ

したですね。まさにそのように、所得控除との関係もやはりバランスをとつていかなきやなりませ

す。これは、余り高くしてしまつて、五十万だ、一百万だとしまひますと、これこそやはり勤労

所得の方との不公平が非常に拡大されてくること

もござりますし、その点は非常に難しいところだ

ろうと思つております。

したがつて、これは重大な問題として、国民の

方が資産を預金、貯金から資本市場に参加しても

らう方法に変えていく、態様を変えていくこと

政策を積極的にとるかどうか。ドイツのように、

あるいはノルウェーがやりましたような政策に切

りかえていくことの国民の理解が得られれば、相当なことができていいと思いますけれども、今は、株の配当というものはいわば金持ちの

収入というような観念がいま残つております

ので、その中において十万円問題を考えるということは、私は、若干は考えたらいと思ひますけ

れども、それはやはりあつと驚くというような改

正はちょっと難しいように思つております。

○鈴木(淑)委員 塙川大臣、勤労所得と配当所得

(塙川國務大臣「いやいや、まだまだそういう観念が多いだろうと、国民の中には」と呼ぶ) そぞとすれば、改革を標榜している内閣でしょう、そのまま大番頭さんでいらっしゃるんだから、そういう考えは古いからこの際は直すというぐら

いと言つてくださいなきや困ると思いますよ。

特に、勤労所得と比べておっしゃいました。そ

れでは、利子所得と比べたらどうなんですか。利子所得は源泉分離で二〇%にしておきながら、配

当所得だけは利子所得より厳しいというふうに持つていくことについて、そんなことをやつてい

るから間接金融優位が直らないんだ、株式市場が思つたように発達しないんだ、ねらつていらつ

しやる株価の回復がうまくいかない一つの原因だ、僕はこう申し上げているわけです。だから、勤労所得との比較じゃないのです。利子所得と配

当所得の比較なのですね。後ろから何を言つておられるか大体見当がつくのですよ。配当控除を入れて計算するところとかこうとかという話があるけれども、一定のところからもう明らかに不利で

すね。もう一つ踏み込んでお伺いします。

配当所得については、二重課税の議論がござりますね。我々が資本を出して会社をやつているわ

けですね。株主というのは資本提供者です。その

資本をもとに会社はやつてある。それでもうかる

と、そこで一回法人税がかかつてゐる。もう、一回税金を払つてゐるのだから、あとはそのままも

らいたいけれども、もらうと、今度はもう一度所

得税がかかつてゐるから、二重課税だ。これなんかも不公平じゃないか。ドイツでは、インピュテー

ションといいます、そのところを調整するよ

うになつていてます。

私は厳密なインピュテーションをやれなんてい

う議論をするつもりはありませんが、二重課税を

考えると、今の配当税率は、利子所得の二〇%より高いのを二〇にそろえるだけではまだ不足だと思つてゐるのですよ。二〇より少し下げるぐらい

のことを配当所得についてやつてやらなきやバラ

プラスですが、六月はそれ以上のマイナスです。もう四一六まであつと下がっていくのははつきりしています。

四一六になりますと、さつきも言いましたように、家電リサイクル法に伴う貰い急ぎの反動が出ますから、消費がおかしくなつてくる。それから、一月の機械受注が七四半期ぶりにマイナスになつちやつたですね。これが六ヶ月から九ヶ月の先行指標ですから、今度は、七一九以降は設備投資も危ないという状況です。

こういうときには、これは改革の苦しみだ、だから我慢しろとおつしやるわけにいかないです。改革をまだ始めないうちからおつこつちやつてているんですからね。この前、小泉総理に例え話で申し上げました。血が出ても我慢してくれ、手術をすれば君は健康になるんだからといって、血が出ることを恐れない、痛みを恐れず改革だといつて手術室へ入っていったら、メスを振るわないうちからもうその患者が出血していただうするか、これはまず血止めでしようなど。今の日本経済はそういう状態だと私は思っているんです。改革のせいで出血しているんじやないですよ、改革をまだ始める前から出血している。

この場合、塙川大臣は、やはり血止めの措置をする、すなわち、補正予算を組んで、例の三十兆円という国債発行は来年度の約束ですから、何らかの手を打つて、構造改革をして多少の痛みは出ても大丈夫なようにしながら構造改革を進めます。それとも、もう金輪際補正予算なんか組まぬ、今の緊急経済対策でいいんだ、そして来年度からこういう構造改革をやる、あいう構造改革をやる、それだけアナウンスし続けていいんだ、そういうお考えですか。どちらでしようか。

○塙川国務大臣 私は、今すぐに補正予算でも、追加の補正をするという考えは今持つております。

しかし、おつしやるよう、四一六月がどのようあらわれてくるかということをまだ私たち予想しておらないのでござりますけれども、一一三

より悪いということはおおよそ感覚的に見ております。しかし、これとても少し様子を見なければなりません。何とも言えないと思いませんが、その結果等を見ま

して、どうしても必要があるというならば適当な時期に考えてみる必要はあるかもわかりませんけれども、今の状態でいきますならば、私は、補正予算だとあるいは追加出動だというよりも、もっと予算が有効に使われておるかどうかということを実際に確かめてみる必要があると思つております。

ということは、昨年の補正もございましたらしいたしますが、それらが実際支払いベースにどこまで乗つておるのかということをまだ私たちは十分つかみ切れていないようなこと、ましてや、十三年度予算の支払い状態とすることも、もつと急がすべきことがあるだろうと思つたりいたしております。

そういう受動なひとつ検討をした上で考えていただきたいと思っております。

○鈴木(淑)委員 十三年度当初予算が本当にきち

っと執行されているかどうかの検討を先にしたい。この場合、塙崎議員、ただいま、サービスの官業、民業のすみ分けというか役割分担のお話がございました。私は、それは絶対補正是組まないなんですが、その際に、一般的の銀行からの不良債権の買取りもやろうということになつたわけであります。今から、おれは絶対補正是組まないなんていうが絶対やらないとも言わないというお答えでした。私は、それは非常に真つ当な考え方だと思います。今から、おれは絶対補正是組まないなんといつて手足を縛つたら、ますます逆のアナウンスが、その際はまだサービスがございませんでした。そしてまた、民間の市場で不良債権を売却して、サービスの助けをかりながら債権回収が行われるという仕組みが、市場があればよかつたわけでありますけれども、当時はなかつたわけでありまして、そういう意味で、市場を補完する意味で、RCCに一般の銀行からの不良債権買取り並びに回収をやってもらおうということになつたわけでございます。

その間に、今先生おつしやったように、サービ

題なんですね。構造改革に伴う痛みなら、一緒に我慢しようと呼びかけられるけれども、そういうことは関係なく、去年の十一一二あたりからおかげでございます。

その間に、今先生おつしやったように、サービ

塙崎さん、お待たせしました。出しておられました衆法について、一つだけ質問させていただきました。

これは、簡単に言つてしまえば、公的なサービス機能をもう少し続けたいということですね。されども、今の状態でいきますならば、私は、補正予算だとあるいは追加出動だというよりも、もっと予算が有効に使われておるかどうかということを実際に確かめてみる必要があると思つております。

塙崎さん、お待たせしました。出しておられた衆法について、一つだけ質問させていただきました。

これは、簡単に言つてしまえば、公的なサービス機能をもう少し続けたいということですね。されども、今の状態でいきますならば、私は、補正予算だとあるいは追加出動だというよりも、もっと予算が有効に使われておるかどうかということを実際に確かめてみる必要があると思つております。

いわゆるサービス、サービス法に基づく

サービスとしての役割というのは、RCCは非常に限られたものであります。これまでの不良債権、破綻銀行からのものと、それから、一部、民間ではなかなか処分できないようなものを今まで持つてきました。こういうことがあります。

したがつて、今ここでなぜ三年延ばすのだ、こ

ういうことありますけれども、これは、今回、二年、三年のうちに不良債権については最終処理を行ふんだというところで、一つの選択肢として申しこみの延長ということで、したがつて三年だけの申しこみで、公的サービス機能を続けたいと。それに延ばすということを今ここで考へることではなくて、もちろんここで政権としての決意を示す意味でも、三年間だけ延ばすということであつたかと思うわけでござります。

そしてまた、もう一つ、この間も申し上げまし

たけれども、我が自由民主党の中でもさまざまに議論があつて、公器としての、公の器としての整理回収機構には、例えばサービスにはない銀行としての資格でござります。それから、特別調査権というのが今まで預保の方にあつて、それとセツツでできるという特徴もあります。そういうことをいろいろ考えてみると、公器として不良債権処理をこれからやるとときに、メニューの一つとして、ここを残すことは非常に重要ではないだらうか、こういう議論もあつて、今回これを延ばそうということにしたわけでござります。

以上です。

○鈴木(淑)委員 塙崎さん、ここはちょっと難い問題があると私は思つています。それは、民間から見ると、不良債権は高く買つてくれる方へ売りたいわけですよ。だから、RCCの方へ来るといふのは、RCCの方が高く買つてくれる場合でしょう。そうすると、国民の税金を使うのですから、そんなやたらに民間よりも高い値段をオファーしていいのかという話があるのですね。それで私は聞いたわけです。

だから、ここにおける官業と民業のすみ分けというの実は非常に厄介だよと言つてゐるのです。やーさん絡みや何かでこれはもう官業に、民業の方は、サービスはもうこんな怖いのは嫌だと言つてゐる、そういうときにRCCが買つてくれる、これだつたら喜んで来ます。これが官業の役割だと私は思うのですね。RCCは強いですか、非常なペテランをたくさん擁して。民間はそういうところは怖がります。それはいいと思うのだけれども、値段だけで勝負すると話が変なことになつてしまつて、税金を使つているのにそんな高い値段をオファーしていいのかねみたいになります。その点だけ、私が聞いた理由としてつけ加えます。もう時間がないので御答弁は要りません。いいよいあと五分でござりますので、きょう、私がやはり一番大事だと思って議論しているのは、株式税制なんでございます。

塩川大臣、私は三つのことをさつき言つたわけですね。配当課税にしろ譲渡益課税にしろ、その税率が利子課税よりも高い、これは税率調整で均衡をとるべきだ。そういう方向で賛成だとおつしやつた。それから、配当二重課税の議論は、厳密にやつていくと泥沼になつてしまふけれども、多少味をつけた方がいいんじゃないかといふ議論についても理解を示された。最後の、総合所得か申告分離かといふところについては、これから研究されるというふうにお答えになりました。

実は、塩川大臣、大臣に就任される前の三月一日のこの同じ財務金融委員会で、私はこの税制を前任の宮澤大臣と、そちらの当時から金融担当の柳澤大臣とお二人にいたしました。ここにそのときの議事録がございます。柳澤大臣は私が言った三つに対して明確に賛成されたのです。

実は金融庁としては、平成十三年度税制改正とともに、そういう方向の要望を財務省に出しているのですね。それを財務省は取り上げないで、こいつ形で來ているのですが、金融側は私が言つたとおりの将来展望を持つてゐるのです。ですから、私は別に閣内不一致と言つて騒ぐつもり

はありませんが、将来展望ですから閣内不一致があつてもしようがないのですが、塩川大臣、実は、やーさん絡みや何かでこれはもう官業に、民業の方は、サービスはもうこんな怖いのは嫌だと言つてゐる、そういうときにRCCが買つてくれる、これだつたら喜んで来ます。これが官業の役割だと私は思うのですね。RCCは強いですか、非常なペテランをたくさん擁して。民間はそういうところは怖がります。それはいいと思うのだけれども、値段だけで勝負すると話が変なことになつてしまつて、税金を使つているのにそんな高い値段をオファーしていいのかねみたいになります。その点だけ、私が聞いた理由としてつけ加えます。もう時間がないので御答弁は要りません。いいよいあと五分でござりますので、きょう、私がやはり一番大事だと思って議論しているのは、株式税制なんでございます。

先生御指摘のように、前回と申しますか、前内閣でのこの財務金融委員会で、ほんと先生の御意見が一致するというような論議があつたわけでございますけれども、私どもとしては、そのときに申し上げたような考え方で進みたい、要望していきたい、このように考えております。

特に、私は、日本の場合、総合課税論というの

がシャウブ勧告以来確立しまつて、他のあり方というのは、何か臨時に認められる、政策的な配慮から認められるというような位置づけでござりますけれども、私どもとしては、そのときに理解を示された。最後の、総合所得か申告分離かといふところについては、これから研究されるというふうにお答えになりました。

○鈴木(淑)委員 大変頼もしく思います。ぜひぞん。柳澤大臣は私が言つた三つに対して明確に賛成されたのです。

実は金融庁としては、平成十三年度税制改正とともに、そういう方向の要望を財務省に出しているのですね。それを財務省は取り上げないで、こいつ形で來ているのですが、金融側は私が言つたとおりの将来展望を持つてゐるのです。ですから、私は別に閣内不一致と言つて騒ぐつもり

○鈴木(淑)委員 質問時間いっぱい使われて、株式関係の税制について、また資本市場の発展を展望されての税制上の御質疑をいたしましたが、柳澤国務大臣 質問時間いっぱい使われて、株式関係の税制について、また資本市場の発展を展望されての税制上の御質疑をいたしましたが、

はあります。柳澤大臣にはきょうは質問をいたしませんでしたが、今言つた三つの点につきまして、これからも金融庁としては財務省に対して、こういう方向の株式税制の改正が金融庁としては望ましいと思うという主張を続けていかれますでしょうか。

○柳澤国務大臣 質問時間いっぱい使われて、株式関係の税制について、また資本市場の発展を展望されての税制上の御質疑をいたしましたが、

○鈴木(淑)委員 せひ根本的に勉強し直され、検討し直されまして、総合課税が最適だという古いシャウブ勧告以来の何となく確立しまつたものにとらわれず、最適課税理論に基づく所得類別の課税、これはすなわち申告分離の課税であります。そういうものが特に金融関係あるいは資産関係の課税には必要なのだという私の主張に早く御理解を賜りたいというふうに申し上げて、きょうの質問を終わらしたいと思います。

○山口委員長 中塚一宏君。ありがとうございます。

○中塚委員 自由党の中塚でございます。

大臣、おはようございます。

まず、緊急経済対策の法案についてちょっと伺いますけれども、二十五日の財務金融委員会の税理士法改正の質疑のときに大臣と税の話をちょっとさせていただいたので、質問の終わり間際だつたときも、そろそろみんな念頭に置いて税制の仕組みをつくつていただければ非常にありがたいと考えて、実は今先生御指摘のような租税理論の裏づけもあつて、そういうことが行われるのだということも、そろそろみんな念頭に置いて税制の仕組みをつくつていただければ非常にありがたいと考えて、こういうことを申し上げさせていただきましたが、その点、私は考え方を変えておりません。

○鈴木(淑)委員 大変頼もしく思います。ぜひぞん。

最後に、塩川大臣、今の金融担当大臣のお話を聞かれて、何か御感想がございましたらお聞かせください。

○塩川国務大臣 金融担当大臣はなかなか金融問題のペテランでござりますから、確かに先を見て

いるなど思いますが、それでも、先ほど申しましたように、証券税制全体を申告制一本に集約してしまったことについては、これは相当な議論を経た上で結論を出さなければならぬ問題である。私も、方向としては確かにそういう方向もあるとは思いますが、それが現在の日本の経済情勢、社会情勢、そしてまたグローバルゼーションの中で、日本の立場からいうてどうなのかといふことは、根本的に勉強し直して検討する重大な課題だと思つております。

○鈴木(淑)委員 ゼひ根本的に勉強し直され、検討し直されまして、総合課税が最適だという古いシャウブ勧告以来の何となく確立しまつたものにとらわれず、最適課税理論に基づく所得類別の課税、これはすなわち申告分離の課税であります。そういうものが特に金融関係あるいは資産関係の課税には必要なのだという私の主張に早く御理解を賜りたいというふうに申し上げて、きょうの質問を終わらしたいと思います。

○塩川国務大臣 私は資産税の強化ということを言っておりますけれども、それは、株の強化、株式譲渡に対する強化ということと直接結びつけておらないで、他の資産所得、そういうものに対する課税の見直しということを言つておるのでございます。だから、株式であるとかあるいは知的財産の問題等につきましては、これはやはり一面において奨励しなければならぬ問題でございます。だから、株式であるとかあるいは知的財産の問題等につきましては、これはやはり一面において奨励しなければならぬ問題でございます。だから、株式であるとかあるいは知的財産の問題等につきましては、これはやはり一面において奨励しなければならぬ問題でございます。しかし、資産所得で他の部類であるものは見直していくべきだだと思つております。

○中塚委員 株式というのが資産と大臣がおつやつた中には入っていないことなんですか、そうすると。資産税を見直していくときに、この株というのは大臣的には資産税ということではないという点でよろしいのでしょうか。

ただ、いずれにしても百万円の控除をつくつてしまふということになりますと、結局、税率が他のものと比べてまだ考える余地があると言われる余地があるのではないかというふうな御趣旨の発言をされたと思うのです。

今うちの自由党の鈴木委員からお話をありますて、そのとき大臣は、税率こそ本当は見直さなければいかぬのだというふうに御答弁されていましたよね。そういうところで、今回の緊急経済対策で出されている株式の譲渡益に関する法律というのは、これは資産に関する税ということではないのでしょうか。

○塩川国務大臣 私は、資産税の税率を上げたり資産税を強化する、そういうことではなくして、資産税の収入を強化したいということを言つておる、これは御理解していただけますね。

そういたしますと、現在、日本で、一例を言いまして、資産の一部として株を保有している人は七百万なんですね。重複を避けるとともに少なくなるだろうと思うたりしますが、これを諸外国の

実例にしてみますと、非常に低いということは言えると思います。そうしますと、もつと株式保有というものをふやすことによって、いわゆる株式所得から得るところの税額というものがふえてくるのではないか、こういうこと。ですから簡単なことを言うたら、薄くしてたくさん取るということを考えたらええのやないか、こう思うのです。

○中塚委員 薄くして広く取るということではありますけれども、それだったら何で時限措置になつているのかなうふうにも思うわけですがれども、いずれにしても、税率こそ見直すことが大事であるという大臣の先ほどの発言と関連して、最終的に証券の譲渡益課税というものを見直すときに、税率を引き上げる方向ではないということですね、それは。

○塩川国務大臣 引き上げる方ではございません。○中塚委員 それで、緊急経済対策ということなんですね、けれども、また一方で小泉内閣の方針として、財債の発行額を三十兆以内に抑えいくといふうなお話をされているわけですね。財務金融委員会でもお聞きしていますし、また予算委員会でもずっとお聞きをしていることなんですね、けれども、財政の中期展望ですか、それを見ると、来年は二・三兆円、この財政中期展望でさえ二・三兆円の公債は削らなきやいけないということになっておるわけですね。

それで、五月三十日の参議院の予算委員会で、二〇〇二年度の国債発行を三十兆円に抑えようとすると三兆三千億カットしなきいかぬ、その中で、目安として国で二兆円、地方で一兆円減らすというふうに御答弁をされていますね。やはり今、国の二兆、地方の一兆というのは一体何なのかといふ話になつてくるんですねけれども、まず、地方の二兆円といふことについて、どういうふうに歳出の削減というものをお考えになつていて、お聞かせいただけますか。

○塩川国務大臣 お話の中にございましたように、平成十四年度を見ます場合に、三兆三千億円の国

債を増発しなければ、中期展望の財政計画に符合してへんようになつてまいります。そこで、その三兆三千億円を減額するということにつきまして、国が約二兆円若干とすることと地方で一兆円ぐらいということですが、これは、地方の交付税で一兆円丸々削減ということではなくて、地方の財政計画の中で、財政支出の中でも一兆円ぐらいは全体を通じて削減をしてもらいたいということです。

○中塚委員 地方財政計画によりますと、年間の規模が八十九兆円になつておりますね。この支出額八十九兆円のうち、それは当然経費として見なきやならぬもの等ござりますから一概に申し上げられませんけれども、スケールからいいますと、一%でしたら九千億円、そうすると、一兆円ということは、地方財政計画の中から見たらそんなに大きい金額ではない。そうすると、一兆円前後はどこか節約しきり上げる方ではございません。

私は、その一つとして、この際に、行政経費の見直しというものをもつと深刻にやつてもらえたと思うかと思うておるんです。過日、横須賀市で公共事業の入札をされました。はつきり金額は思ひ出せませんが、入札の仕方をちょっと変えただけで二〇%から経費が節減された。これは大きい削減だと思つてますが、そのような、いろいろな部門を取り上げてみたら、私は、一%の削減といふことはそんなに難しくない、ぜひひとつ努力をしてもらいたいという念願を言つておるわけです。

○中塚委員 私申し上げましたのは、地方財政計画で一%の一兆円を減らしても、それがそのまま全部交付税ではないんだろうというふうに思うんですね。だから、地方財政計画の全体の需要のスケールというのを落とすことは大事なことだと思ひます。というか、それをやらなきやいけないんだろうと思うんですね。けれども、地方財政計画が一%減つたって、それはそのまま結果として交付税が一兆円減るということにはね返らないんじゃないですか。

というのは、地方だって交付税だけが財源ではないですね。地方の税収もあるわけだし、国庫支出金もあるだろうし、あと地方債なんかもあるわけですね。そういうことを考へると、全体のスケールを減らしただけではそのまま交付税の一兆円削減ということにはならないんじゃないかな。

○塩川国務大臣 その分は交付税で影響してきますから、私はその分が節減されてくると思っておりま

つしやつていますね。交付税を減らさないということには、それは一体どういうことなんでしょうか。

○塩川国務大臣 交付税だけで一兆円減らすことがないということをございまして、交付税は一切減らさない。そんなことは言つております。交付税だけで一兆円ということは無理だと。

しかし、国から地方に支出します補助金の額は、率とかなんとかじやなくて絶対額で削減することもできるだらうし、また、地方自体が交付税の算定基準になります基準財政需要額を見直してくれることによって、その分が削減することになつてくる、こういうことを言つておるわけです。

今、ことしで地方交付税特別会計に対しまして国が支払いをしなけりやならぬ責任額といふのは四兆数千億円あるわけですね。これを減らすこと非常に大きい国の負担に関係してくる、こういうことを申し上げております。

○中塚委員 私申し上げましたのは、地方財政計画で一%の一兆円を減らしても、それがそのまま全部交付税ではないんだろうというふうに思うんですね。だから、地方財政計画の全体の需要のスケールというのを落とすことは大事なことだと思ひます。というか、それをやらなきやいけないんだろうと思うんですね。けれども、地方財政計画が一%減つたって、それはそのまま結果として交付税が一兆円減るということにはね返らないんじゃないですか。

というのは、地方だって交付税だけが財源ではないですね。地方の税収もあるわけだし、国庫支出金もあるだろうし、あと地方債なんかもあるわけですね。そういうことを考へると、全体のスケールを減らしただけではそのまま交付税の一兆円削減ということにはならないんじゃないかな。

○塩川国務大臣 その分は交付税で影響してきますから、私はその分が節減されてくると思っておりま

つしやつしていますね。この分の削減ということになりまつしやつしていますね。この分の削減ということになりますと、やはり、財政計画からいいまして、一%の削減ということは全体に及ぼしますから、私は、地方交付税と国庫支出金の方にウエートがかかつてまいりますけれども、その分が実行して出でてくると思います。したがつて、地方交付税で一兆円削減したら國の支出は一兆円助かる、そんなことでもないと思つております。

○中塚委員 今いみじくもおつしやいましたけれども、交付税と国庫支出金で半分ぐらい財源になつておるわけですね。それで、地方に行くお金と、いや、国庫支出金というのは、地方財政計画なんばかりらつと見ても、公共事業費の補助負担金なんかはかなり大きなスケールになつてますけれども、それ以外は義務的な経費がほとんどですね。人件費であるとか生活保護の負担金とか、そういった社会保障関連もあります。そういつたことを考へると、この国庫支出金の方を合理化するといつても、かなり知れいるんではないかなとうふうに思ひます。

今大臣がおつしやつしているのは、国庫支出金も合理化をしてもらう、ここに当たる部分についても地方財政も合理化をもらうということですね。それと、あと基準財政需要額ですか、ちょっとそれはまた後で話をしますけれども、要は、国庫支出金と地方交付税の部分で国から出していくお金を一兆円削減するということによろしいんですか。

○塩川国務大臣 結局、そこに焦点は絞られてくると思つております。

したがつて、地方交付税で貸し借り分の、それの毎年やつております分の年次分割返済なんございまして、非常に複雑に組み込まれておりますね。その中の一部を返済してもらうことも非常に大きい削減でござりますね。そういうのも、中身はどうかわかりません、まだ私はわかりませ

んが、そういうようなものを具体的に、一つの兆円という目標は出ますけれども、これをどこでどうするかということについては、私もまだそれだけの知識もない。けれども、目標と指示だけはしっかりと与えておかないと役人は仕事ができませんので、ここはきっちりと目標を与えておる、項目はこういうところで見直せということです。中身については、やりとりがありますから、そこらは当局、事務的に交渉したらできるじゃないか、こういうことでやつておるのです。

○中塚委員 国庫支出金というのは、もう大体補助負担金関係ですね。これは、要是合理化とか単価の見直しとか、そういうことで下げていくところまでよろしいんですかね。何か、物価がどんどん下がっているから、それに実勢を合わせればかなりの額が削減されるはずだというふうな御発言をされていますよね。そういうことでよろしいのでしょうか。

○塙川国務大臣 大体そういうことですね。何も、公共事業ばかりじやございませんで、一般に、地方自治体が提供しておりますサービスの中でも、

相当単価的に見て改正するところが多々あるだらうと思つております。

例えは、これはもう私の感覚でござりますから、これ言うたらまた問題になるかもわかりませんけれども、例えば学校給食なんかでも節約しようと思つたらできるでしよう。それから、いろいろな行事、いろいろな市がやっておりますイベントとか行事があります。そういうのは節約できるで

しょう。私は、この際にそういうものを全般、何もこれだけということを言つていません、決してそう言つていない、また誤解されたらもう大変なことになりますので。そうじやなくて、全般をやはり見直してもらつたらどうだろか。それを私は、シンプルミニマムの見直しを始めてくれぬか、

こういうことを言つているんです。國も同様でございまして、ナショナルミニマムも見直さない。そのときの根本精神は何かといつたら、自助自立の精神を、國の場合はそれを全面的に出してナ

ショナルミニマムを見直したらどうだと。その基準は与えておるわけです。

○中塚委員 私は、大臣のおっしゃっていることは誤解はしないでそのまま信じるようになつたとしておりますので、私の方ではなくて、どつつかといふうと与党向けの話なんだろうというふうに思うのです。

それで、どこを見直すかということは別にして、国庫支出金についてどんどんと合理化とか削減の方向で見直していくことなどなんだろうと思つています。

○中塚委員 別に、一つ一つのところについてどう削減をされるのかという話を伺いしているわけではないのですが、ただ、地方財政計画を

と国庫支出金というものを引つ張ってきて仕事を

しているわけですから。だから、地方財政計画で

方財政計画で一兆円切つても、要是国庫支出金なりなんなりというのは、国から出ていくお金

金というのは、それで全額貯われているわけではありませんよね。要是補助金だったりするわけだ

し、地方はいろいろな財源の中で、交付税とかあ

と国庫支出金というものを引つ張ってきて仕事を

しているわけですから。だから、地方財政計画で

恐らく、いろいろな事業を満遍なく見直していく

こという話になつたときには、国庫支出金にしても地方交付税にしてもなんですかけれども、国か

ら出していくお金を一兆円切ろうとする、それが三倍、四倍の地方財政計画自体の歳出を抑えないと、一兆円削減ということにはならないんじやないですか。

○塙川国務大臣 私は、そんなに反転する、計数が三倍にもなるとも思いません。しかし、事業量で切るんじやございませんで、絶対額で、例えば

補助負担というのがございますね。そういうのは、それを全部一兆円切るということは言つております。

しかし、先ほどお尋ねの中にありました、単独事業でも、一つ國の負担を軽減する方法として、

単独事業で起債分がございますね。起債分は、そ

縮しなくともいける方法は、先ほど言いましたように経費の節減ということがございますし、そういうことはこれから事務方で詰めでもらわなければ、これから一つ一つこれをどうするんだということは、まだ私が申し上げる段階じゃない、こ

う思つています。

○中塚委員 別に、一つ一つのところについてどう削減をされるのかという話を伺いしてい

るわけではないのですが、ただ、地方財政計画を一%切つただけで国から地方に行くお金が一兆円削減されるというふうには私はどうしても思えないものですから、だからお伺いしているわけですね。

例えは、地方財政計画でいわゆる単独事業なんか大体十七兆円ぐらいですけれども、そのうち地方債が五・五兆円ということなので、それ以外、残りは一般財源ということになると思うのですね。例えは、単独事業を削減するということにし

たって、やはり国から地方に行くお金というのは、一兆円切ろうと思うと、地方財政のベースでいくともっとたくさん削減幅になつてしまふんじやないですかということなのです。

だから、どこを具体的に切ろうという話ではな

いのですよ。国から地方に行くお金を全体として一兆円切るということになつてくると、国庫支出金であれ地方交付税であれ一兆円切ろうと思うと、地方財政全体の歳出というものを三分三兆か

ら四兆ぐらい落とさないと無理なんではないかといふうに私は思つているのですね。いかがで

しょうか。

○塙川国務大臣 確かに、一兆円に対する弾性値はついてまいります。しかし、それで三倍といふ

ことには私はならないと思うのです。しかし、多少の弾性値がついていることは、一兆が・

せん、それも交付税も入れて、交付税で負担しな

きやならぬものを、工夫して幾らかの緩和措置を

とりながら十四年度の支出を減らすということも、一つの知恵だと思います。また、負担金につ

いても、負担金を削減することによって事業を収

の事業によりますけれども、半分は交付税で見てくることになりますね。この分は国が負担しているわけですね。ですから、そういうものを、削減することによって将来は減額されていきます。

そうすると、現在の貸し借りの中で余裕が将来出てくる分に対しても、十四年度で一部返済していくことによって将来的に減額されてしまいます。

細かいことはもう役人の話で、こんなのはもう向かぬだろうかということは可能ですね。そういう

ことによって将来は減額されますが、そういう考え方を私は持つておる、そういう意味で言つておるといふことです。

ですから、一兆円はまさにしばり一兆円だけと

いうことはありません。ありませんけれども、地方債はそのぐらいの節減をしてくれても、現在の日本

の経済情勢あるいは市民のいわば安定した情勢等を見て十分できるじやないかということで、一つの目標として打ち出した、こう解釈していただ

きたいと思います。

○中塚委員 大臣のお考えになつてていることが大

分よくわかつてしまひました。

細かい話なのかもしれないのですが、単独事業のことについては、全くそのとおりだと思うんですけどね。ただ、単独事業は、減らすというよりは実勢に合わせなければかなりの額が削減にはなりませんよね。だって、平成十二年で十八兆五千億のうち何か五兆円弱ぐらいはできていない、未達になっているわけですから。単独事業自体は、地方財政計画の目標値なのかもしれないが、たぶんこれは実勢に合わせるだけでも国から地方に出でいくお金というのは大分削れるんだろうというふうに私は思つておるんですね。

ただ、そうなつていくと、では、今まで一体そ

の分の交付税というのはどうこに使われておつたん

だという話にもなりかねないなというふうには思つ

いますが、それはまた別の機会ということにして。

大体わかりました。要是、地方財政計画の歳出についてとにかく合理化なり削減の努力をしてい

く、その中で国から地方に行く一兆円のお金とい

ですか。その辺の自由度も認めていこうという考

え方なんでしょうか。地方が独自にお金を調達す

るというふうに考えるときに、税だけなんですか、

それとも債券についても割と自由度を認めていこ

うという考え方なんでしょうか。

○塙川国務大臣 これは地方行政のことに関しま

すので、私からちょっと申し上げにくいと思いま

すが、それは減った部分において新しくつくつても

いいし、また、現在持つておる公共事業全体がご

ざいますね、この部分は経費節減によって維持し

ていくことができます。維持しながら国費の削減

ができるということですね。それもやつてもらつ

たらいいではないですかということです。

○中塙委員 事業量と事業費というのは別物だろ

うと思ったからお尋ねしているわけですね。

資料でも、長期的にはGDPに対する公共投資の

額はどんどんと落としていくということが書い

てあったというふうに思うのですがけれども、単価

を下げて浮いたお金は、それはまたその下がつた

単価のもとで公共事業をやつて、結局事業費は確

保するということなのですか。

○塙川国務大臣 実質的に経費が減った分だけま

た別の公共事業を追加すればいいわけですね。

ですから、公共事業の総量は、景気対策がございま

すのでできるだけ維持して、むしろふやしていき

たいと思うぐらいです。けれども、一つ一つの公

共事業の経費というものは、削減するものは削減

したらいじやないか。その削減したもの、落ち

こぼれをずっと集めできたら、またちょっと新し

いものができますね。そういう考え方を私はして

いる、こういうことなんですよ。それは、事務的

な問題でござりますけれども、詰めでもらつたら

できるだろう。

ですから、もう一度言いますと、国費の支出は

できるだけ減らして、経費を節約して、そして実

質的な仕事はきちっとしておいて、節減した分は

新しく公共事業に転化してもらうようにしたらど

うだろう、こういうことです。

○中塙委員 例えれば十兆円の公共事業の予算があ

るとしまして、そんなことはなかなかないと思う

のですけれども全部単価が一割減ったら、量が同

じだったら額は九兆円になりますね。その減った

一兆円の部分は、事業をふやすということですか。

○塙川国務大臣 それは、そうではございません

で、それは減った部分において新しくつくつても

いいし、また、現在持つておる公共事業全体がご

ざいますね、この部分は経費節減によって維持し

ていくことができます。維持しながら国費の削減

ができるということですね。それもやつてもらつ

たらいいではないですかということです。

○中塙委員 事業量と事業費というのは別物だろ

うと思ったからお尋ねしているわけですね。

資料でも、長期的にはGDPに対する公共投資の

額はどんどんと落としていくということが書い

てあったというふうに思うのですがけれども、単価

を下げて浮いたお金は、それはまたその下がつた

単価のもとで公共事業をやつて、結局事業費は確

保するということなのですか。

○塙川国務大臣 下げて事業量を確保する、それ

は当然です。下げる分は、国費の削減、二兆円削

減しますから、その中の一部に充当するようにな

ればいいわけとして、それでもなお単価の引き下

げの方が大きければ、また少し公共事業をふやす

ということもできるでしょうし、そこらへは事務的

に詰めればいい話として、この国会の答弁の中で

細かく数字を出して私は言うだけの、まだそれだ

けの資料を持つておりますので、申し上げにく

い。

○中塙委員 それは、どこをどう削るかというの

は事務方でやればいいと思うのですけれども、大

臣がお使いになつておる言葉の事業費と事業量と

いうことについて、よくわからなかつたのでお伺

いをしたわけですね。

だから私も大ざつぱにお話ししているわけです

よ。十兆円の公共事業の予算があつて、単価が二

割ほんと落ちたら八兆円になりますね。量は変わ

らないわけですから。そうすると、今のお話をだと、

二兆余ったお金のうち、例えば一兆は歳出削減用

の財源にする、あと一兆はちょっと八に上乗せし

て公共事業は九ぐらいにする、そういうことだ

るらしいのですか。

○塙川国務大臣 そのくらいのハンドリングは、

どの程度でできるかということは計算上の問題だ

ですか。その辺の自由度も認めていこうという考
え方なんでしょうか。地方が独自にお金を調達す
るというふうに考えるときに、税だけなんですか、
それとも債券についても割と自由度を認めていこ
うという考え方なんでしょうか。

○塙川国務大臣 これは地方行政のことに関しま
すので、私からちょっと申し上げにくいと思いま
すが、早いところでもございますが、しかし、これもなれてし
まいますと財政が安易になりますので、地方自治
体が財政を厳しく見直してもらうということが根
本的原因にあるだろうと思っております。

○中塙委員 将来的な方向として、税を地方に移

管する、税源を地方に移譲するということになりま
すと、そのとき国が持つておる借金といふのは

どういうふうにされるおつもりなんですか。

今、税の、国と地方で「一对一」というふうなお話

がありましたけれども、それをどんどんと割合を

変えていくという話になつたときに、国が持つ
ておる借金と地方が持つておる借金、二つあります

けれども、税源を地方に渡していくときに、國の持つて
いる借金についてはどういうふうにされるおつもりですか。

○塙川国務大臣 まず、国から地方に税を移譲す

るところよく言われますが、移譲するということは、

国と地方との仕事量の権衡をとつて、その上で税源

の配分をするという考えに立つてもらわないと、

その分は、國の方の税収が減りますね。移譲はそ
うなりますね。そうではなくて、まず仕事量、國

と地方との仕事量の権衡をとつて、その上で税源

の配分をするという考えに立つてもらわないと、

その分は、國の方の税収が減りますね。移譲はそ
うなりますね。この部分は経費節減によって維持し

ていくことができます。維持しながら国費の削減

しているわけではないのです。

だから、地方のお金を減らして、地方の歳出、

地方財政計画自体を減らしていくといふことにな
る、何を減らしていくのかという話に最終的に

なっています。

と思うのですが、大まかに言ってそういうことも可能ではなかろうかと思思いますけれども、削減ができるかわからぬのに、それだけで先取った話はできないと思います。

○中塚委員 それはもちろん、別に十とか八とか九とか一割とかそんなことに意味があると言つてゐるのではないです。考え方の問題としてそういうことでよろしいのですかということをお伺いしているわけですね。

単価の見直しということについては私もずっと関心を持つていて、物価が下がっているから単価が下がることだけではなくて、建築統計年報という資料なんかを見ると、国とか地方がつくる建物の単位平米当たりの価格というのは、民間がつくるものに比べて二割とか三割高いのですね。だから、それを民間と国がつくるもののレベルを合わせていくとか、実際、平米当たりの単価ですから箱物に限つた話ではありますけれども、そういうことによつても単価は下げるることは十分可能だらうというふうに私は思つてゐるのです。

そういう意味で、そういった方向での改革を考えるということであれば大変結構なことだと私は思つていますし、ただそこで、景気への配慮ということについて、大臣も、単価を見直して量が減つたからといって、それを全部削減に当てるのではなくて、やはりそこはちょっと配慮をして、景気調整オプションみたいな感じで考えなければならぬという趣旨の御答弁だつたと思うのです。他方、公社公団の活用とかPFIというふうな仕事の多くはたくさんする、例えば住宅公団であるといふことなんですが、これは、いわゆる財投機関というか、特殊法人に仕事をさせるという理解でよろしいのですか。

○塩川國務大臣 全部の特殊法人という意味じゃございませんで、私は、特殊法人の中でも、細かい仕事をたくさんする、例えば住宅公団であるとは下水道事業団とかございますね。ああいうふう

な人をたくさん使つてくれる公共事業というものをやつておる公団は、もつと活発な活動をしてくれてもいいと思つております。

しかし、余り人を使わないで、資材をどんどん使つていく公共事業もござりますね。こういうような分については、大型公共事業になると思うのですが、これはその事態事態におけるニーズとそれから効率とかを見て見直してもらいたい。

大ざっぱに言つて、そんな考へで公団公社のことを考へております。

○中塚委員 ということになりますと、公団公社なりを活用するということになると、その場合の財源というのは、特殊法人なわけですから、財投債か財投機関債などどちらなんでしょう。どちらにウエートを置かれるというか、財源はどうやらウエートを置かれるというふうにお思ひになられますか。

○塩川國務大臣 原則として、財投機関債でござります。

○中塚委員 例えば、今まで、年度の途中で緊急経済対策とかいうのを出したときに、事業量といふか、総事業費みたいなものにすごくずっとこだわつてやつてきた経緯があつて、その中で、財投機関の事業費というか、そういうものを経済対策の内数に組み込んで発表してきたことはよくありますよね。住宅金融公庫の貸付額なんかを経済対策の事業費として組み込んで、ばんとぶち上げるというふうな手法はあつたと思うのですね。

けれども、今回、赤字を減らしていく中で、公社投資についても必然的に見直していくかなきやべるところはやはり十分考へていただきながら、これが財投債を活用して公団公社に仕事をさせていくということになりますと、財投債だつて国債を財源として主に考えたいというふうにおつしやつておいたので少しは安心しましたけれども、これが財投債を活用して公団公社に仕事をさせていくことになりますと、財投債だつて国債と何ら変わらないわけですね、オフバランスになつておるところはやはり十分考へてください。

お話をされていますよね。この公社公団の活用ということなんですが、これは、いわゆる財投機関といふこと、特殊法人に仕事をさせるという理解でよろしいのですか。

○塩川國務大臣 何も公社公団だけに依存をする

ていくものであれば、どんな手段でもあつていいと思つております。

○中塚委員 公團公社、あとPFIの話もされましたが、公團公社を活用して事業量を確保するとある特殊法人に対する考え方と余り整合性がとれていないので、いかがですか。

○塩川國務大臣 小泉内閣で今掲げております行政改革の中、特殊法人等の効果とそれから官営の必要性というものと、これを見定めて改革しようとすることになりますから、民ではできない官でやれる方がいいといふものは官で残していくこと、民でやれるものは民にもう移そう、こういう考え方でございますし、また効率の面につきましても、民でやれる方が、効率的にその方がいいといふものは特殊法人から民間へ移そう、そういうことを基準にしておりますから、全部が全部特殊法人を廃止して民間へ移管する、そういうことはかりではない、こういうことでございます。

○中塚委員 公團公社を使うにしても、財投機関債を財源として主に考えたいといふうにおつしやつておいたので少しは安心しましたけれども、これが財投債を活用して公團公社に仕事をさせていくことになりますと、財投債だつて国債と何ら変わらないわけですね、オフバランスになつておるところはやはり十分考へてください。

○中塚委員 これが財投債を活用して公團公社に仕事をさせていくことになりますと、財投債だつて国債と何ら変わらないわけですね、オフバランスになつておるところはやはり十分考へてください。

○中塚委員 これが財投債を活用して公團公社に仕事をさせていくことになりますと、財投債だつて国債と何ら変わらないわけですね、オフバランスになつておるところはやはり十分考へてください。

○中塚委員 これが財投債を活用して公團公社に仕事をさせていくことになりますと、財投債だつて国債と何ら変わらないわけですね、オフバランスになつておるところはやはり十分考へてください。

○中塚委員 これが財投債を活用して公團公社に仕事をさせていくことになりますと、財投債だつて国債と何ら変わらないわけですね、オフバランスになつておるところはやはり十分考へてください。

○中塚委員 これが財投債を活用して公團公社に仕事をさせていくことになりますと、財投債だつて国債と何ら変わらないわけですね、オフバランスになつておるところはやはり十分考へてください。

事業によりまして国は半額補助して、まだあとは、地方負担はござりますけれども、起債がございます。その起債の償還については、半分もしくは半分以上の交付税にリンクされてありますね。

そうしますと、その負担額というものを見た場合に、国と地方とのいわば総トータルで見た負担というものは相当高いものになりますね。そういうようなものは、一体どの辺が適正であるかというを見直したらどうだらう、こういう意味で

言つておるわけです。

○中塚委員 国と地方の均衡を図りながら補助率を下げていくということは、これは来年度ではなくて中長期的な話なんですか。

○中塚委員 補助率を引き下げる、逆に交付税があふえちゃうだけなんじやないんですか。そういうことではないんでしようか。

○中塚委員 起債のリンクがふえるわけですね。ですが、起債額はリンクしても率は、例えば、五〇%起債が交付税へリンクされているのが三〇%だつて減るんじゃないですか。そうでしょうね。そこらの権衡をどうとするかということですね。

○中塚委員 時間が参りましたので、またこの話については改めてお伺いをしたいといふに思っています。

○中塚委員 いづれにしても、三十兆円に国債の発行を抑制するということ大変な御苦労をされているのはよくわかるんですけど、きょう、地方財政全体のスケールを小さくするというお話を聞けましたので、ちょっと安心をしました。

○中塚委員 本当に、補助率を引き下げるとかそういうことだと構造改革にはなつていかないんだ

だらうと私自身は思つてゐるんですよ。だから、

単に単価が下がつたから予算が減りましたみたい

ことだと、それは、数字の帳じりを合わせるために予算を削減するということにはなつていくん

でしようけれども、本当に構造改革というのであれば、まさに大臣がおっしゃつたように、補助率

をいじるとかそういうことをやらなきゃいけないですね。

今後、またいろいろそういうふうに思っています。どう問い合わせをしていきたいというふうに思っています。どう

もありがとうございました。

○山口委員長 吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党的吉井英勝でございます。

私は、きょう最初に、租税特別措置法一部改正案にかかわって、今度、上限百万円まで一年以上保有の株式の譲渡益について所得控除ということですが、現行の税制上の扱いと比べてみると、

所得税の人的控除なら三十八万円から、特定扶養親族控除六十三万円贈与税の非課税率は百十萬円、独身者の課税最低限が百十四万四千円など考

えられるわけですが、今度の百万円というのが何を基準に百万円という水準にしたのか、このところから伺つていただきたいと思います。

○尾原政府参考人 今、百万円は何を基準にしたのかというお尋ねでございました。

○尾原政府参考人 今度の百万円を決定するに当たりましては、まず、個人投資家の株式の保有取引の状況がどうなつて

いるか、それから、今先生がお話ございましたように、現行の所得税制における体系がどうなつて

いるか、そういう中で個人投資家の株式市場への参加を促進するという政策的観点をどう加味して

います。また、長期の場合の五十万になつております。また、長期の場合の土地譲渡所得の特別控除は百万円。一方、今お話をございましたように、配偶者の対象になるかあるいは扶養控除の対象になるかという収入ベースが百三十万円でございますので、最大限配慮すると

いう観点から総合勘案し、百万円というふうにお願いしているものでござります。

○吉井委員 百万円というと、今もおっしゃったパート収入の百三十万円、これが頭に浮かぶんですが、家庭の主婦がパートで年百三十万円まで、自分に課税されないために、働く意思もあるんですけれども百三十万円というところは、そこを超えて

ると不利になるという問題があつて、いわゆる百三十円の壁と言われているのがあるんですね。

労働省の調査では、九〇年の一四・〇%、九五年一・六%が九年四二・三%というふうに就業調整しているパート労働者がふえている、こ

ういう問題があるんですね。また独身者の課税最低限もそうなんですが、パートの主婦が働いて得

る課税されない給与の最大限と、株に投資して得たもうけで非課税となる限度が同じ大体百万円という水準、これはどう見てもバランスがとれない

んじやないかと思うのです。

そこで、勤労所得と不労所得の課税水準が同じというこの問題、塩川大臣は、パートの主婦の皆さんにこの辺をどうわかりやすく説明していく

お考えなのか、大臣のその説明をちょっと伺つておきたいと思います。

○塩川国務大臣 ただ所得分配からくるところの税のみでいうならば、吉井さんのおっしゃるよう

な、多少株に傾斜したような税制に見えますけれども、しかしこの特別措置をつくりましたことは

御承知のように今の一般国民の金融資産が預貯金に集中しております、これを直接金融の証券市場にももつと融通してもらいたいということ、その

ことが一つの政策目的のものでございますから、

です。そのためには、証券に投資をする人の参加しやすいようなインセンティブをひとつつけよ

う、そういう政策目的のものでございますから、思つたりいたしますが、その当時から比べてみると、比較はそう違つたものではないと思うのですけれども、現時点においては、御指摘されてお

るよう格差はあることは事実であります。

○吉井委員 百三十万円の壁で、本当にやりくりそ

の他苦労している主婦のパートの皆さんには、とても今の説明では、率直に言つて説明にならない

と思いますよ。

それから、利子に対する優遇制度という点で見

ますと、老人マル優と比較してみると、これももともと非課税限度が元本額ですが、これに対しても

このままでは、年齢制限などもなく、だれもが使える一般的な優遇措置で、利益そのものを百万円おまけしよう、まけようというわけですね。

今お年寄りが老人マル優を限度いっぱい使つてとなりますと、千五十万円。これを一年定期で預金して生まれる利子は、低金利の中で一千五十五円預けて約五千円ですね。この株式版マル優と同じ百万円の利子を稼ぐには、二十億円の預金。実際に、一千万円の預金をするお年寄りの二百人分の利子に相当するわけですね。しかしこれには、二十億定期にした人の場合ですと、百万に対しては

二〇%の源泉課税ということになつてきます。ところが、株の譲渡益だと非課税。これはやはり矛盾しているわけですか。

だから、株と利子ではもともと持つ人も性格も違うわけですが、利子所得課税とこんなにバランスを崩してしまつていいのかと思うのですが、これは大臣、どうですか。

○塩川国務大臣 現時点におきます利子課税とのバランスからいたら、あなたがおっしゃるとおりです。しかし、かつて利子課税の特例法を設けました当時は、年率平均六%ぐらいだったかなと思つたりいたしますが、その当時から比べてみると、比較はそう違つたものではないと思うのですけれども、現時点においては、御指摘されてお

るよう格差はあることは事実であります。

○吉井委員 金利六%にしろ、百万円という譲渡益に対する非課税ということになつてきますと、それは六%の時代であつても全然違つていうことをまず言つておかないといけません。

ことし四月十七日の政府税調総会で、共同通信社長の松尾委員は、株式というのは、預貯金とは性格が根本的に違う、ハイリスク・ハイリターン、

ところは不労所得だ、こういう指摘もあつて、やはり税というものを考える上で、勤労所得と不労所得、このあり方を考えてみても、このやり方は

ゆがんでいると私は思います。

しかも、今回の中告分離課税に適用される非課税制度というのは、所得課税に値しない源泉分離

課税を残したままであるから、取引ごとにどちらを選択してもいいわけですね。源泉分離課税どうま

く併用して操作すれば、意図的にかなり税の軽減をもたらすということになります。もともとリスク的な不労所得の典型である株式投資にこんな破格な優遇策を導入するということは、これは税調でも指摘されたりしていますが、課税の公正さと

いうものを著しくゆがめることになるんじゃない

かと私は思うのですが、この点についても大臣の考え方をちょっと伺つておきたいと思うのです。

○尾原政府参考人 今先生から公平の観点から金融資産間の問題について御指摘がございました。

先行きの話になりますが、利子は経常的な収入になるわけだと思います。そういう意味でいま

すと、この株式に相当する経常的なものは配当でございまして、こちらの方は、基本的に総合課税を基本にしていくということかと思います。

それから、今回の長期保有上場株式の百万円控除の問題でございますが、これはいわば元本と申しますようが、キャピタルゲインの話でございまします。先ほど申し上げましたが、この百万円は、個人投資家にどのようにインセンティブをつけて株式市場へ参加していただかかという観点からの政

策税制でござります。

先ほども申し上げましたように、その場合、土地の譲渡所得の長期の特別控除が百万円になつて

いる、あるいは、一般的な総合課税の譲渡所得の特別控除が五十万円でございます。そういう意味で、高いという御指摘かと思ひますけれども、そういう

うものの中でも、かつ今の独身者の課税最低限の十四万円、それより下にしてござります。

したがいまして、この体系の中でもぎりぎり配慮した姿に政策税制としてあるということかと思ひます。

○吉井委員 そういうことをおっしゃるのだった

ら、四月十七日の政府税調の総会で、時事通信社長の村上特別委員の方から、税制は、中立、公平

を基本に論議しなければいけない、税制が預貯金より証券投資に向かうのを邪魔しているのかどう

か、よく見ないといけない、株式とか投資信託と

いうものは非常にリスクなもので、それを制度あるいは税制で解決してあげる、リスクを取り払つてあげるということはできない、人為的に何か税制のインセンティブでやるようなことを始めると、これは大変な問題だ、税制に対する国民の信頼を失うという指摘をしておられますね。

私は、今のような発想で、証券投資に誘導するためにはどう考えでやる、そのこと自体がます政策として問題があると思うのですが、いずれにしても、中期答申の中ですら持ち込まれなかつたもののを持ち込んで、年度改正における源泉分離の二年延長に統一してまたやる、どたばたといいますか、おつしやった方に移りたいと思うのです。

場当たり的な、こういうふうなやり方というものは、ますます国民の税に対する信頼をさらに損なうことになるということを指摘しておいて、今おつしやった方に移りたいと思うのです。株式譲渡益を百万円まで非課税にするということにより、多くの国民を預貯金より株式投資に誘導するという目的が、改正の要するに中心点であるわけですね。二〇〇三年三月二十一日までに長期保有株式を譲渡すれば、メリットはあるわけです。ずっと今まで持つてきた人が売つて確かに利益があるわけですが、新しく買って、一年以上保有して譲渡益で百万円出すというのは、こういう不況の中で先行きどうなるかもわからないから、株価が下がるかもしれないと思ったら、新しく個人投資家が株式市場に参入するということは、必ずしもそれはそうならないわけですね。

ですから、今回の法律改正案がなぜ個人資産を株式市場に誘導することにつながつていくのか、その必然性というものを、少し根拠を挙げて説明してもらいたいと思うんです。

○尾原政府参考人 今回は、株式になじみのない個人投資家の方を市場にできるだけ参加していたこうという政策税制でございます。先ほど大臣からもお話をございましたように、税制はあくまでも一つの手段でございまして、それが万能、やはり本格的に投資していくためには、企業

における株主重視の経営姿勢をどう考えるか等々の話が一緒に来るべきものと考えております。

したがいまして、私ども、直接金融への重視という流れの中で税制でお手伝いできるものは何か、いろいろな体系の中できりぎり百万円の特別控除制度が一つの手段ではないかというふうに考えたわけでございます。

なお、今回の措置は、現在、二年間源泉分離の選択制度が存続するわけでございますが、その中でとり得るぎりぎりの制度である。源泉分離選択の二年間の後は申告分離になるわけでございまして、今回、申告分離をした場合の税制のあり方に

ついては、もう既にきょうから政府税制調査会で検討を開始する状況に来ているということでござります。

したがいまして、申告分離を、一本化をやめる

ということではございません。申告分離選択は当然のことながら法律どおりやられていただく。そういう中での措置でござりますので、御理解賜れば、

〔委員長退席 佐藤(剛)委員長代理着席〕
○吉井委員 個人資産を株式市場に誘導する、なぜそうなるのかという必然性、合理的な根拠、これは今のお話じやとても説明になつてないと思ひます。要するに、合理的な説明ができないというのがここを中心點だと思うんです。

次に少しおきたいのは、証券広報センター等証券団体が実施した調査を見てみると、八二%の人が証券会社の営業姿勢は顧客の利益第一になつてない、三〇%の人が証券会社は信頼できない、こういう回答なんですよ。だから、税制をいじくっても、株式投資にはリスクが伴うということ、それから素人が個人判断でやつてうまく機といふものをしつかり持たせていただくような営業姿勢というものがなければならぬ。

第三に、私は、それをバックアップするためのインフラとしての税制、これが必要だということをかねてから申し上げているということでございました。

○尾原政府参考人 ただいまのようなアンケート調査があることも承知しております。恐らくこれからはそのようなことがないよう、それぞれ証券会社においても努力されるというふうに考えております。

○吉井委員 柳澤大臣は、三月十五日の参議院財政金融委員会の方で、税制だけじゃダメだということをおっしゃっているんですね。個人投資家の信頼を得るために証券会社の営業姿勢を正すといふことが求められる。それなしには幾ら税制をいいじくつてみたって、これをやれば株式市場に説導できるんだ、そういうことにならないと。あなたの答弁からしても、私はそう思うんですが、改めて伺つておきたいと思うんです。

○柳澤国務大臣 ただいままでの吉井委員の質疑における御発言を聞いておりますと、吉井委員は少なくとも今の日本の金融・資本市場において預金等の形に偏重がある、もっと最終のリスクの負担者が資本という形で株式を保有してくれるのがいい、このあたりまでは大体お認めになつていただいているよう思ひます。

そういう前提でお話を申し上げますと、それでは、そのウエートをもう少しシフトさせるにはどうしたらいいかということがかねてから問題になつてゐるわけですから、私は、やはりますます第一には、発行会社における株主の重視というものがなければだめだ。こういうふうに思つております。どうして日本の株式会社が株主重視の財務政策というものをしないかというと、それは株式の持ち合い等の影響があつたということです。これについてもメスを入れなきゃいけない。

第二番目は、証券会社の営業姿勢。回転売買などといつて手数料稼ぎのようなことをやつているのではだめで、やはりもつと個人投資家の保有動機といふものをしつかり持たせていただくような営業姿勢というものがなければならない。

第三に、私は、それをバックアップするためのインフラとしての税制、これが必要だということをかねてから申し上げているということでございました。

そこで、株券等の保管振替法一部改正の方では、短期社債振替法の方もそうですが、証券の決済システムを担う保管振替機関の組織形態を株式会社方式に切りかえようというのですが、組織の問題より、今の財團法人の運営、役員の方々のやり方に對して、例えば証券会社や発行企業の意見をくみ上げていかないじゃないかとか、旧大蔵省OBの天下り支配が顧客の要求にこたえていないじやないかとか、相当地満足、批判等が出ているということも耳にしております。どういう問題等が今出されているか、これを伺つておきたいと思います。

○乾政府参考人 今御指摘の保管振替機関の問題につきましては、市場関係者等も踏まえましては、何よりも耳にしております。どういう問題等が今出されているか、これを伺つておきたいと思います。

振り替機構の業務のあり方を考えました場合に、現行の保管振替機関は財團法人でござりますけれども、これにつきましては、やはり公益法人でありますことから、どうしても定款や寄附行為に定められた業務とということに縛られまして、新規の業務の展開等により新しい需要に対応することは困難となつてゐること。それからまた、利用者のニーズや意見が必ずしも十分に反映される体制にはなつてない。また、財團法人でございましては、それから、証券決済機関の必要なシステム投資のための資金調達が困難であること。それから、やはり競争可能性に乏しく、経営の一層の効率化を通じたサービス向上のためのインセンティブが働かないこと。また、株式保有が制限されておりますので、合併や業務提携といった事業展開が困難といつた問題点が指摘されてきたわけでございました。

そうしたことから、今回、保管振替機関を株式会社というものに変えまして、新しい国際競争の時代に対応した形態、そして効率的な業務運営ができるように変えてほしいというのが関係者から

の要望であつたわけでござります。

○吉井委員　問題は、公益法人としての性格をきちっと果たしているかどうかということ。理事会とか評議会といった意思決定機関に書類を回すだけで、何のディスクローズもされていないという問題などが週刊ダイヤモンドなどでも指摘がありました。

○乾政府参考人 ディスクロージャーということは、どのような形態であるにいたしましても心がけていかなければならぬものと思つておりますけれども、とりわけこの株式会社化、そして今回この法制のもので複数のものが法律的には競争し得るような仕組みとすることによりまして、そうした競争可能性を通じますれば、今御指摘のディスクロージャーの問題も進みますし、また効率的な運営も可能になりますて、それが手数料の問題にも還元されまして、市場参加者が利用しやすい什組みになるというふうに考へているわけでござります。

○吉井委員 ディスクロージャーの問題は、競争の話とはまた別の話なんですね。これは、国の情報報にしろ何にしろ、今本当に情報を公開しよう

いう時代であ

いう時代であつて、それを徹底するということが大事なのです。

実は、八四年四月の参議院大蔵委員会で、保管振替機関を設立する当時の国会審議の中で、当時の稻葉義雄法務省参事官は、「諸外国でも株式会社でやっている例がございます」としながら、「政策的な判断といたしましては、むろん公的なもの、あるいは公共の利益と申しますか、有価証券の流通の円滑化という一種の公共目的、公益に奉仕するものとしてとらえるということで、當利と結びつけない方がよいのではないかという判断がございまして、そしてその結果として、株式会社方式をやめて公益法人にした。」こういうのが当時の見解なんですね。

この保管振替機関にしても証券取引所にしても、市場の公正な価格形成の実現を図る機関とか、高い信頼性を持つて証券の決済システムを担うという機関においては、當利を追求するということではなくて、當利の追求を目的としないで、ディスクロージャーを徹底して、やはり一番大事なのは、公共性とか信頼性とか公正さとか中立性の確保を図る、そのことが一番原則的に必要になつてくることだと思うのですが、これはもう一度伺います。

○乾政府参考人 ディスクロージャーの重要性等につきましては、私ども、先生と同じ考え方でござります。

ただ、この保管振替機構の制度が創設された昭和五十九年当時、そのような考え方で財团法人として創設したわけでございますけれども、その後、いろいろな経済情勢あるいは行政改革に対する考え方の変化等がございまして、先ほど来申し上げておりますように、今回提案を申し上げました趣旨は、いろいろな、保管振替機関の運営の効率性の確保・それから、そのすぐれたサービスを顧客、市場関係者に提供してまいりますために、は、相当な規模のシステム投資というのが必要になるわけでございまして、そうしたことの資金調達の可能性等から株式会社化を進めることができ

である。ただ、御指摘ありましたようなそつした公共性、これは、この振替機関の中における口座間の振替が民事上特別の効果をもたらすということでござりますので、そうしたことからくる必要最小限の規制は求めていった上で、最初に申し上げました趣旨で株式会社化を進めよう、そういう趣旨の提案をしておるわけでございます。

○吉井委員 やはり公共性とか信頼性、公正さ、中立性の確保が一番大事なところで、この機関についても、そのためにもディスクロージャーということが非常に大事な問題ですよ。

最近発売された週刊誌などでも、この機関の天下りの方の高額給料の問題、金融庁が公表できなかつて、そのことで慌てて回収に回つたという話なども出ていますが、やはり旧大蔵省の監督とか天下り問題を含めて、これまでの保管振替機関の問題点を明らかにしそれを正すということをやらなければなりませんが、やり方では問題の先送りだけだということを指摘して、次の問題に移っていきたいと思います。

お手元の方に資料の配付をお願いします。

大阪証券取引所問題について伺いたいと思います。

お手元に、公表されております調査報告書（概要）という資料一と、私の方が独自に入手しました、概要版じやなくて全部について、ちゃんとした全体の報告書がありますが、その報告書及び関連資料、これを資料二としてお配りいたしております。

大阪証券取引所の理事長、副理事長を務めておられた北村理事長と野口副理事長であつた当時に、この大蔵OBの二人は、証券取引所が當利を目的とする業務を営むことを禁止されている、こういうことがあるにもかかわらず、証券会社などの當利法人を設立して、さらに六十億円を超える資金を証券取引所などから不透明に引き出したという問題があります。

いうのは不正取引を監視する機能を持っている、みずから不正取引を行つてはならないということ、公正性や透明性が強く求められている、そういう機関だと思うのですが、これは原則論ですから、ます大臣伺つておきたいと思います。

○柳澤国務大臣 そのとおりだと思います。

○吉井委員 大阪証券取引所で起こつた不正事件の問題点を洗いざらい明瞭にして、その上で断固とした処置をしなければ、公正な市場、一般投資家に信頼される市場というのは回復していくかなないと私は思うのです。辞職した理事長、副理事長の二人だけの責任に矮小化して、大阪証券取引所で起つた問題の全容を解明し、公開して、公正な解決をしなかつたならば、私は大変な問題を残してしまうと思うのです。

そこで、まず資料一の方の調査報告書、概要版ですが、この四ページの、下に線を引いておいたところですが、「ロイトファックスの株式売買に伴う売買手数料等は、最終的に大証と関連会社が負担している。公益的運営に努めなければならぬ大証の立場からみると問題である。」こういう指摘がされております。まず、ロイトファックスへは五億円の資金が流れているので、この資金の使い道が問題だと思うのですが、何に使つたのか、金融庁はつかんでいますか。

○乾政府参考人 その問題についてお答えいたします前に、この大証の問題につきましては、今まで配りになりました資料、これは概要でござりますけれども、ここにあらわされておりますように、いろいろ大証の、証券取引所としての公益性がられども、見まして適切でない行為があつたというふうに私も考えておるわけでございます。

そうした考え方の中で、私ども、大証に対しまして厳しい自主的な調査と改善措置を求めてまいりまして、かつその結果を世の中に公表させることとしたわけでございます。

ただ、証券取引所といいましても、これは公共性はござりますけれども、民間の機関としての側面もござりますことから、いろいろな取引につきまして、かつその結果を世の中に公表させるこ

○吉井委員 ディスクロージャーの問題は、競争の話とはまた別の話なんですね。これは、国の情報にしろ何にしろ、今本当に情報を公開しよう

○乾政府参考人 ディスクロー・ジャヤーの重要性等につきましては、私ども、先生と同じ考え方でございます。

ただ、この保管振替機構の制度が創設されました昭和五十九年当時、そのような考え方で財团法人大として創設したわけでござりますけれども、その後、いろいろな経済情勢あるいは行政改革に対する考え方の変化等がございまして、先ほど来申しあげておりますように、今回提案を申し上げました趣旨は、いろいろな、保管振替機関の運営の効率性の確保、それから、そのすぐれたサービスを顧客、市場関係者に提供してまいりますために、は、相当な規模のシステム投資というものが必要になるわけでございまして、そうしたことの資金調達の可能性等から株式会社化を進めることができます。

お手元に、公表されております調査報告書（概要）という資料一と、私の方が独自に入手しました、概要版じゃなくて全部について、ちゃんとした全体の報告書がありますが、その報告書及び関連資料、これを資料一としてお配りいたしております。

大阪証券取引所の理事長、副理事長を務めておられた北村理事長と野口副理事長であつた当時に、この大蔵〇Ｂの二人は、証券取引所が當利を目的とする業務を営むことを禁止されている、こういうことがあるにもかかわらず、証券会社などの當利法人を設立して、さらに六十億円を超える資金を証券取引所などから不透明に引き出したという問題があります。

の、金融庁はつかんでいますか。
○乾政府参考人 その問題についてお答えいたし
ます前に、この大証の問題につきましては、今まで
配りになりました資料、これは概要でございます
けれども、ここにあらわされておりますように、
いろいろ大証の、証券取引所としての公益性から
見まして適切でない行為があつたというふうに私
ども考えておるわけでござります。
そうした考え方の中で、私ども、大証に対しま
して厳しい自主的な調査と改善措置を求めてまい
りまして、かつその結果を世の中に公表させるこ
ととしたわけござります。
ただ、証券取引所といいましても、これは公共
性はござりますけれども、民間の機関としての側
面もございますことから、いろいろな取引につき

ましては、公表するかどうかは大証が判断すべき問題でございます。

ただ、私ども、そうした大証の持つ公共性の観点から、そうした取引への影響ということと、大証の公共性からくるアカウンタビリティとの調和という観点から、この概要という形で報告を公表させたものでございます。

そうしたこととでございますので、この報告書、概要というものに書かれていない事柄につきましての言及は差し控えさせていただきたいというふうに思つておるわけでございます。

○吉井委員 公共性を持つたところが、投資家からして本当に信頼できるものなのかどうかというふうな答弁と、その結果、信頼を得られるものにしようという立場ではなくて、臭い物にふたをする、こういう立場しかありませんから、とてもそんな態度では、私は幾ら証券市場への参入をふやすのだという政策目的を掲げられて、もう、そはならないということをまず言つておかなければいかぬと思うのです。

それで、資料二の方の一ページ、これは野口副理事長が調査委員会の尋問に對してきちっと答えている部分ですが、下に線を引つ張つておきました。

要するに、この五億円の問題について、個別株オプション市場で東京証券取引所との競争に勝ち、メイン市場になるために、ロイトファクスを設立してソニー株や興銀株の取引をさせたのだが、そのための証拠金として取引所から出したのだと、いうことが、この下線部、引つ張ったところにちゃんと書いてあるわけです。

メインの市場になれば、個別株オプションで大証に全体の取引を引き寄せられる。逆に、メインにならなければ、取引は集まらない。市場間競争で勝つか負けるかという点で、大証の命運がかかつっているからということで、自分で金を出して、自分でつくった関連会社を使って注文を出し、取引量が他の市場よりも多く見せかけようとした。

これは後ほども触れますか、「一九九七年七月二十六日付の日経新聞でも、自己売買が中心でとい

う問題の指摘の後、グラフが出ていますが、大証の商いがぐっと東証に比べて多くなつてゐるわけですね。こういうふうなやり方というのは、この取引は、

証券取引法百五十九条で「仮装売買に当たるのではないか、証取法違反」という問題になつてくるのではないかと思うのですが、これはごらんに

なつて、大臣どうですか。

○五味政府参考人 御指摘のありました証券取引法第百五十九条の第一項に言います仮装売買と申しますのは、有価証券取引が繁盛に行われていると誤解させる等これらとの取引の状況に關し他人に誤解を生じさせる目的をもつて、権利の移転を目的としない仮装の有価証券の売買をすることとい

う定義がされております。

具体的な個別の取引がこうしたことに當たるかどうかということにつきましては、私どもから個別にこれをコメントするということは、将来の私どもの活動に差し支えますので、控えさせていただきます。

○吉井委員 今の話は百五十九条の説明だけなのですよ。

個別取引にコメントできない、大体そういう答えるというのは最初から予定していたのですが、一般顧客の取引ではない、最も公正であるべき市場を開設している取引所が不正を認識した上で行つてゐる取引なのですよ。投資家や国民の前に明らかにすべき話なのです。証券取引所内部の処理で済ませれる問題ではないと私は思います。

金融庁、証券取引等監視委員会としては、まず、どういう処置をしたのか、責任ある人物はどういうふうに思つておるわけですか。

○吉井委員 私は、金融庁や証券取引等監視委員会として、まず責任を持って対応するべきだと思います。

ただ、その法の趣旨にかんがみまして、関連会社を設立する場合には、取引所自身が常利目的を禁じられていること等を考え合わせまして、これは、証券取引所の機関決定と申しますか、そうしてたがバナンスの場で慎重な議論が行われた上で当たるわけでございます。

今回の大阪証券取引所の事例を見ますと、そう否が決定されるべきであつたというふうに考えているわけでございます。

今回の大坂証券取引所としての公共性、また今申しました関連会社の設立手続等の觀点から見ましても適切でなかつたというふうに考えているところでございまして、そうした觀点から、当局、これは當時まだ大蔵省でございましたけれども、当局から厳しく実態調査を求めたわけでございます。

それに基づきまして、大阪証券取引所においては、第三者である弁護士、公認会計士等から成る調査委員会を設けまして、その調査委員会の内容が昨年の六月二十日にまとまり、その概要が先ほどお配りになつたものでございます。

私も、そのプロセスにおきまして、厳しい調査とそれから白主的な改善措置というものを強く求めまいりまして、また、その後も定期的にフォローアップをしておりますけれども、そうした措置に基づきまして、大証におきましては、昨年、理事会の整理あるいは公益理事の増員、そしてそれを取引を中止したのです。

これは、普通の証券会社は、注文を受けると自

分が危ないから相手にしなくなるのですね。

お手元の資料を見ていただきたいのですが、資料二の二ページ、三ページ目に、受け渡し計算書をお手元にお配りしておりますが、要するに、この計算書を出したのは光世証券という会社です。

光世証券とロイトファクスの仮装売買は、他の証券会社が手を引いていたのに、九七年七月以来一貫して統けられてきたのですね。しかも、ロイトファクスのこれらの取引の約九五%が光世証券で行われていたと関係者から伺っておりますが、この計算書は、光世証券が大証、ロイトファクスの仮装売買の一方の中心的当事者だという事實を明確にしております。

○吉井委員 私は、金融庁や証券取引等監視委員会として、まず責任を持って対応するべきだと思います。

大阪証券取引所の責任者の方は、要するに首に

なつたわけですよ、理事長、副理事長。それから、

売買注文を出したロイトファクスは解散させたわ

けですよ。しかし、これは当事者の一方の側の

处置なんですよ。ロイトファクスが一人で仮装取

引ということはできないわけで、売買の相手がい

るわけですね。その相手も当然責任を問われる

と思うのですが、相手はだれですか。

○乾政府参考人 大変恐縮でございますけれども、個別の取引でございますので、私どもの方から言及することは差し控えさせていただきたいと思いま

す。

○吉井委員 佐藤(剛)委員長代理退席、委員長着席

○吉井委員 ロイトファクスが仮装売買をした証券会社は三社あつたのですね。あつたというふうに聞いていますが、そのうち大和証券は、第三者が検査に入つたときに問題として指摘されるおそれがあるとして、売り買い同数注文、量的に多く目立つ、発注のタイミングが東西の証券取引所の売買高が拮抗しているとき、代金が大阪から振り込まれる、損切りは多いが意図が不明という理由で取引を中止したのです。

これは、普通の証券会社は、注文を受けると自

分が危ないから相手にしなくなるのですね。

お手元の資料を見ていただきたいのですが、資

料二の二ページ、三ページ目に、受け渡し計算書

をお手元にお配りしておりますが、要するに、こ

の計算書を出したのは光世証券という会社です。

光世証券とロイトファクスの仮装売買は、他の証

券会社が手を引いていたのに、九七年七月以来一貫して統けられてきたのですね。しかも、ロイト

ファクスのこれらの取引の約九五%が光世証券で

行われていたと関係者から伺っておりますが、こ

の計算書は、光世証券が大証、ロイトファクスの

仮装売買の一方の中心的当事者だという事實を明

確にしております。

実際、さつきも少し触れましたが、日経新聞の九七年七月二十六日付で、七月二十五日まで大証の売買高が東証を上回っているのは、地場の一部中小証券が活発な自己売買を繰り返しているためと見られる。この地場の証券というのは光世証券のことですが、こうすることをロイトファクスと光世証券でやつていたわけですよ。この光世証券はどのように処分をされましたか。

○乾政府参考人 一つ、光世証券との取引を御指摘になつたわけですが、この取引の問題につきましては、先ほど証券監視委員会の方からお答えをしたとおりでございますので、それ以上の言及は差し控えさせていただきたいと思います。

○吉井委員 大証の理事長、副理事長は要するに首なんですよ。ペーパーカンパニーその他、こう

いう不正取引にかかるようなダミーの会社とい

いますか、ペーパーカンパニーとかこういうのを

つくったのは、全部解散せたり処分しているん

ですよ。一方の側は処分が済んでいるんですね。

もう一方、これは相手なしにはできないんですよ。

なぜもう一方の側は処分しないのか。答弁するこ

ともできないのか。これはだれが考えたつておか

しいんじゃないですか。

○乾政府参考人 証券会社につきまして、これは

一般論でござりますけれども、証券会社が法令違

反となる行為を行つていたことが明らかになりま

した場合には、当局といたしましては証券取引法

の規定に基づきまして厳正に対処することとして

いるところでございます。

○吉井委員 法令に違反するも何も、きちっと調

べてその上でどうするかということを決めなきや

い keine のに、何にも今答えていないわけですよ。

では言つておきますが、この調査委員会の中に

その光世証券の責任者の方が入つていてなんじやないですか。

○乾政府参考人 調査委員会の中には、当然のことといたしまして、証券取引所の代表といたしま

して幾つかの証券会社の代表の方が入つていられるわけでございます。

○吉井委員 入つていると言ひながら、なぜ光世証券の代表の人が入つていたとはつきり言わないのか。

だから、調査委員会で何か厳正にやつたよう

お話ですが、その調査委員会にそもそもこの一方

の当事者が入つて調査して、理事長、副理事長と

か大蔵のOBの天下り、天下りはまた別な問題と

してあるんですが、一方の当事者は処分をしながら、みずからは調査委員会に入つて、みずからが

売買の禁止に違反する行為を行つて、一方は辞職

し関連会社を解散、他方は何の処分もなし、おか

しいんじゃないですか。

その上、取引所と組んで不正な取引を行つてい

た光世証券の当時の異社長は、現在、不正取引の

排除や公正で透明性の高い市場の実現を求められ

ますか、全部解散せたり処分しているん

ですよ。一方の側は処分が済んでいるんですね。

もう一方、これは相手なしにはできないんですよ。

なぜもう一方の側は処分しないのか。答弁するこ

ともできないのか。これはだれが考えたつておか

しいんじゃないですか。

○乾政府参考人 証券会社につきまして、これは

一般論でござりますけれども、証券会社が法令違

反となる行為を行つていたことが明らかになりま

した場合には、当局といたしましては証券取引法

の規定に基づきまして厳正に対処することとして

いるところでございます。

○吉井委員 それからまた、証券取引所、現在、大阪証券取引所でござりますと株式会社になつておりますけれども、証券取引所の役員である者が証券取引法

等に違反する行為をしたことがあつてはならない

ことは当然のことですございまして、そうした事実

が把握されました場合には、これも法令にのつ

くつて厳正に対処する所存でございます。いずれ

も一般論でございますが。

○吉井委員 参議院で、同じ問題を二ヵ月ほど前にやつてい

ます。

実際に、もともとペーパーカンパニーは活動し

ていないんですよ。それは概要版にも載つている

ところが、五百万円もの資金だ

けは秋山氏に渡つているんですね。この資金の流

れについて、野口氏はインタビューの中で、調査

するには当たり前じゃないですか。それを全く

やらないで、今のよくな答弁は答弁になりません

よ。個別に言えない、こんな調子では、何がある

うと、きちんととした、公平で透明性のある公正な

市場をつくろうという気がはなからないというこ

とを言わざるを得ないと思うんですよ。

あわせて伺つておきますが、私は、調査報告書

の一の方の概要版ですけれども、三ページに、大

証システムサービスなど四社以外は事業活動を

行つてないペーパーカンパニーで、その存在は

不透明な取引に利用されている可能性があるので

問題だと書かれている。

問題だと書かれているその部分をさらに取り上

げたいと思うんですが、この問題のペーパーカン

パニーの、ついに、中央コンピュータサービスとい

うのがあります。この中央コンピュータサービスとい

ういう関連会社は、首になつた野口副理事長が支

配して、全体の不透明な資金の流れのかぎを握つ

ておらずですが、そこで、資料二の方のページ

四をごらんいただきたいと思うんですが、これは

野口氏に対する尋問の記録になるものです。この

中で、ペーパーカンパニーである中央コンピュ

ータサービスが秋山という人物と業務委託契約を結

んで、毎月三十三万三千三百三十三円というものが

契約書の方に出てきますが、総額五百万円を支

払つておられるというのが出てくるんですね。

事業活動を行つておられないペーパーカンパニーが

おきたいと思います。

○乾政府参考人 重ねてのお答えで恐縮でござい

ますけれども、大証自身が公表しております個

別の取引につきまして、私どもの方から言及する

ことは差し控えたいと思います。

○吉井委員 そんな個別取引だという言いわけは

通用しませんよ。はなから解説しようという気が

ない。私は、何か悪意を持つてだれかをとか、大

蔵省のOBを何かやつつけようとか、そんなけち

なことをやつているんじゃないですよ。公正な証

券市場、公正なるルールをつくるのに何をしなけれ

ばいけないか、それを議論しているときに、全く

調べる気も何もない。本当にひど過ぎますよ。

関連会社の整理が進んでいるわけですが、資料

二の五ページに載つています。ことし三月の報告

書によると、関連会社の資金の使途についても十億円程度収支が合わないという問題があります。貸付金七十三億円のうち二億円余りが、三億二千五百万円ですが、返ってこない。そもそもこれらのお金は、投資家の皆さんから集められた手数料などから出ているのですよ。投資家の金を取り所の幹部が不正に使つて不当に利得を得た、こういう事件なのに、こんな中途半端な処理で済ませるということは、これは監督する側が同罪だと見られるとしても仕方がないですよ。どうなんですか。

○乾政府参考人 先ほど来お答えしておりますように、私ども、大証に対しまして、この問題の厳正な調査、それからその後のきちっとした対応を求めているところでございまして、それを定期的に報告を求め、また必要なものは公表させているところでございます。この今お配りになりました五ページの資料も、三月二十二日に私ども、大証にそれまでの改善措置の進捗状況をまとめて公表させたものでございますが、ここに書いてございりますように、いろいろな関連会社に対する貸付金をしておりましたものの返済を求めておりまして、それがどこまで戻ってきたかということが書いてあるわけでございます。

○吉井委員 ベラベラの紙一枚で、これで報告を求めて何かちゃんとやっているような話では、そもそも証券取引等監視委員会が全く機能を果たしていない。これではとても国民的に信頼を得られるようなものにならないということを私ははつきり言っておかなければいかぬと思います。

私は、今思い出しますが、アメリカには、これは委員長ともたしか科学技術委員会で議論したよう思うのですが、内部告発者保護法という法律があるのですね。不正があつたときにその場にいる人が告発しても、個人的な不徳だなんだといふ告発は別ですよ、社会的不正とか、不正に類す

るもののが告発をやつたら、その人たちは保護される。これはアメリカにありますし、オーストラリアその他もあるわけですが、今それを思つていいのです。

大阪証券取引所で場立ちを行つて、公正な取引の実現と不正取引の監視をしてきた、下請会社として働いてきた仲立証券の社員の方たちですが、ちょうどロイトファクスと光世証券の仮装取引が行われた時期に、つまり九七年七月から九八年十一月の時期にかけて、これは金融庁や近畿財務局も指摘しているものがあるので、大証が仲立証券の経営が成り立たないよう追い込んでおりました。立ち会い場の廃止、仲立証券労働者は大阪証券取引所そのものに入れさせないという排除を受ける。そして、仲立証券労働者全員解雇へと。公正な証券市場の形成に非常に役割を果たしてきて、不正取引を監視してきた人を排除しているのです。

当時の理事長、副理事長は確かに不正にかかわったけれども、この人たちは首になる。ペーパーカンパニーは排除される内告発者という役割も持つてやつてきた、監視機能もやれば公正な市場形成に努めてきた、実際これまで証券取引所で働いてきた人を全部はうり出してしまつて、そして株式会社化したからということで、一方の当事者はそこの社長に座る。不正にかかわった者が大坂証券取引所の社長になり、不正を監視、告発する側が解雇される。これはどう考へても、私は、こういうことを見過してはならぬと思うのであります。

旧大蔵省や金融庁のやつていることは、全く本来の進むべき道からすれば逆のことをやつっているんじゃないですか。これはやはり柳澤大臣にきちんと答えてもららう必要があると思いますよ。

○柳澤国務大臣 この問題につきまして私が報告を受けていることは、このロイトファクスによる取引について内容が問題があるのでないかといふことの情報提供が近畿財務局理財課にもたらされました。今も市民の金融被害はたくさんあります。

引等監視委員会が挿まつたかどうか、とにかく財務局の監視官部門に伝達がなされたということです。それは、この監視委員会等の監視部門の活動と、ものの結果を信頼する、こういうことであります。

そういうことで、今の私どもの建前と申しますのは、この監視委員会等の監視部門の活動と、ものの結果を信頼する、こういうことであります。が行われるわけでございまして、したがつて、この検査の結果等によりまして法令違反にわたる行為があつた場合には、私としてもこれに厳正に対処していくなければならない、こういうことになります。

私は、今吉井委員のいろいろなお話を聞いておりまして、私が、では何かの心証を得たといつて具体的な問題について何がイニシアチブをとるべきかどうかということは、やはりこれは言えない、こう思いますね。また言へばでもないだろう、こういうように思つて聞いておりました。これは、こここの辺でやめておきます。どういう、いろいろなケースがあるのですけれども、しかしこれを私がここで調査をするとかしないとかを含めて何か言及することは、やはりなすべきことではないだろ、このように思います。

○吉井委員 この問題は、法律違反が確定するとか犯罪性が確定すれば、司法が動くわけですね。それははつきりしているのです、そんなことは。

違法性があるかどうか疑いがあるということであれば、それを調べて、そして全部その調べた内容を情報公開して、ディスクローズして、そして本当に透明性の高い、公共性とか、そういう責任を持つての証券市場とか、そういうルールを確立するというのがあなたの仕事でしょう。それをやらなければ、それをやつておるのだといふことになりますよ。

だから、大手証券会社が引き起こした不正腐敗事件というのはいっぱいありました。これはもうさきよは時間がないから挙げませんが、第一次証券不祥事から第二次証券不祥事から、いっぱいありますので、よろしく御回答のほどお願い申し上げます。

引等監視委員会が挿まつたかどうか、とにかく財務局の監視官部門に伝達がなされたということです。それは、この監視委員会等の監視部門の活動と、もの

と解明して国民にディスクローズするか、これが非常に大事なことであり、大証問題というのは具体例であり、これはきちんとやるかどうかの試金石なんですよ。

最後に一点だけ。柳澤大臣、きちんとやりますか。

○山口委員長 時間が経過しておりますので、簡潔にお願いします。

私は、よく検討してみたい、こう思います。

○吉井委員 時間が参りましたので終わりますが、

そんな中途半端なことじやとてもだめだ、国民の信頼にこたえられない、このことを申し上げて、質問を終わります。

○柳澤国務大臣 法令を見て私のやるべきことを

よく検討してみたい、こう思います。

○山口委員長 時間が経過しておりますので、簡

潔にお願いします。

○山口委員長 午後二時から委員会を開きます。

○吉井委員 時間が参りましたので終わりますが、

そんな中途半端なことじやとてもだめだ、国民の信頼にこたえられない、このことを申し上げて、質問を終わります。

○山口委員長 午後二時開議

質疑を続行いたします。阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党・市民連合阿部知子です

が、本日の質疑に先立ちまして、本来の私の質疑

時間、共産黨の佐々木憲昭議員の御好意と理事

皆さんの御好意によりまして、順交換させていた

だきましたこと、まず御礼申し上げます。しっかりと見えておきます。そして、ちょうどこの時刻、

実は厚生労働委員会の方で年金法案の審議がございました、慌ただしく出入りしております失礼も

深く、お許しくださいませ。

では、質疑に入らせていただきます。きょうは珍しく一時間時間がござりますので、ゆっくり日本に、いつも早口でまくし立てますが、ゆっくりやりますので、よろしく御回答のほどお願い申し上げます。

まず、本日は一応緊急経済対策関連四法案ということでの審議に入つてございますが、私の素直な実感といたしましては、これは本当に緊急経済対策であるのかどうか、この点について御指摘が私以外の委員からもございましたと存じますし、特に、私が短い時間拝聴しておりました鈴木委員のお話の中にも、既に我が国の経済金融状況はある意味で出血をしておる、その出血についての手立てをとらないで手術に入ったようなものであるという御指摘ございましたが、私も認識を同じにいたすものでございます。さまざまな面で、経済面、金融面、ほろびが多くの部分に見られるようになります。

そして、あわせて申し述べれば、私が先ほどまで審議に入つております年金関係でも、今度確定拠出型年金ということで、いわゆる投資市場によつて受け取る額が決まる年金制度になるわけですが、これを導入されるに当たつても、例えは日本本の金融行政の不安定というのには大いに影響すると思いますが、かかる状態もこの場では審議されずに、確定拠出型の年金が他の委員会で審議されるというふうな状況については、縦割り委員会と申しますか、省庁別委員会で審議しておりますことの非常な限界を感じるものでございます。

あわせて、特に柳澤金融大臣、お伺いいたしましたが、今回一応御提案のさまざまものが金融庁関連の法案ではございますが、いわゆる不良債権処理というワードを聞くと、雇用、失業、リストラというふうに思ひ浮かべられるような一方の雇用対策におきましての不安が、これはもう広く国民的実感であると思つております。そして、この点詳しく踏み込んでは、実は植田議員が次にいたしましたので私は前振りだけでございますが、内閣といたしまして、統一見解のもとに今般の不良債権処理に合わせたところの雇用労働政策と申しますが、これはただ単に対策ではなくて、私は根本的な政策の部分にかかわっていると思うのですが、柳澤金融大臣からごらんになつて、不良債権処理をするに当たつて、今般の我が国の雇用政策

上の課題について、まず御認識を一点お願ひいたします。

○柳澤国務大臣 不良債権、一九九二年ごろのバル崩壊後は十数年間ぐらい我が国経済はこれにいろいろな経緯の中で、私があれしたわけですが、平成十年ですか三月に資本注入をしたときに、非常に大幅な不良債権の処理というものをやりました。その後は、随分必要な処理額というのも減つてきておるわけですから、片つ方面オフバランス化というものを進めていますけれども、これまでに残高が減らないということの中でも、依然として残高が減らないということの中でも、依然として残高が減らないといふことです。

いつまでもそういうものを金融機関が抱えていたのでは、金融機関自身の収益力も上がつてこない、加えて日本経済の活力も生まれてこない、こういう考え方の上で、今回、不良債権のオフバランス化を進めよう、こういうことになつたわけでございます。

考え方としては、私の心中には、アメリカの場合オフバランス化というのがかなり迅速にいくんですが、その背景には、融資の形態がプロジェクトファイナンスであることが非常に影響しているんじゃないかな。ところが、我が国の場合には、コーポレートファイナンスといって事業者自体に貸し付けがあるということになつていてます。そこで、オフバランス化というものを何の工夫もしないでやつた場合には、その事業者に対する融資を打ち切つてしまつというようなことに勢

てくれるんだ、どこにもほんぞい部分がないような貸出先というか債務者についても何かいいことをしてくれるんだというので、若干徳政令的な幻想を持つような傾向も出てきましたので、私は、それはそんなに甘いものではなくて、定性的にはやはり法的整理というのが基本なんですよとおっしゃるの後言わざるを得なかつたということがあります。しかし、基本的に私はさつき言つたように、企業のいい部分と悪い部分を分けてオフバランス化を進めた。いい部分はむしろ、健全債権というか正常債権に戻したいという気持ちがあるわけでございます。

そういうことを志して、今それを実行に移そうということをございますが、さて、ほとんど全部が悪いというようなところにもかなり雇用はまだ存在しているだらうと思うんです。そういう悪い部分あるいはほとんど全部が悪い部分にぶら下がつているというか、そこにまだとどまつてある雇用の皆さんには、今度の最終処理でもつて、それは離職を余儀なくされるという面があります。

ただ、それが一体どのくらい生ずるかということは、その対象になる企業が労働集約型であるとか、あるいは設備集約型であるとか、いろいろ区々でございましょうから、にわかにはこれは言えない。しかし、その痛みが全くないというわけにもいかないというふうに考えておりまして、この面については、私はそんなふうに考えているんですが、政府全体としても、そういう考え方から、中小企業の金融対策であるとか、あるいは雇用対策といふことで、これに対してのセーフティーネットを張ろう、こういう施策が同時に今回緊急経済対策に盛り込まれてゐるわけでございます。

○阿部委員 柳澤金融大臣のお言葉は専門用語が多くてよくわからないと思うながら、でも、よくわかつたぞと思って聞きましたが、どういうことかというと、コーポレートファイナンスからプロジェクトファイナンスへというお言葉を使いまして、私も社会民主党の従来からの主張で、たとえ、たとえござります、企業がつぶれても人

がつぶれないよう、あるいは企業が一つ全体としてだめになつてもその部分で生かされる部分があるような仕組み、やはり人に優しい政治の仕組みということでさらにお考えをいただければと思います。

それから、質問通告はしてございませんが、塙川財務大臣は私と同じように平易な言葉でいろいろお話しいただけますので、一点お願いがござります。

いわゆる雇用政策に関連してございますが、今大臣は、地方と国の税の見直しのお話を盛んになさいます。私が勉強しました中で、雇用政策、雇用対策面でもつともっと地域での雇用の促進に活用されるような税源のあり方ないしは税財源のあり方ということで、そうしたものが今既にある中にはなかなかないと思いまして見ましたところが、緊急経済対策というより緊急雇用対策の地域交付金、地方交付金というものが、三千億円の規模で三十万人の雇用を創出するという目標で既に一年次に入つてます。

今後、やはり雇用もこれまでのよな縦割りの考え方ではなくて、地域の経済再生、経済活性化、地域雇用の促進という観点から御検討をいただきたく、先日、この委員会で塙川大臣が地方の仕事をと國の仕事を見直すというふうなお言葉で述べられました中に、地方の仕事をという場合に、雇用対策というか雇用面での地方の仕事のあり方をどのようにお考えか。これは大臣の長い御経験の中での率直な御意見で結構ですので、一言お教えください。

○塙川国務大臣 まず部門を公共事業に絞つてます。それで人をたくさん使う仕事、これは御存じのように、まず第一に住宅の建設なんですね。スクラップ・アンド・ビルトをやつたらいいと思うのです。特に公営企業の住宅、終戦後急的に建てましたもの、これなんかは既にもう使用にたえないものが随分ござりますけれども、そこに居住者の権利がまつわっておりますので、なかなか建てかえがで

きにいい。そういうのをスクラップ・アンド・ビルト方式でやれば相当住宅が整理されてくるのではないか。

それからもう一つは、下水でございますね。御存じだと思いますが、下水は流域下水道というのが根幹となつておりますので、それに伴つて処理場がございます。処理場と下水道の幹線は大体行き渡つておるのでございますが、幹線と網線、支線、家庭につなぐ支線、これがまだ事業がおくれておるのが相当ござります。これらは、準幹線以下は全部地方自治体の仕事でございますので、金さえ回してやれば相当はかどつていくわけありますが、この分が十分でなかつたということになります。そういうようなことをやる。

それから、実は側溝でございますが、道路の側溝が物すごい傷んでおりまして、それがために不時の大雨で水つかりが出ているところが随分ござりますこと、そういうようなものの改善。それから、電線の地中化をやりますことによって、道路が広くなつて町がきれいになります。

こういうような仕事は人手が仕事をするので、高速道路だと河川、それから港湾というような、コンクリートと鉄で固めてどんどんやつて人は余り使わないような公共事業とは違つた面で、非常に景気刺激と消費の拡大につながつていく公共事業だ、こういうものに振りかえていくべきだということを私は数年前から主張しておるところでございまして、今度は思い切つてこちらの方に予算配分をつけたいと思っております。

○阿部委員 塩川財務大臣のお考へは承りました。

私は、その部分をさらに一歩進めまして、大臣は資材を使わず人を使うというふうな業務の例を挙げてくださいました。確かに、本当に人手を使つて人のために役立つ、いわゆる医療、介護、使つて人のために役立つ、いわゆる医療、介護、

福祉の分野で非常に人手不足でございます。本当に、二十六年間働いてみて、看護婦さんたちも大変、今医師たちも過労死の問題等々ございます。高齢化社会にあつては、変な話でございますが、必ず需要のある部分でございますので、今の財源の見直しの中では、例えば、道路財源は道路財源の中の仕事の細かな振り分けかもしれません、さらに、この委員会での御質問の中で、いざれは一般会計の中で幅広く見直すというふうな御見解も承つておりますので、中長期的に見まして、雇用創出の分野を、医療、介護、福祉あるいは育児、非常に生活関連の分野、人間関連の分野に日配りをさらにいただけますように、一点お願い申し上げます。

では、引き続いて、質問を告いたしました案件に入らせていただきます。

まず法案への我が社会民主党の態度でございますが、いわゆる租税特別措置法案以外のものについては原則的に賛成をいたしますので、この租税特別措置法案について主にお伺いをさせていただきます。

この租税特別措置法案、私の平易な理解では、いわゆるこれまで二百万円以上の株式の取り扱いというところにあつた課税問題を百万円まで引き下げるということをございますが、果たして、それによって目指すものが、個人の株式取引への参入ということを意図しておられるのかどうかと

いう点をまず、点伺いたいのと、それから、きょうお手元に配らせていただきました資料、これは「所有者別持株比率の推移」というグラフを参考資料で配付させていただきましたが、昭和二十五年から今日に至るまで、どのような方が株式を所有しているかの比率でございます。

これは、ちょっと見ていただければ、私よりも詳しい専門の皆さんによくおわかりだと思いましての話がございました。これは読み方、なかなか難しいところがござりますけれども、ここでお配りになつてあるのを持見させていただきます。変わつて、昭和四十七、八年でしようか、のではなかつたようにこのグラフからは読み取れます。

所有者別の持ち株比率の推移ということについてのお話をございました。これは読み方、なかなか難しいところがござりますけれども、ここでお配りになつてあるのを持見させていただきます。

そのあたりから金融機関や事業法人の持たれる株式が多くなつて、今日のようなカーブを描いております。

そうしますと、ここで、平成二年と六十年の間に、課税措置の変更による個人株式の参入を誘導するような政策を一度しかれたと思いますが、今般の租税特別措置法の改正によつてますどのようない効果を見込まれますのか、それから個人株式の参入へ向けたもののかどうか。そして、もつと根本的には、このグラフを見られてどのような総括をなさるのか、逆に個人の株式離れというものをおのうにお考へかというふうに、まず質問を関係省庁にさせていただきます。

○尾原政府参考人 お答え申し上げます。

今回の百万円の控除でございますが、最近の経済状況、株式市場の状況にかんがみまして、個人投資家を株式市場により参加していただくという政策観点から講ずることとしているわけでございます。

この百万円という水準でございますけれども、例えは、今回の減収額試算でも仮に一割もあれば売却するという前提で考えますと一千円の売却額になるわけでございまして、この控除額は相当程度のものであるというふうに考えてございまます。

この百万円という水準でございますけれども、例えは、今回の減収額試算でも仮に一割もあれば売却するという前提で考えますと一千円の売却額になるわけでございまして、この控除額は相手に景気刺激と消費の拡大につながつていく公共事業だ、こういうものに振りかえていくべきだということを私は数年前から主張しておるところでございまして、今度は思い切つてこちらの方に予算配分をつけたいと思っております。

○阿部委員 塩川財務大臣のお考へは承りました。私は、その部分をさらに一歩進めまして、大臣は資材を使わず人を使うというふうな業務の例を挙げてくださいました。確かに、本当に人手を使つて日常的な生活に関連する分野を充実していくことで、考え方は前向きに評価いたしましたが、さらにもう一步。

私は、日ごろ医療分野におきましたので、人を

行われるようになつてもなお少し上昇傾向があるのかな、読み取り方はそれぞれかと思いますけれども、そのように感じております。

○阿部委員 尾原局長にちよつと再確認というか、なぜ個人投資家が逆に昭和四十年代で減少傾向を示してきたのかということについての分析は、今御答弁になかつたように思いますが、それもお願いいたします。

○柳澤国務大臣 これにはいろいろな背景があります。これは、資本の自由化がうかと思うのですけれども、一つは、昭和四十年代のところどころで資本の自由化というものが行われていることが背景にあるのではないか、このようない思ひでのござります。これは、資本の自由化が行われますと、やはり外国の資本が入つてくる、株をどんどん買つてしまつて、そして株主としてはの影響力を行使する、やはり日本の企業としてはそういうことが少し怖いというようなことがあります。

それからその次に、五十年ころを考えるのでしょうか、もうちょっと後を考えるのでしょうか、このときに株式の時価発行というのが非常に流行しました。今まで株式といふのは額面で発行するというようなことだったのですが、発行会社が時価で発行できるということになりました、増資をした場合には、資本金と資本準備金に分けて、いざれにしても資本として自分の内部に留保することができる、非常に力が強くなる、こういうことができる、それが強くなる、こういうことがありました。それで時価発行というものが盛んに行われるようになった。

そのときに、時価がなるべく高い方がいいといふことは、当然でして、そのためにはいろいろな企業に株を買ってもらう、そういうようなことを進めていった。そういうようなことのために、株式の保有が、どうしてもそういう法人企業といふようなことは、それはそれでありますけれども、証券会社などは、できるだけ市場に株が少なくなる方がいい、というようなことで、いろいろな企業に株を買ってもらう、そういうようなことを進めていった。そういうようなことのために、

私は、日ごろ医療分野におきましたので、人を使つて人のために役立つ、いわゆる医療、介護、使つて人のために役立つ、いわゆる医療、介護、

くなつていつたと、いうようなことが言われるわけ

でございます。

加えて、ここにははつきりはいたしておりますが、

年金だとかそういうものが盛んに

なけれども、年金だとかそういうものが盛んになつてくると、年金の運用として株式が持たれる、そういうようなことがまたこれに加わりまして、要するに、ひつくるめて、株式保有の機関化現象というものが行われるようになつて、それに応じて個人の保有割合が下がつていった、こういうことがあるというふうに今言われているわけ

でございます。

○阿部委員 いろいろ勉強になる御答弁、ありがとうございます。

今のお話を伺いましても、私は、やはり症状の見方と対策が誤っているんじゃないかなと思うのです。

今、柳澤金融大臣に教えていただきました三點、外國の投資家の参入、これは現在のグローバル経済の中ではこれからますます我が国においても進んでいくように見受けられますし、それから二番目の、法人企業の参入と申しますのも、一応これから個人へといふうに動機づけされましても、全体的に、それによつて法人対個人の比率がどれほど変わるものかという明らかなマルクマールと申しますか指標がない。あわせて年金も、先ほど申しましたように、確定拠出型ですと今度ここに、株式市場に大きな年金がまた参入してくる。

全体的に大きなものが多くなつて、逆に言うと、

株式市場に大きくなることは、この社会を構成する一人一人の構成員がやはり経済と自分、株式と自分といふことをもつと身近に考えて、それは一つは、株式の方では、金融の透明化とか、そ

ういうことを透明化させた上で個々人がそれを選び取りたいといふになつてくれないと、貯蓄でたまる一方で、株式とかそのほかのことは関係ないといふうな割り振りがされるやに私は思います。

今大臣からいただきました三つの懇切な御説明を受けてもなお、なぜ今般の租税特別措置法の壳

却益に対して百万円まで控除というのが個人の参入をふやしていくのか。特に、先ほど尾原局長の

御答弁にもありましたが、例えば株式譲渡益の原則課税化というのが行われている年でもなお、それから個人投資は横ばい、余りここに影響されて

いるというふうに見受けられない評価もあるよう

に思つておきます。

そういたしますと、全体にこの政策自身が、これはせんたつ金融庁にお伺いいたしましたが、財務省でしたか、税収としては九百億減になると。では逆に、それに見合う個人投資への振り向けなし経済全般で見たところのプラスという面をどこに置いておられるのか。まず尾原局長からの御答弁と、それからできれば柳澤、これはでも課税問題ですかから塩川財務大臣になりますでしょうか。どちらでも結構です、ちょっとお答えいただけますでしょうか。

○尾原政府参考人 今回の控除制度でございますけれども、まず対象にしてございますのが長期保有株式ということことで、なるべく長く持つていただくという方を対象にしております。それで、百万円の控除でございますから、これは今の税体系の中であつても、思い切つて個人投資家を株式市場に参加させるための水準になつていると私どもは思つております。

例えで、仮定の例で申し上げますと、先ほどの一千円といふことでござりますと、源泉分離課税でござりますれば、一・〇五%の売却額の課税

ということでおよそ五千円といふ負担になりますが、これで、一割の百万円といふことで非課税になりますればこの場合は十万五千円の減税になるという

思つております。

やはりこれから我が国の金融市场のあり方を

考えてまいりましても、経済の発展とともに、個人もその還元を受けるとでもいまいましようか、そ

ういう意味からいたしましても、個人株主がふえ

ていくということは大切なことであろうと思つて

おりまして、この措置と相まって、これが減税に

なるということのみならず、マーケットに対しても

大きなメッセージになるわけでございます。また、経営をしている方にもメッセージになるというところで、税制と相まって、今回目的としております個人投資家の市場参入が増加することを期待して

おります。

○塩川国務大臣 この特別控除制で株価が思一切直して隆盛になるという直接的な効果は余り期待できないと思ひますけれども、しかし、これによりまして、一般の投資家というのが、株式を売買しても税金はある程度からならないんだなどいう認識を持つてくれたら、私は非常に株式になじみやすいと思っておりまして、そういう個人が株式市場に参加するインセンティブを与えるという意味で、意味があると思つております。

そして、株が一般にうんと浸透するのには、やはり配当金がよくなければ何ともなりません。それと、証券会社とか銀行がもつと親切に取り扱つてやらないと、もう株の取引の金というのは単位が大きいものですから、二百万、三百万の小口の取引で持つていつた場合、何か扱い方が冷たい、そういう環境が、やはり一般の人が参加しない。やはり小さいお金がたくさん集まらないと、その市場はにぎやかにならないと思いますので、そういう点で、我々も、この税制の特別措置法をきっかけにして証券界等に十分な注意喚起、それから努力を呼びかけていきたい、こう思つております。

○阿部委員 いつもわかりやすい御答弁で、ありがとうございます。

要するに、株式というのは、それなりに上がるという見込みがなければ庶民も手を出さないといふのがまず一点でございます。そして、金融機関も個人投資家に親切でなければならないというの

を希望する向きも非常に強いと思います。

そして、道路特定財源についてはほかの方もい

ろいろ聞かれたと思いますので、私は、前回の質問に立ちましたときに塩川財務大臣からお答えをいただきました電源開発促進税ということについて、お問い合わせいたします。

この電源開発促進税の見直しも、私が質問をしておきました日の夕刻、塩川財務大臣が記者会見において、道路特定財源だけではなく、電源開発促進税並びに電源開発促進対策特別会計というものについても見直すというふうにおつしやつたことが新聞記事でも報じられております。この電源開発促進税並びに電源開発促進対策特別会計の中では、おのの予算の使われ方を教えてください。

○津田政府参考人 御指摘の電源開発促進対策特別会計の電源立地勘定の中の具体的な内訳とお

も当然ですが、例えば昭和二十年代から四十年代半ばくらいまで、多くの個々人が株式に関心を持ち、参入していたというところの分析をもう一度

していただきたいのと、私どもが考えます現在の株式というもののについての国民的な関心は、こういう株価の低迷の時期はさておいてござります。

が、個々の株式会社がどのような企業経営、運営

をしておられるか、それで、その企業の哲学とか理念というのを賛同して、個人がその会社をいわば応援したい、簡単に言えばそういう形での株式参入のあり方もあると思います。

このように、株価の低迷の現時点での租税の措置法案をもって株式参入を図るというのは、私は余り賢い策ではないかと思うかと思いますから、次の質問に移らせていただきます。

塩川財務大臣に、引き続き特定財源のことでお伺いをいたします。

小泉内閣になりましたから、特に塩川財務大臣の正直な、いろいろな意味でわかりやすい御提示ということが国民の目をこの特定財源という方に大きく振り向けて、いい方向への改革というのを希望する向きも非常に強いと思います。

そして、道路特定財源についてはほかの方もいろいろ聞かれたと思いますので、私は、前回の質問に立ちましたときに塩川財務大臣からお答えをいただきました電源開発促進税ということについてお問い合わせいたします。

この電源開発促進税の見直しも、私が質問をしておきました日の夕刻、塩川財務大臣が記者会見において、道路特定財源だけではなく、電源開発促進税並びに電源開発促進対策特別会計というものについても見直すというふうにおつしやつたことが新聞記事でも報じられております。この電源開発促進税並びに電源開発促進対策特別会計の中では、おのの予算の使われ方を教えてください。

○津田政府参考人 御指摘の電源開発促進対策特別会計の電源立地勘定の中の具体的な内訳とお

も当然ですが、これは担当省庁で結構でございますが、電源立地勘定の中の具体的な内訳とお

も当然ですが、例えば昭和二十年代から四十年代半ばくらいまで、多くの個々人が株式に関心を持ち、参入していたというところの分析をもう一度していただきたいのと、私どもが考えます現在の株式というのについての国民的な関心は、こういう株価の低迷の時期はさておいてござります。

が、個々の株式会社がどのような企業経営、運営

平成十三年六月五日

二二二

今委員の御質問の趣旨が、電源構成別の歳出ということなりますと、原子力の関係が千七百二十二億円、これは全体の約七割になります。その他、水力、火力等がありまして、これは中身は予算上分けておりませんけれども、原子力関係以外ということで御理解を賜りたいと思いますが、七百十五億円、約三割というふうになつております。

○阿部委員 質問の不備を補つていただきたいがどうございます。

今お伺いいたしました電源立地勘定の二千四百三十七億中、原子力発電についてが一千七百二十二億と一番多い、七割が使われておるということございました。実は、この電源立地勘定につきましては、計画いたしましても実際に立地側の住民の反対等々、立地がうまく賛成されずに毎年余剰金が一千億出でるというふうに私どもの調べました中では判明しております。

さて、ここからは塩川大臣にお伺いいたしますが、五月二十七日の新潟県の刈羽村での住民投票で、ブルサーマル計画の受け入れ反対という住民投票が五三・四%で、反対が多数可決ということになり、それを受け東京電力も一応このブルサーマル計画を中止するということを決定しておられます。この間、ジー・シー・オーの事故等々も含めまして、原子力発電の立地ということについては住民の中でも非常に安全性に対する危惧感も強くなっています。

そこで、毎年一千億余りの余剰金の出る電源立地勘定の特にこの原子力部分について、現在国民の声の高い自然エネルギーの風力、火力、太陽光等いろいろございますが、そちらの方向に振りかえていかれるおつもり、これはことしの年度内でも同じ大きな区分けの中ですから可能なことと思いますが、特に環境を重視する小泉内閣にあって、自然エネルギーの取り扱いの方に配分していくかれるようなことを検討していただけないかという御質疑をさせていただきます。

○若林副大臣 ただいまお話しの中に、電源立地勘定で一千億の余剰があるというお話をございま

した。実は、電源立地勘定の余剰の方は、平成十二年度の決算で八百十三億、電源多様化勘定の方が二百四十三億で合わせて約一千億、こういうことになつております。

そこで、この余剰金が発生しております理由は、委員がお話をざいましたように、電源立地の進み方がその年々によって大変左右されてしまいます。お話をありましたようなこともあります。非常に進捗が進む場合もありますし、おくれていく場合もあります。そんな電源立地の動向によって左

右されるということから、余剰金には年度変化があるわけでございます。

しかし、いずれにいたしましても、この電源開発促進税収の電源立地勘定と電源多様化勘定への配分については、その時の財政需要を踏まえまして毎年度の特別会計予算総則でこれを決めてい

るところございますので、電源立地の動向とか、今お話をありました風力などの新エネルギーの開発、導入、促進の必要性などを勘案して検討されど法的的に固定的に考えているわけではございません。

ちなみに、平成十三年度の予算総則の上では、電源立地勘定にありますては税収の四百四十五分の百九十九、電源多様化勘定にあつては税収の四百四十五分の二百五十五に相当する金額ということですで、電源多様化勘定の方に多く振り向けるような予算総則として定めているところでございます。

○阿部委員 私の質問中誤りがございまして、申しわけございません。確かに、年間余剰金一千億は両方合わせた中の余剰金でございます。

そして、そうした誤りを差し引きましても、立地勘定の方が余つております。やはり国民の声といふことを敏感に施策に反映していくこそよい政治と言われますから、塩川大臣、再度お願ひいたします。

いわゆる自然エネルギー促進というのは、地域の経済活性にもつながる部分でございます。地方

自治体の首長からの要望も非常に高い部分でございますから、政策的に、先ほどの予算総則に従う

ということころは持続いたましたが、それでもなお、例えば八千億お金があれば、それは来年度の立地というふうに考える以前に、今有効なものに振り向いていくという意味での流動性ということを、もう一度塩川大臣にお考えのほどを伺いたい

いと思います。

○塩川国務大臣 確かに自然エネルギーの開発といふことは今エネルギー府でも鋭意進めておりますが、私がちょっと聞きましたのは、専門家に聞きますと、天然エネルギーを採取するのにコスト的に見たら非常に高くつく、それがために、長い将来にわたる国民経済的な観点から見ると高いエネルギーになるということを承知の上でやはり電力コストを考えていかなきやならぬ、その問題

があるということを聞いております。そうして、もう一方においては、原子力発電に関係する周辺の安全対策にうんと金を使つた方が得なのか、その点の問題が非常に微妙な問題だということを聞いております。

しかし、時の流れでございますので、自然エネルギーの開発、そしてまたその採取に投資をするということは工務省の一つの方針として持つておりますので、私たちも、そちらの方の投資は推進していくべきだ、こう思つております。

○阿部委員 御指摘のコストの面、これは、その分野が主流になりますときにコストも安くなつてくるという経済的な側面もござりますから、必ずしも今のコストがずっと続くわけでもございませんし、その辺は検討していただけますよう。

それからさらに、安全対策を充実ということは現在あるものについては大切でございますが、これからさらにつくるという意味なのが立地勘定でございますから、その意味では、これからさらにつくるべきかどうか、長期の方針の中でお考えをいただければと思います。

引き続いて特別会計関連の御質問をさせていただきます。

いわゆる自動車損害賠償責任の再保険特別会計について、金融庁並びに金融大臣にお伺いいたします。

今、ちょうどこの時間、国土交通省の方では、

いわゆる自賠責保険の政府再保険について、自賠責は車を所有いたしましたときに必ず掛けなくてはいけない保険でございますが、これはこれまで

は、全く民間に任せおくだけではなくて、政府が再保険という形で運用の六割を別途に補完いたしました、さまざまな被災者救済対策とがあるいは払い済りに対して、政府の方から、国土交通省、昔の運輸省から指導するという形で行われてきた制度を、今般、規制緩和の中で、これからは民間の保険会社に括してお願いしていくというふうなことがこの裏の時間の国土交通省で審議されております。

まず、基本的に申しますと、私ども社会民主党は、こうした交通事故というのは非常に特別な現象でございます。何が特別かというと、圧倒的に強い車と、その前では鉄の塊の中の小さな人間との点が非常に微妙な問題だということを聞いております。

しかし、時の流れでございますので、自然エネルギーの開発、そしてまたその採取に投資をするということは工務省の一つの方針として持つておりますので、私たちも、そちらの方の投資は推進していくべきだ、こう思つております。

○阿部委員 御指摘のコストの面、これは、その分野が主流になりますときにコストも安くなつてくるという経済的な側面もござりますから、必ずしも今のコストがずっと続くわけでもございませんし、その辺は検討していただけますよう。

それからさらに、安全対策を充実ということは現在あるものについては大切でございますが、これからさらにつくるという意味なのが立地勘定でございますから、その意味では、これからさらにつくるべきかどうか、長期の方針の中でお考えをいただければと思います。

この自賠責についての審議会が持たれておりま

被害者の御家族が入つておられます。お二方とも医師でございますが、お嬢さんを亡くされた井手さんと二木さんという方が自賠責の審議会の方には参加しておられます。今回、それに続く形でとはいうか、並列する形でできました金融庁の方の自賠責の審議会には、こうした患者側の代表等々は御参加ではございません。

自動車事故というのは、被害に遭つてみて初めてその理不尽さ等々も本当に身をもつてわかるというものでございまして、この金融庁の自賠責審議会、簡単に言つて申しわけありませんが、金融庁が設置している方の委員会に患者代表が入つておられないところの経緯について、一点。

それからさらに、今後、被害者の御家族、御遺族というだけでなく、実際に障害を受けられて、高次の機能障害ないしは重い障害を受けられて現在闘病中の方もおられまして、そういう患者、被害者の声を入れる仕組みということについてお考えやいかんということを担当省庁からお伺いいたします。

(委員長退席、佐藤(剛)委員長代理着席)

○村田副大臣 阿部委員の御質問にお答えをいたしたいと思いますが、幾つか御質問が含まれているように思います。

まず、ただいま国土交通委員会において自賠責の改正について審議をしているわけでありますけれども、その中で、阿部委員が御心配のように規制緩和の観点からこれまでの政府への再保険を廃止するということでありましたけれども、政府としても、あるいは与党としても、その審議していく過程で被害者救済をどうして万全なものにしていくかということは最大の関心事でもありますし、それから、ちょうど一昨年に出されました自賠責審議会の答申においても、そうした被害者救済には万全を期すように、そういう答申の各項目が記せられておりまして、私どもとしては、できる限りその内容の実現のために今後一層努力をしていきたい、こういうふうに考えておるわけあります。

それから、委員もちょっとと話及んでいましたけれども運輸省による保険金の支払いのチェック、これはなくなるわけではございませんでして、今後も引き続き運輸省によります保険会社の保険金の支払いについてチェックの体制ということは行われていくわけで、そのところだけは私からも御指摘を申し上げさせていただきたいというふうに思います。

ところで、制度が変わりまして、審議会の点でござりますけれども、自賠責審議会がいわば二つに分かれまして、一つは、自賠責審議会について、政策面、この審議調査をするという機能につきましては、委員御指摘のとおり金融庁の中の金融審議会の方に統合されました。これは、ことしの一月から、行革、中央省庁等の改革によりまして、各省庁の政策関係の審議会をできるだけ統一していくという観点から、金融庁の金融審議会が保険に整理統合された、こういう形になつておるわけになります。

○阿部委員 自賠責審議会と金融庁の中にできました金融審議会自賠責保険制度部会のお話をいたしましたが、私が申し上げたかったことは、やはり自賠責に関する重要な事項は金融審議会自賠責保険制度部会で検討されるというのであれば、被害者の声とか、遺族の声とか、実際に障害を抱えて生きていかれる人の声というのが一番重要である。それを適宜取り入れますというふうな行政姿勢ではなくて、やはりこれはこれから非常に巨額のお金が損保会社で運用されるわけです。そして、これはいわゆる利益に関する部分ではなくて、ノンプロフィットで何らかの還元をしていく部分になるわけですから、還元の対象は、大きく言えばやはり被害者になるわけです。ですから、金融審議会の方の部会の中に、患者の遺族あるいは御本人が療養中の方の声を入れるべきではないかという指摘で、その点に関して柳澤金融担当大臣の、これは政治姿勢でござりますから、お考へを伺いたく思います。

そこで、それのかわるものとして、部会になつたら専門委員もあるし、またいろいろヒアリングといつても三十人の枠内に自賠責の被害者の代表を入れると言わると、もう本当に貴重な一議席というか、一人、一つでもございますので、あとが苦しくなつて非常にやりくりが難しくなるということが現実の姿でございます。

そこで、それのかわるものとして、部会になつたら専門委員もあるし、またいろいろヒアリングといつても三十人の枠内に自賠責の被害者の代表を入れると言わると、もう本当に貴重な一議席という格好で、それぞれのお立場の方の御意見も聞けるということでござりますので、誠心誠意やらせていただきますのでひとつ御理解を賜りたいと申しますが、さつきの保険も証券も銀行も部会になつてしまつたわけでございます。

総勢三十人ということです。その中に、今先生お触れの自賠責の部会もある、さつきの保険も証券も銀行も部会になつてしまつたわけでございます。

六月の自賠責審議会の答申を踏まえまして、交通事故の被害者等の意見を極力いろいろな体制で聞いて丁寧に聞いていくという体制を維持していきたいというふうに考えておりますので、何とらずに、金融審議会の総体のメンバーというものは限られていますが、その中で、今後被害者の意見を聞くために、いろいろ金融審の中の部会のあり方なんかについても研究を重ねていきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、自賠責、これは交通事故の被害者の保護というのが最大の目的でござりますので、委員御指摘のような観点から今後ともいろいろ工夫を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○阿部委員 自賠責審議会と金融庁の中にできました金融審議会自賠責保険制度部会のお話をいたしましたが、私が申し上げたかったことは、やはり自賠責に関する重要な事項は金融審議会自賠責保険制度部会で検討されるというのであれば、被害者の声とか、遺族の声とか、実際に障害を抱えて生きていかれる人の声というのが一番重要である。それを適宜取り入れますというふうな行政姿勢ではなくて、やはりこれはこれから非常に巨額のお金が損保会社で運用されるわけです。そして、これはいわゆる利益に関する部分ではなくて、ノンプロフィットで何らかの還元をしていく部分になるわけですから、還元の対象は、大きく言えばやはり被害者になるわけです。ですから、金融審議会の方の部会の中に、患者の遺族あるいは御本人が療養中の方の声を入れるべきではないかという指摘で、その点に関して柳澤金融担当大臣の、これは全部一つの審議会にまとめられて、しかも総数は三十人ということにされたわけでございま

す。

○村田副大臣 阿部委員の御質問にお答えをいたしましたが、幾つか御質問が含まれているように思います。

まず、ただいま国土交通委員会において自賠責の改正について審議をしておられるわけでありますけれども、その中で、阿部委員が御心配のように規制緩和の観点からこれまでの政府への再保険を廃止するということでありましたけれども、政府としても、あるいは与党としても、その審議していく過程で被害者救済をどうして万全なものにしていくかということは最大の関心事でもありますし、それから、ちょうど一昨年に出されました自賠責審議会においても、そうした被害者救済には万全を期すように、そういう答申の各項目が記せられておりまして、私どもとしては、できる限りその内容の実現のために今後一層努力をしていきたい、こういうふうに考えておるわけあります。

ところで、金融審の中に設けられました自賠責の部会の方でござりますが、制度発足になりまして、今は専門委員含めまして四名の体制でやつておるという形になつておる、こういうことでござい

ます。

○柳澤国務大臣 金融審議会という、金融庁が所轄している事務についての企画立案のための審議会が発足しました。今まで金融制度調査会、それから証券取引審議会でしたか、それから保険審議会、これが全部一つの審議会にまとめられて、しかも総数は三十人ということにされたわけでございま

す。

そこで、金融審の中に設けられました自賠責の部会の方でござりますが、制度発足になりましたが、それは運輸省による保険金の支払いのチェック、これはなくなるわけではございませんでして、今後も引き続き運輸省によります保険会社の保険金の支払いについてチェックの体制ということは行われていくわけで、そのところだけは私からも御指摘を申し上げさせていただきたいというふうに思います。

そこで、それのかわるものとして、部会になつたら専門委員もあるし、またいろいろヒアリングといつても三十人の枠内に自賠責の被害者の代表を入れると言わると、もう本当に貴重な一議席という格好で、それぞれのお立場の方の御意見も聞けるということでござりますので、誠心誠意やらせていただきますのでひとつ御理解を賜りたいと申しますが、さつきの保険も証券も銀行も部会になつてしまつたわけでございます。

総勢三十人ということです。その中に、今先生お触れの自賠責の部会もある、さつきの保険も証券も銀行も部会になつてしまつたわけでございます。

六月の自賠責審議会の答申を踏まえまして、交通事故の被害者等の意見を極力いろいろな体制で聞いて丁寧に聞いていくという体制を維持していきたいというふうに考えておりますので、何とらずに、金融審議会の総体のメンバーというものは限られていますが、その中で、今後被害者の意見を聞くために、いろいろ金融審の中の部会のあり方なんかについても研究を重ねていきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、自賠責、これは交通事故の被害者の保護というのが最大の目的でござりますので、委員御指摘のような観点から今後ともいろいろ工夫を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○阿部委員 自賠責審議会と金融庁の中にできました金融審議会自賠責保険制度部会のお話をいたしましたが、私が申し上げたかったことは、やはり自賠責に関する重要な事項は金融審議会自賠責保険制度部会で検討されるというのであれば、被害者の声とか、遺族の声とか、実際に障害を抱えて生きていかれる人の声というのが一番重要である。それを適宜取り入れますというふうな行政姿勢ではなくて、やはりこれはこれから非常に巨額のお金が損保会社で運用されるわけです。そして、これはいわゆる利益に関する部分ではなくて、ノンプロフィットで何らかの還元をしていく部分になるわけですから、還元の対象は、大きく言えばやはり被害者になるわけです。ですから、金融審議会の方の部会の中に、患者の遺族あるいは御本人が療養中の方の声を入れるべきではないかという指摘で、その点に関して柳澤金融担当大臣の、これは全部一つの審議会にまとめられて、しかも総数は三十人ということにされたわけでございま

す。

○阿部委員 柳澤金融大臣からぬ懇意なお答

えでもあります。なぜならば、例えば日本の医療業界を見ましても、中央薬事審議会等々、それから

医療における報酬・診療単価を決める部分にも、

これまで患者の声というのが一切なかった、このことと逆に、医療のあり方を非常に患者中心のものから遠ざけてきたというのが歴史の総括であるべきだと私は思つております。三十人も枠があれ

ば、三十人の中の一番貴重な方たちはだれかと言われば、自動車という新たな文明の、本当に予

期せぬお化けのようなものです。そのものに対し

て被害を受けたという方たちを入れてしかるべきだと思いますし、それこそが参加型の民主主義日本のこれからの一十一世紀、本当に国民の声を聞くために大切なものだと思います。

きょうの柳澤大臣の御返答は聞かなかつたことにしておきました。理由は御検討いただきたいからであります。そして、あわせてですが、金融庁は、例えば、被害者対策を充実させるには保険料に被害者対策分を上乗せして徴収することも検討すべきだなどの御意見もありますので、政策の基本を被害者ないしは自動車文明の中の小さな人間という大きな視点を持って進めていただけますことをお願い申し上げます。またこれは国土交通省で法案が成立いたしましたらしつこやらせていただきますので、どうかお許しください。

そして、最後に、塩川財務大臣に一言お伺いいたします。

私は、きょう特別会計にかなり的を絞ってお伺いましたが、特別会計は、電源開発促進特別会計では剰余金、それから例えば自賃賃問題では運用益をどういうふうに利用するかということは、かなりその部分でのいろいろな制約と特色がある財源でございます。そして今般、全般的な財政再建の中で特別会計のあり方も見直すというのが小泉内閣の方針であるというふうにも伺つておりますが、来年度に向けまして、特別会計全般の、きょうは二つをテーマにいたしましたが、このような点検ということをやつていただく御予定、お気持ちがおありか否か、一点最後にお伺いいたします。

○塩川國務大臣 点検は必ずいたしたいと思っております。そして、一つの例として、特別会計に孫利子なんかを生んでいるのがたくさんあるんですね。御存じでしょうね。孫利子の効率的な運用ということ等が案外世間にさらされておらないので、この分野にもメスを入れてみて検討させていただきたいと思っております。

○阿部委員 前向きな御答弁、ありがとうございます。今の自賃賃も、孫利子ではございませんが、

利子の生じた部分をどこに還元するかということとも関連いたします。

私の質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○佐々木憲(憲)委員 日本共産党的佐々木憲昭でございます。

まず、塩川財務大臣にお聞きをしたいと思います。

五月十六日の財務金融委員会での大臣所信に対する質問で、私は消費の問題を取り上げました。景気後退を食いとめて新たな拡大軌道に乗せていくという上で、GDPの六割を占める個人消費というのは非常に重要であるということで、これを支援するというのは決定的に大事な対策だというふうに思います。

このことに関連して、個人消費を支援するという明確な御答弁はどうも余りお聞きしなかつたんですけれども、そのとき大臣は、家計の問題について、従来は食料が家計の重担だった、現在では安定した状態で推移しているというふうにおっしゃいました。しかし、食料や衣料の支出というのは安定しているというふうに言えるのかどうか。

配付した資料を見ていただきたいのですけれども、総務省統計局の家計調査報告というのがござります。この家計調査報告によりますと、そこにありますように、全世帯をとりますと十年間で消費支出はマイナス五%であります。これに対して食料はマイナス一二・五%, 十年間ずっとマイナスなんですね。

それから、被服及び履物、衣料の関係はここに入りますが、これは実に三五・八%のマイナスであります。これに対しても、水道・光熱、保健医療あるいは交通・通信、公共交通的支給の負担の方はずつとふえている。これが現実の姿だというふうに思うのです。

一枚目をあけていただきますと、総務省の統計

局のコメントがドの方に載つておりまして、「一世帯当たりの消費支出のうち、「食料」と「被服及び履物」はそれぞれマイナス一・七%, マイナス六・八%の実質減少となり、いずれも現行の調査開始(昭和三十八年)以降で最も長い十年連続の実質減少となつていて、こういうふうに指摘をしているわけあります。

ですから、塩川大臣が食料と衣料は安定した状態で推移していると御答弁をなさいましたけれども、これは事実と違つてゐると思うんですね。ですから、あの答弁はきつと訂正をするというのが正確な対応だと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○塩川國務大臣 食料、衣服等は下がつて、非常に結構なことだと思います。このように下がつてきておるということは、やはりこれは物価が下がつてきておることだと思つております。

その点におきましては、家庭の中では、むしろ、これは上がつたら不安定ですけれども、下がつてきているということは家庭も落ちついているという意味で、安定という言葉がいいかどうかはわかりませんけれども、家庭も安心しているという意味にとれる。

そして、逆にこれを見まして、競争原理の働きがない光熱・水道費とか医療というところは、医療はまた違いますけれども、まあ、別ですけれども、水道・光熱費、それに交通・通信、こういう競争の働かないところは異常に高いということは、やはりこちらの改革が必要なところだろうと思つております。

○佐々木(憲)委員 私は、全然認識が違うと思うんですね。これは実質で出しているんですよ。ですから、消費支出全体として消費を実質的に減らしているという意味なのです。その中でも、食料の消費支出がずっと減り続けている、衣料の関係も大幅に減っている。ですから、家計が大変苦し

いわけですから、当然、サラリーマンの背広、ズボンはなかなか買わないというふうに示してはいるわけで、真つ先にそういう点にしわ寄せが行つてい

るわけですよね。
ですから、結構というふうにはなかなかこれはいかないんじやないでしようか。やはり、この点にしわ寄せが行つていて、それが正確な認識だと思うのです。したがつて、安定しているんじやなくして、これは下がつて、そういうことだけ

いうふうに見る必要があるんじやないでしようか。

○塩川國務大臣 私は、この表から見ましら、やはり食料なんかが過去十年、相当値段が下がつてきておるようになります。それから、被服なりで、ユニクロなんというのが出てまいりましたから、我々も想像以上の値下がりがございまして、要するに、こういうふうなものが、物価の値下がりが家計支出の面においては非常に顕著にマイナスとして出てきておる。

食料にいたしましても被服にいたしましても、それなりに生活に必要な分は十分に摂取しておるようになります。消費支出の中で、この表の中に出でおりませんけれども、教育費などか一般娯楽費、教養費というのが異常に上がっておりませんけれども、教育費だとか、娯楽費だとか、教養費だとか、そういうふうなものが家計を苦しくしている一つの大きい要因だと私は思つております。それで、そういう点を総合的に見ましたら、一九九一年から二〇〇〇年のこの十年の間に家計の構造というものが随分と変わってきたと

いうことの一つの実証ではないかと思うのであります。

○佐々木(憲)委員 確かに、教育とかあるいは公共料金関係、こういう点の負担は非常にふえています。

○佐々木(憲)委員 確かに、教育とかあるいは公共料金関係、こういう点の負担は非常にふえています。しかし、衣料関係、食料関係というの

は、いわばずっと抑えられてきている。そういうふうに見ないと生活の実態というのは正確につかめないんじゃないですか。そういう点で、大臣の感覚にどうもずれがある、どうも庶民性が感じられないというふうに私は思うわけあります。そういう実態を正確に踏まえないとなかなか議論が成り立たないと思うわけです。

そこで、家計消費というのはGDPの六割を占

めているわけで、この点は大変重要な点だという認識はされていると思うんですね。今回の緊急経済対策にはどうなっていますかと、書かれているかといいますと、生産・企業収益が回復し、民間設備投資も持ち直しを示すようになつた。

企業部門のこのような復調は、本来ならば家計部門の回復をもたらし、自律的景気回復に向けた好循環の端緒となるはずであった。しかし、企業部門の復調にもかかわらず、所得・雇用環境の改善は遅れ、個人消費の回復は見られない。このように指摘をされているわけですね。

したがつて、今は景気対策の上で個人消費の回復というのが非常に重要な役割を果たす、これはこの前文に書かれているとおりだと私は思つています。

そうしますと、この政府の緊急経済対策の中に、こういう前文の認識ですから、対策の内容としても、個人消費を支援する、家計を支援する、こういう内容が盛り込まれて当然だと思いますけれども、それはどういう形で盛り込まれていますか。

○若林副大臣 委員が御指摘のように、企業部門が元気が出でてきたにもかかわらず、どうも消費の方が不活発だ、伸びない、それが全体の景気回復の足を引っ張っている、おくれている、そういう認識については委員のおっしゃるとおりでございましたし、緊急経済対策における基本認識もそういう認識でございます。

個人消費がなかなか伸びないということの原因としては、いろいろ言われますけれども、基本的には、厳しい雇用の情勢に加えまして、やはり国民の多くの方々が将来への不安を感じているということが影響しているものだと考えております。

したがつて、個人消費を拡大していくためには、雇用面の改善、適切な対応が必要なことはもちろんでございますけれども、同時に、各般にわたる構造改革を実行する、そして先行きについて明確な展望を持ち得るようにするということが必要だ

という基本認識に立つております。

先般策定されておりました緊急経済対策におきましては、この雇用面のセーフティーネットを整備するための施策を各種織り込むことによりまして、その効果的な実施を図ることにいたしました。

再生と産業再生を図りまして、また証券市場の構造改革を図るとか、あるいは都市再生を図つておられます。この雇用面のセーフティーネットを整備するための施策を各種織り込むことによりまして、その効果的な実施を図ることにいたしました。

また、その着実な実行を通じまして我が国の経済の構造調整を推進する、そのことが今後の経済成長のもとを築くことになるという期待のもとに、このような緊急経済対策による取り組みというものが雇用の改善に資するとともに、我が国の経済の見通しにつきまして将来につきまして信頼の回復が得られ、そのことが家計マインドにも好ましい影響を与えていくんだろう、こんなふうに考えて策定をしたものでございます。

○佐々木(憲)委員 なかなかこれは苦しい答弁で、さっぱり要領を得ないわけですね。つまり、雇用の改善に資するといいますけれども、今度の対策は倒産、失業があふえるということをお認めになつておられるわけでありますから、改善に資することにならないんじゃないでしょうか。しかも、セーフティーネットというけれども、それは失業が生まれるからそれに対応するというものであつて、私が聞いた質問に対しては全然答えていただいてないわけであります。

○塩川国務大臣 この緊急経済対策の中に、個人消費を直接支援する、刺激する、その中身はありますか。私はないと思うのですが、いかがですか。

○塩川国務大臣 個人消費を刺激する直接の対策は盛り込まれておりません。が、しかし、個人消費は、私は堅実に推移しておると思っております。

私は、実は、消費者物価指数だとそれから消費係数だとか、そういうようなものの統計のとり

方が、この数年の間に物すごい世の中が変わつてきているから、やはりそのファクターも、考え方なども、統計に基づいて緊急経済対策の前文の現状認識というのが出てきています。私は、まだその着実な実行を通じまして我が国の経済の構造調整を推進する、そのことが今後の経済成長のもとを築くことになるという期待のもとに、このような緊急経済対策による取り組みというものが雇用の改善に資するとともに、我が国の経済の見通しにつきまして将来につきまして信頼の回復が得られ、そのことが家計マインドにも好ましい影響を与えていくんだろう、こんなふうに考えて策定をしたものでございます。

ですから、現在政府がやつております統計そのものは、数年前からのをずっと、いわゆる連続として見ておられますからそれなりの評価はしておりますけれども、私は、もつと新しいファクターの入れ込みをして、正確なものを持ち直してもいいんじやないかと思っています。

○佐々木(憲)委員 直接個人消費を刺激するものは盛り込まれていないと。私もそう思うのですよ、これは。ですから、本当に経済対策になるのかどうかという根本的な疑問を私は覚えるわけです。

○塩川国務大臣 いや、私は、統計を信用しないと言つていらないんです。もつと現実的に、現在に合った統計のとり方があるのではないかと。例えば、ちょっと待つてください、例えば流通の関係一つ見ましても物すごい変わってまいります。直接産地購入というものが出てまいります。そういうようなものは統計上どのように出てきておるのか、私はちょっと疑問に思うことがあります。

そこで、四月のサラリーマン世帯の家計調査によりますと、一世帯当たりの消費支出は四・四%マイナス、四月の失業率も四・八%になりました。

そういうようなものは統計上どのように出てきておるのか、私はちょっと疑問に思うことがあります。

それから、これだけ家計が苦しい、収入も伸びないということに対し、例えば飲食店等においては物すごいダンピングをやつておりますね。こういうようなものがやはり消費者物価の面でのよう反映していくのかと。御存じのように、ハンバーガーですか、あそこなんか半値にしましたね。これが消費をますます冷え込ませるという方向に作用するわけでありまして、前文の「現状」で個人消費の拡大が重要だといながら、実際には個人消費をどんどん冷やすことしかやっていない。

私は、五月二十八日の予算委員会で、不良債権の処理によつて何社が倒産に追い込まれるか計算をしてみましたところ、中小企業二十万社から三十五万社倒産するんじやないか、そういうことも想定されるわけであります。中小企業は平均五、六人の従業員を抱えていますから、これが倒産をするというふうになりますと、百万から百八十万の失業者が生まれるということになるわけですよ。

塩川大臣は、四月二十六日に、初閣議後の記者会見でありましたか、緊急経済対策について質問

をされまして、こういうふうに答弁されています。

「急にブレーキを踏んで不良債権を処理するという、その処理の仕方が私は非常に難しいだろうと思うんです」「いたずらに不良債権を早期に、早くやれということのみには、私はあまり賛同できない」こうおっしゃっています。これは記憶にありますとと思うのですけれども。

この緊急経済対策を実行すれば、デフレ状態にある景気をますます悪化させる、当面の景気に対する見解を及ぼすということになると、私はマイナス作用を及ぼすということがありますか。

○塙川国務大臣 急にブレーキを踏んだらひっくり返ってしまうのは当たり前です。ですから、一年から三年にかけてと金融担当大臣が言つておりますが、私は、それがやはり正当だらうと思つております。私は、だから、そのぐらいの期間の間に不良債権の処理をするということは、一番真つ当たり方だらうと思つております。

○佐々木(憲)委員 二年から三年という期限を切つてそれまでに不良債権をオフバランス化する、これが急ブレーキなんですね。これは大変なことなんですよ。そのことが景気をますます悪化させる方向に作用する、もう失業、倒産がふえる、これはお認めになつておられるでしよう。

ですから、今度の経済対策というのは、国民の生活に対する支援はない、逆に倒産と失業をふやす、私はこういう経済対策といふのはかつてなかつたんではないか、非常に問題があるということを指摘しておきたいと思うのです。

次に、公共事業の問題について、塙川大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

公共事業の中でも道路事業の占める割合、これはもう大変大きいわけあります。道路整備五ヵ年計画といふのは、いろいろな長期計画の中でも最大規模のものであります。予算の一般公共事業額は約三割近く、それを支えているのが道路特定財源であります。資料の三のところを見ていただきたいのですけ

れども、道路特定財源というのは本当にどんどんふえているわけです。揮発油税、石油ガス税、そ

れから国に入る自動車重量税の八割が道路財源に充てられております。一般会計の道路事業のほとんどがこの三つの財源によつて賄われているという状況です。金額を見ますと、この十年間で約一兆円ふえております。

○塙川国務大臣 一般財源だったと思うのです。それが、昭和二十一年、大分古い話です、一九五四年であります。その段階から特定財源とされたわけです。そのときの提案者は故田中角栄議員だったという記録、

私は昭和二十七年の議事録でそのことを見ましたけれども、そのときの理由は、我が國の立ちおくれた道路を緊急かつ計画的に整備するためというものです。本来これは暫定的、緊急的な措置だつたのではないかと思いますが、大臣はどのようにお考えですか。

○塙川国務大臣 私が承知いたしておりますのは、戦後、復興に精励いたしております。サンフランシスコ条約が締結され、独立国家として経済の本格的な再生、発展を図るというときに、道路の整備がやはりその復興の一環根幹事業であるといふことから、私たちの先輩がアメリカの事情を調査されまして、道路の整備には特定財源が使われておることが欧米において常態であるということが、そこで初めてガソリン税のような特定財源が導入をされ、そして田中角栄総理がこれをさらに体系的なものにされたと。ちょうど自動車重量税も導入されたのはそのときでございますが、そのようにして整備されて、一挙に高度経済成長の牽引車となつて道路整備を進めていった、それが今までの日本の経済基盤ができた根本の原因であったた

めであります。道路がほとんどもう整備されておらず、まだ続いている。それだけではなくて、先ほどもまた言つたように、石油ガス税あるいは地方道路税、こういう道路特定財源というのが次から次へと積み重ねられてきました。

一九七一年に自動車重量税、約三十年前であります、これがつくられました。とともにこの自動車重量税というのは、用途を特定しない一般財源だったわけです。ところが、田中角栄氏のツルの一声で自民党が八割を道路に向けるということを決定して、こういう形になつていつたわけであります。これも暫定措置であった。恒久的には道路整備には使わない、こういうふうに決められたわけです。しかし、三十年間延々とこれが続いてき

生活に関連しておるところなり、あるいは住居の環境を整備するための面整備によるところの道路の整備ということが必要になつてくる。

であるとするならば、道路財源をそちらの方に、いわば都市密集地域の再開発に思い切り使つてもいいんではないかという考え方で私は道路特定財源の用途の拡大をまず図つていきたいということを提案しておるのは、その意味であります。

○佐々木(憲)委員 大分先の話まで答弁をされましたけれども、私がお聞きしたのは、もともと揮発油税、ガソリン税を特定財源にすることは、緊急かつ暫定的な措置ではなかつたのか、当時の、決めたときの考え方はどうだつたのではないかとお聞きしたのです。ですから、その一点についてお答えいただければ結構なんです。

○塙川国務大臣 それは一定の、暫定的というのは暫定期間が来たらぶつとやめてしまうぞ、そういう意味の暫定ではなくして、これからも継続するであろうけれども、とりあえずの制度としてまずはこれで発足しよう、小さく生んで大きやう育てる、そういうやり方がありますから、そういう意味もあると思います。

○佐々木(憲)委員 そういうやり方でどんどんふえてきたわけですよ。揮発油税は、当初は暫定的、緊急的措置だった。しかし、それは延々と今まで続いてきている。道路がほとんどもう整備されておらず、まだ続いている。それだけではなくて、先ほどもまた言つたように、石油ガス税あるいは地方道路税、こういう道路特定財源というのが次から次へと積み重ねられてきました。

ですから、これは見直すのは当たり前だと思います。特定財源は、先ほど見直すという話がありました。しかし、この問題を解決する場合に前提となりますが、やはり税金を納めておる納税者の意向、つまりこれは国民の意向でございますから、このをしっかりと踏んまえたことを政策の面に反映させていく、こういうことが一番大事なことだと思つております。

○佐々木(憲)委員 納税者の意向を尊重しておつしやいました。いろいろな世論調査がありますけれども、この税金は道路以外に使うなどいう納税者は非常に少ないんです。いろいろなところに使うようにしていいじゃないか、こういう方が多數なんですね。そのことを念頭に置いていただきたい。

それからもう一つ、一般財源化は十四年度まで法律によって使途が特定されているのでできな

ています。

ですから、これは見直すのは当たり前だと思います。特定財源は、先ほど見直すという話がありましたが、使途を広げると言いましたが、私はこれは一般財源にするのは当たり前だと思うのですが、そういう決意はございませんか。

○塙川国務大臣 この件に関しましては、私はこの委員会並びに予算委員会等において何遍も申しております。

要するに、平成十四年度までは、それぞれの特定財源が道路整備五ヵ年計画にきちっと予算と裏づけされて法律化されておりますので、この法律を改正してまでやるという時間的な余裕もございませんし、また、非常にこれは困難な問題でもございます。

○塙川国務大臣 この件に関しましては、私はこの委員会並びに予算委員会等において何遍も申しております。

したがいまして、平成十四年度においては、この五ヵ年計画の中で年次を延ばしてもいいとかあるいは執行をおくらすことによって生み出せる財源がつくれると思っておりますので、その財源を他の、いわゆる先ほど申しました面整備なり都市の過密対策等に適用し、そして平成十五年度以降においてこの道路五ヵ年計画が新しい計画に入ります段階において、特定財源のあり方を変えて

いつて、できれば一般財源にしていきたい。

しかし、この問題を解決する場合に前提となりますが、やはり税金を納めておる納税者の意向、つまりこれは国民の意向でございますから、このをしっかりと踏んまえたことを政策の面に反映させていく、こういうことが一番大事なことだと思つております。

いから、その後の検討課題というふうにおっしゃいました。

しかし、この道路特定財源と言われるものの中で、自動車重量税というのは、これは法律によつて道路に使うとは決められていませんね。つまり、税収の八割を回しますよという政府の意向によつて決められているだけあります。ですから、これは来年度から直ちに一般財源化できる、その気になればすぐできる、何も法改正は不要ない。このぐらいは今すぐ決めるべきだと思います。いかがですか。

○塩川国務大臣 それは、一割は一般財源的に、

そして八割は道路財源的に目的に書いてござりますが、に充てるということのいわば国会の中の合意であったと思っておりますが、その合意は私たちもこれを有効に利用いたしたいと思っております。まして、重量税で、先ほど申しました五ヵ年計画の中に組み入れられておる以外のものとして、これを十分に面整備とか地域整備の面に利用させてもらいたい、こう思つております。

○佐々木(憲)委員 大体、もともと一般財源のものを、国に入った自動車重量税を無理やり八割道路整備に回すということ自体が異常なわけであつて、外すと当然一般財源になるわけでありますから、それを別なものに、別な公共事業に使うといふんじや全然改革にも何もないわけで、私は、そんなこともできないで本当に何が改革なのかと言わざるを得ないと思うんです。

塩川大臣は、この道路特定財源の見直しを含めて、国費としての公共事業は減らすとは言つてきましたけれども、日本の公共事業の大枠を決めてきた六百三十兆に上る公共投資基本計画というのがありますね。これは、アメリカとの合意でそういふものをやるんだということでこの間やつてきました。これが公共事業の規模を自動的に拡大していく大変大きな大もとにあつたわけであります。これは、むだと浪費の公共事業を膨らます大きな要素だったと思うんですね。これを放置したままでは浪費を減らすということはできないと思

うんで、この公共投資基本計画も当然見直すべきだと思ひますけれども、これはいかがでしようか。
○塩川国務大臣 おっしゃいます計画、これは古い話なんですね。実は、これは大分変わつておりまして、計画期間は十年で、平成七年から平成十六年の十年間となつております。それで、このことを実は十三年間に引き延ばしまして、平成七年から平成十九年といたしました。けれども、このときの規模は、確かにおつしやるよう六百兆円から四百七十兆円に圧縮しております。その投資額を縮めたわけであります。そして、さらに、平成九年六月十九日にこれを改正いたしましたときに、実は——金額は改正いたしましたのは平成九年の六月に六百兆円から四百七十兆円に変更した、こういうことでござります。

○佐々木(憲)委員 ちょっと不正確な表現だと思いますね。最初、たしか四百三十兆ぐらいだったと思うんですが、それが、六百兆、六百三十兆というふうに計画の規模は大きくなつてきてるんですよ。それを、十年間でやると言つていたのが、十三年でやる、延ばすということになつて、年間当たりは多少減るだらうというような話だつたんから、全体の公共投資縮小という方向であれば、計画そのものを見直すというのはこれは当たり前のは変わらないわけで、その間にどんどん公共投資をこなしていくことになるわけで、ですが、しかし、多少期間を延ばしても枠そのものは変わらないわけ、その間にどんどん公共投資をこなしていくことになるわけだつたんだと思うんですね。それを見直さなければ、どこか削つてもどこかふやさなければいけない、こんなことになるわけですから、見直すというのは当たり前だと思う。いかがですか。

○塩川国務大臣 おつしやるような趣旨は私も実感成でございますね。

そこで、それはやはり基本計画の改正ということにもなつてしまりますので、これはやはり衆議院を含めて合意を得なければなりません。そこで、こういうことをやるといたしましても、整備水準が近年向上して、本格的な少子高齢化社会の到来を控えておるので、社会資本の整備を急ぐと同時に

に、そちらの方の民生の方も急いでいかなければなりません、こういうことがござります。そういう意味で、現在私たちは、経済財政諮問会議において、公共事業並びに福祉事業、そういうもののバランスをどうとつていくかということを審議しております。そして、その結論を待つて実際に変更も考えてみたいと思つております。

○佐々木(憲)委員 公共事業を全体として減らしながら福祉の方に重点を移していく、ぜひそういう方向で根本的に変えていただきたいと思うんですけれども、公共事業基本計画そのものをやはり抜本的に見直すあるいは撤回する必要があると私は思つております。

に、そちらの方の民生の方も急いでいかなければならぬ、こういうことがござります。そういう意味で、現在私たちは、経済財政諮問会議において、公共事業並びに福祉事業、そういうもののバランスをどうとつていくかということを審議しております。その結論を待つて実際に変更も考えてみたいと思つております。

○佐々木(憲)委員 公共事業を全体として減らしながら、福祉の方に重点を移していく、ぜひそういう方向で根本的に変えていただきたいと思うんですけれども、公共事業基本計画そのものをやはり抜本的に見直すあるいは撤回する必要があると私は思つております。

さて、では次に、塙川財務大臣に続けてお伺いしますが、機密費の問題についての発言が大変話題になつております。大臣は、一月以降、テレビ、新聞などで、多くのメディアに対しまして、官屋長官時代の機密費の扱い方について、繰り返し大変リアルな体験を語つておられます。例えば、野党対策に使つてることは事実ですか、総理の外遊の費用は外務省の機密費から出させている、こうはつきり言つておられます。むしろ誇らしげに、私はそうしているんだというふうにおっしゃつておられるわけです。

ところが、国会でこの点を確認いたしますと、忘れてしまいましたというふうに大変不誠実な答弁をされているわけですね。あなたは參議院の予算委員会で、あるいは衆議院の予算委員会でも我が党の穀田議員に対しても、こういうふうに答弁しているんですね。何か週刊誌にいろいろなことが書かれていたのが、何かさも自分が経験したよううつりで錯覚に陥つてしまつた、そしてあいつを言つてしまつたんだ、こういうふうにおっしゃつておられますか。

○塙川国務大臣 今も大体そのような感覚であります。

○佐々木(憲)委員 そこでお聞きしたいんですけど、あれども、あなたは、一月二十三日付の読売新聞で

官房長官就任後、首席参事官、今の古川副官房長官であります。首席参事官に官房機密費の「出費の仕方を聞いた。そうすると「それはいつも出している」「初めてだ」と教えてくれた」と述べておられますね。この発言は、どう考へても塩川大臣自身の体験でなければ話せない内容だと思います。これはどこかの週刊誌に載つていて、それを自分の体験と錯覚したというならば、その週刊誌というのはどの週刊誌なんでしょうか。

○塩川国務大臣　それは思い出しませんが、私はそんな、古川参事官ですか、との話ということは言つたことないと思っておりますけれども、それはテレビ、ビデオに出ているんですか。私はそれは恐らく言つたことないと……（佐々木（憲）委員「新聞ですよ」と呼ぶ）新聞ですか、私は言つたことないと思います。それは何か記事が錯綜してるように思ひまして、私自身が個人の名前を挙げたことは絶対ございません。

○佐々木（憲）委員　個人の名前を挙げたのではないか、首席参事官に出来の仕方を聞いた、そうすると、それはいつも出しているんだ、いや初めての出来だ、こういうことを教えてくれたとおっしゃつて、いるんですね。

先ほど最初に、どこかの週刊誌などで書いてあつたことを自分がさも体験したかのように錯覚したんだとおっしゃいましたね。ですから、錯覚して言つてはいるとすれば、そのもとになつた週刊誌があるはずなんです。それを出していただかなといと錯覚したことの証明にならないんです。つまり、その週刊誌がなければ自分の体験だというところになるわけです。週刊誌があるなら出してください。

○塩川国務大臣　週刊誌という、一般的なものでござりますから、いろいろな週刊誌を私も読んでおりますから、どの週刊誌という記憶は実はございませんし、週刊誌にそういうことが、直接言つたことはないと思つております。

○佐々木（憲）委員　つまり週刊誌にはそういうことは書いてなかつた。ということは、塩川大臣が

Digitized by srujanika@gmail.com

初めてそういう体験談をお話しになつたということですね。ということは、うそをついているとお話しになつた、どこにも書いてないわけですから。それを初めてあなたは体験として正直に述べたということになると思うんです。

一月二十八日のテレビ朝日、サンデープロジェクトではこう言つているんですね。総理が海外に行くとき、その費用を外務省のある枠内から持つてこいよと、こうなる、こう言つているんですね。

一月二十九日のTBSテレビでは、総理が外遊に行きますね、そのとき、おまえのところで、外務省に負担しようと、こうなるわけですねとおっしゃっています。持つてこいよとか、おまえのところで、自分が体験したことじやないとなかなかこれは話せない内容じやありませんか。自分の体験談じやありませんか。

○塩川国務大臣 まさにそう言つたとするならば、それは取り消してもらいたいと思いますが、そう言つたのかどうかが私は今のところはつきりとしました記憶には出てきておらないのでございまして、もしそう言つたとするならば、それは取り消してもらいたいと思っております。

○佐々木(憲)委員 取り消してもらいたいって、あなたの自身がマスコミで話をされているわけあります。そのマスコミに対してあなたは、取り消しますとは言つていませんから。

官房長官時代に宇野総理がアルシュ・サミットに出席したことはありますね。

○塩川国務大臣 パリ郊外のアルシュ、出席していると思います。

○佐々木(憲)委員 これは一九八九年七月のことですね。大変今はつきりと記憶を呼び戻されたようありますが、このときあなたは国内に残つて総理の臨時代理をやつておられたんです。外務省に負担しろと言つたのはそのときの体験ではありませんか。

○塩川国務大臣 そのとき、総理はもう既に準備

して行つていますから、サミットといいますのはもう既に何ヵ月も前に準備しておりますので、そ

のとき直接私は言つたことがないと思います。

○佐々木(憲)委員 それはおかしな話で、宇野総理がサミットに出席したときに官房長官をやつておられるわけですから、当然、そのときの費用をどこが負担するか、これは外交だから外務省だ、そういう体験談を述べたに違いないとみんな思うわけであります。それ以外に考えられないんですね。

あなたはテレビ朝日でこう言つているんですね。野党対策に使つてることは事実です、現ナマでやると、それからまあ一席設けて、一席の代をこちらが負担するとか、そういうふうにおっしゃっています。また、TBSでは、国会対策とかあるいは勉強会の対策費用で使うのは三割ぐらいじゃないかなど。あなたはこのような発言を一月以後しばしば新聞、テレビで繰り返しているんですね。ところが、ある時点からそれを否定するようになつたわけです。

○塩川国務大臣 いや、ビデオはあつたということですね。野党対策に使つた答弁の後、テレビ朝日、テレ朝のインタビューを受けたと思いませんけれども、その記憶はありますか。

○佐々木(憲)委員 では、証拠を出しましよう。ちょっと資料を配つてください。

このインタビュー、五月二十八日、一週間ほど前ですけれども、テレビ朝日のニュースステー

ションで、あなたはインタビューに答えてこういふことを言つているわけです。ナレーターが「官房機密費での国会発言が波紋をよんでいます。塩川大臣は今年の一月、官房機密費の使い道について――」塩川さん、実際の姿が出ていまして、「野党対策に使つてることは事実です。ナレーターが「でも今の国会答弁では――」塩川さん「そういった中身のことについては忘れてしまつたといふことでございまして……」と非常に対比的にこ

れが出ていまして、それでナレーターが「どちら

の発言が真実だと思いますか。テレビでの発言（野党対策に使つた）が真実だとと思う国民は、七二%にものぼりました。」これは世論調査を實際にやつたんです。「塩川さん（忘れてしまいました」発言）を信じてゐるありがたい人も一三%いました。でも、ほとんどの国民は塩川さんの国会答弁を信用してないようです。」そこまでまた塩川さんが出てきまして、「表側はね、そりや、国民の感覚で、ぼくは、あれは政府の一員になつたんでもういつさい言えません。役職についたらそういうものに対する責任感が、別の責任がある、発言にはね。そういうことと交じつていつさい言わんことにしとんねん。」

この発言は、私は非常に重大だと思うんです。大臣になる前には真実は述べるけれども、大臣になつたら本当のことと言わなくていいということを言つたのかなと。あなたはこのような発言を一月以後しばしば新聞、テレビで繰り返しているんですね。ところが、ある時点からそれを否定するようになつたわけです。

○塩川国務大臣 いや、ビデオはあつたということですね。野党対策に使つた答弁の後、テレビ朝日、テレ朝のインタビューを受けたと思いませんけれども、その記憶はありますか。

○佐々木(憲)委員 では、証拠を出しましよう。

○佐々木(憲)委員 いや、ビデオはあつたというこ

とですけれども、その後のインタビューは、私は一切どこともインタビューは応じておりません。

○佐々木(憲)委員 では、証拠を出しましよう。

○佐々木(憲)委員 あなたは、国会で忘れたと言つた答弁の後、テ

レビ朝日、テレ朝のインタビューを受けたと思いませんけれども、その記憶はありますか。

○塩川国務大臣 いや、ビデオはあつたというこ

とですけれども、その後のインタビューは、私は一切どこともインタビューは応じておりません。

○佐々木(憲)委員 では、証拠を出しましよう。

○佐々木(憲)委員 あなたは、国会で忘れたと言つた答弁の後、テ

レビ朝日、テレ朝のインタビューを受けたと思いませんけれども、その記憶はありますか。

○佐々木(憲)委員 では、証拠を出しましよう。

○佐々木(憲)委員 あなたは、国会で忘れたと言つた答弁の後、テ

レビ朝日、テレ朝のインタビューを受けたと思いませんけれども、その記憶はありますか。

○佐々木(憲)委員 では、証拠を出しましよう。

○佐々木(憲)委員 あなたは、国会で忘れたと言つた答弁の後、テ

レビでおつしやつてることなんです。

これは一週間前に放映されたのですけれども、三ヵ月前も忘れたけれども、一週間前も忘れたのです。

○塩川国務大臣 このビデオというるのはいつのビデオなのでしょうか。（佐々木(憲)委員「二十八日」と呼ぶ）私は、インタビューを受けておりませんで……（佐々木(憲)委員「それはおかしいと呼ぶ」）本当にあります。日程を見たらわかれますよ。（佐々木(憲)委員「放映されたのが

二十八日、その直前にあつたでしょう」と呼ぶ）ああ、放映がですか、わかりました。では、いつのビデオをつているのでしょうかね。

○佐々木(憲)委員 大臣になつてからの発言です。ですから、五月でしょうね。ですから、当たつての「二十八日」と呼ぶ）私は、インタビューを受けたこと後ですよ、これは、「いつさい言えません」。吉原ことしとんねん」これは記憶ないです。

○佐々木(憲)委員 私は記憶ありませんね。いつのビデオですか、これは、いつ撮ったのでしょうか。放映は二十八日ですね。（佐々木(憲)委員「それは大臣になつてからです」と呼ぶ）それは私は覚えていないですね。

○佐々木(憲)委員 大体それはおかしいですよ。覚えていないことはないでしょ。大臣になつた後のことば、こういうインタビューを受けたことを覚えていないのですか。これは、大臣としてこんなことさえ記憶しないなんというのは、こんな大事なことをしやべつているのですよ。大臣として務まるのですが、それで。

○佐々木(憲)委員 私は、一月でしたか、テレビ朝日のインタビューを受けました。これは、突然であつたので、私は忘れたと言つたけれども、ビデオを見せてもらって、これは確かにこういうことはあつたということは思い出しました。

○佐々木(憲)委員 その中で私が言いましたのは、あの発言は、私

する責任感が、別の責任がある、発言にはね。そういうことと交じつていつさい言わんことにしとんねん」これは、塩川さんがはつきりとテ

て、さも自分がやつておるようになつと錯覚を起こしてしまつてしまつておつたことだということで、これは予算委員会においても私は反省をしておることの旨を申し上げまして、一応そのことにつきましては私も実は反省いたしております。

しかし、このようなことについては、私はちょっとと覚えがないということなのです。

○佐々木(憲)委員 錯覚していたと言うけれども、錯覚のもとになつたものを示さないで錯覚した錯覚したというのは、これは成り立たないのですね。先ほどの私の質問でも、その点ははつきりしたと思うのですよ。どこに出ていたか示せないで、これと私は自分の体験を錯覚しましたというふうに証拠を示すならわかりますよ。そういうことも示さないで、そういうことで逃げるというのはおかしいと思いますね。

ナレーターは「こうしたこともあって、小泉さんの機密費への対応を不十分だと思う国民は、六割近くにものぼっています。塩川さん、すべてを国会で明らかにして小泉内閣で機密費の問題をしっかりと解決したらどうでしょう。」こう言われているのですね。ナレーターがこう言っているわけです。

あなたはどういうふうにこの点について言ったかといふ、「どうですかね。そういうのはテレ朝だけやろ。そりやもう国会紛糾して、どうにも動かなくなつちやう。」と。大臣にお聞きしたいのです。国会が紛糾すると、このはういう問題ですか。これまでマスコミに対してしやべってきた真実がはつきりしたら紛糾するという意味なんじやないですか。

○塩川国務大臣 この最後のところの、どうですかね、そういうことを言つてるのは、これはテレビに言つてゐるのですか。どこに言つてゐるのですか。(佐々木(憲)委員「テレ朝に対し」と呼ぶ)私は、このときの覚えは実際ございませんがね。ありませんよ。あれでしよう、いつだつたか、久米宏氏とのあれでしよう。久米宏のところ

ですね。もう私はちょっと記憶に、思い出しません。

○佐々木(憲)委員 それはおかしいですよ。大体、一週間前に放映されたもので、大臣になつて以後

式は、座つてインタビューを受けたのかぶら下がりかというのはあるでしょう。しかし、こういう点について、はつきりと御本人が述べているのです。

○佐々木(憲)委員 錯覚していたと言うけれども、さきとお述べになつていてるわけですよ。それが、都合が悪くなつたら、忘れた。忘れた。そんな答

んのは。

○山口委員長 今御質問中であります。このビデオにつきましては、いま一度大臣の方でビデオ

手に入れていただいて見ていただく。

同時に、このビデオ、今資料を拝見しましたけ

れども、かなり編集の跡が見られる、作為的な可

能性もありますので、そこら辺も含めて、きっち

とごらんいただいて、また再度御答弁をいただく

というふうなことでお願いいたしたいと思いま

す。

佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 私は、つい最近、つまり一カ

月以内にインタビューを受けても、それを都合が悪くなると忘れた忘れたという言い方はもう通用しませんよ。三ヵ月前にインタビューしたことによつても忘れた、一週間前に放映されたテレビのこのインタビューについても、それも記憶がない、なるか、それは追つて時間をお伝えしてやらせていただきたいと思います。

時間が参りましたので、以上で終わりたいと思います。

○塩川国務大臣 一週間前にインタビューを受けていると言つてゐるのです。

○佐々木(憲)委員 放映されたと言つてゐるじゃ

ないですか。だから、放映されたものについて、大臣になつて以後ですから一ヵ月以内ですから、では、委員長もおつしやつてゐるから、実際に

ではまだこれは、ビデオを見てもらつてもしようがないのだけれどもビデオを見てもらいましょう。その上で、あしたもこの委員会はあるというわけですから、続きをやりましょう、それではあります。

テレビ朝日に、いつインタビューを受けたか、それは確認してください。放映されているわけですから、自分でしゃべつてゐるもの、テレ朝に聞いたらすぐわかる。(発言する者あり)もちろん私も聞くけれども、大臣も聞くのは当たり前じゃないですか。ここでビデオを映して、その点について質疑しても結構ですよ。

ですから、本当に私は不誠実だと思うのですよ。

今まで、国会でそういう不誠実な答弁をされるというのは、私は本当に心外ですよ。(発言する者あり)法案審議に入るその前提を今いろいろやつてあるわけだから……(発言する者あり)

○山口委員長 静爾に、静爾にお願いします。

○佐々木(憲)委員 ですから、私は、もちろん法案審議をやりたいと思ってるのですよ。このテレビの問題で、短時間で終わると思ったら、こんなに時間がかかるつてしまつた。

だから、法案質疑で答弁のために準備をいたしましたので、まさに申しあげないのです

いた松田公理理事長や塩崎さんにもきょう来ていい

ただいているのですけれども、ちょっとと時間がなくなりましたので、まさに申しあげないのです

が、続きをあした以後やらせていただきます。あ

したは塩川さんの記憶を確かめることもやります

から、あしたになるか、あるいは来週の水曜日になら、あしたになるか、あるいは来週の水曜日になるか、それは追つて時間をお伝えしてやらせていただきたいと思います。

時間が参りましたので、以上で終わりたいと思ひます。

○山口委員長 続きの質問に関しては、また理事会で協議させていただきますので。

○植田委員 社会民主党・市民連合の植田至紀です。

まず、租税特別措置法にかかりまして、何点

かお伺いしたいと思いますが、この法が成立して以降の効果については必ずしも、この間の答弁が提案者の側もある種懷疑的なんじやないのかなど思つて、この間の答弁も伺つていただけです。ただ、提案者の意図といたしましては、個人投資家による長期安定的な株式保有の促進等、証券市場の活性化を図る、そういう観点はおありなようですが、少なかろうと思うというような心もとなつてお話しでござります。

ただ、実際問題、そういうことでいきますと、果たしてこの租税特別措置法の改正といふものが、緊急と銘打つに値するのかどうなのか。実際、提案者の側もある種懷疑的なんじやないのかなど思つて、この間の答弁も伺つていただけです。ただ、提案者の意図といたしましては、個人投資家による長期安定的な株式保有の促進等、証券市場の活性化を図る、そういう観点はおありなようですが、少なかろうと思うというような心もとなつてお話しでござります。

ただ、実際、お話を伺つていますと、私はうちの阿部議員のように医者ではありませんけれども、漢方のような話なんですね。そのうち効いてくる人と違うやうか、足が水虫でかゆくてたまらぬのやけれども、靴の上から足をかいているよう

な、そんな感じもしないわけではないんです。

しかも、提出者がどういう御意見でこういう形で出されたのか、そのことは裏腹に、実際問題、証券市場の評価は必ずしも高くない、そういう意見もあるわけです。例えば、現場では、期間を一年半に限定した時限措置であつて、新しい株主を見もあるわけです。例えば、現場では、期間を一年半に限定した時限措置であつて、新しい株主を見もあるわけです。

で、そういう意味で、今回、これは申告分離課税の場合に限るわけですから、実際その方を選択して

いる人は現状ではまだ少ないわけでございます。

そういう意味で、今回、これは申告分離課税の場合に限るわけですから、実際その方を選択して、そういう意味では、今度のことと税収が約一千億円ほど減収が見込まれるということを考え合わせた場合、国・地方の税収に対する影響も決

して少なくないわけでございますから、効果としてはやはりさしたるものが見込めないんじゃないかと私も疑念を持つておるわけですけれども、何度か同趣旨で御答弁もされているかとは思いますが、それでも、まずその点についての御見解、財務大臣からお伺いしたいと思います。

○塩川國務大臣 税收との関係は、おっしゃるよう、平年度ベースで約八百億円ぐらいと見込まれて、ことしは初年度でございますので約四百億円か四百五十億円ぐらいだと思われております。

確かに国税として減収になりますことは非常に私たちにはつらいことではございますけれども、しかし、個人が証券市場に参入していただけるそういう一つの刺激になればなと思っております。したがって、これは全く政策的な観点から設定した特別措置法であつたと認識していただいて結構だと思います。

○植田委員 ですから、いずれにしても、実際効果があるかどうかというのはよくわからないといふことですね、結果を見てみないと。その意味では政策判断をされたということでしょうね。

実際、現場にしてみても、ないよりあつた方がおいしいという話は聞きますけれども、私も株なんてやらないものですから、今回のこととて幾つか資料を取り寄せていろいろ勉強させていただいだんですけれども、この十五、六年で、例えば八〇年代半ばぐらに比べれば、個人株主の推移を見ても、二倍弱ぐらいにはあえているように聞いておりますが、ただ、ここ数年見ましても確かにそんなにふえてはいませんし、保有株式を見てても、売りつけ高等を見ても、個人株主というのは売りつけ高でも二三・六%、法人、外国人が八三・二%、保有株式では個人が二六・四%、法人が七三・六%とかなりシェアが低いわけです。これは二年前、平成十一年度のデータだそうですが、それども、こう見ても、実際、個人株主は圧倒的に少ない状況にあるわけです。

また、そういうことで、一世帯当たりの株式保

有状況もちょっと調べてみたんですけど、第一階級から第五階級まで、そういうそれぞれの年収階級というのがあるようとして、年収階級で七百九十四万以下が第三階級、第二階級、第一階級になるようございますが、その部分は非常に少ない。ほんどの場合、一世帯当たりの株式保有状況でいくと、年収で千三十四万以上の第五階級というのがほとんど圧倒的に多いわけです。

そういう意味では、私なんぞも今のところ額面では高い給料をもらつておりますが、議員になる前年の年収でいきますと第一階級に属するわけでございます。年収四百六十九万未満ですが、第一階級ですね、そこに行くわけですけれども、そういう我々下々の者からしてみれば、負けなしのとらの子を株に投じたはいいけれども、損失したら大変だということで腰も引けてしまうわけです。

そういう意味で、実際、本当に個人株主を育成して、もっともつとふやしていこうというのであるならば、こうしたリスクを吸収するような方法が不可欠なんじゃないかな、そつちの方が大事なんじゃないかな。例えれば、投資単位の小口化であるとか情報開示、そうした我々でも安心して株式へ投資できるような環境整備の方が、言つてみれば、投資に参入する我々が参加しやすい条件整備の方があつた方が有効なんじゃないのかなと私も素朴にこうしたデータも見ながら思つたわけなんですけれども、その点については、これは金融庁にお伺いした方がいいんでしようかね、ちょっとと御意見をお伺いできますでしょうか。

○村田副大臣 植田委員御指摘のとおり、個人株主の厚みを増すという観点からいまして、株式市場が個人投資家にとって魅力のあるものであつて、また、市場が信頼性の高いものである、こういうことが必要であろうかというふうに思います。

そういう観点から、会計基準のいろいろな整備をこれまで進めまいりましたし、それから、六月の一日前から、公募を高める、報告書の電子化、こういうことで公募を高める、最大限政策的なインセンティブを与えるというよ

ういう措置も講じてきているわけであります。一方におきまして、市場のインフラ整備にあわせまして、こうした情報開示ということについても我々としても努めてきております。

○植田委員 ありがとうございます。

そこで、実際私もまた一番基本的に今回の法改正で疑問を持っていける点、申し上げますと、今回の法の手直しというのは、実際問題は、現在大体七百万人ぐらいだと聞いておりますけれども、そうした投資家向けの追加的な優遇策の枠を出るものではないんじゃないだろうかという素朴な疑問を持つておるわけです。そういう意味では、そうしたものを持てておるわけですね。そういう意味では、それを育成して、もっともつとふやしていこうのではありますけれども、十五年三月三十一日までをゆがめてまで拙速に行うような意義というのが、今回のこの法案に見出し得るんだろうか。

冒頭に財務大臣が政策判断だとおっしゃつたわけですが、それを言つてしまえばおしまいなんですけれども、むしろ、ほんまに千四百兆の個人金融資産を証券市場に引き出そうという積極的な問題意識に立つてこうした問題に取り組んでいくのであれば、一握りのそうした投資家ではなくて、金融市場に引き出そうという積極的な問題意識に立つてこうした問題に取り組んでいくのであれば、延長はいたしておりますが、その後は申告分離課税に一本化するんだという趣旨のもと、総合的に株式の譲渡益課税の問題について検討をしてい

るところでございます。

○植田委員 今伺った話はよくわかるんですけれども、私もむしろ今回の法案に、私ら国民党なりにいろいろ考えてみて、ただ、これが余り役に立たぬじゃないかと言うだけじゃなくて、私らなりの一つの対案のようものを示させていただければと思つて質問を用意させていただいているわけです。

そういう意味で、こうした税制の手直しを行ふのであれば、むしろその税制の公平性に十分配慮した、国民生活の向上に直結するシステムの整備が必要なんじゃないかと私は思つていたわけなんですけれども、その点はいかがでござりますでしょうか。

現在我でも、調べてみますとエンゼル税制というのがあるそうでございます。私どもが与党時代にできたそうです。私も、当時事務局で担当していましたけれども、私もむしろ今回の法案に、私らなりにいろいろ考えてみて、ただ、これが余り役に立たぬじゃないかと言うだけじゃなくて、私らなりの一つの対案のようものを示させていただければと思つて質問を用意させていただいているわけです。

現在でも、調べてみるとエンゼル税制というのがあるそうでございます。私どもが与党時代にできたそうです。私も、当時事務局で担当していましたけれども、もしかして、今回これで調べるまで承知していなかつたんですけれども、創業期の中小企業に対して投資を行い、利益、損失のいずれかが発生した場合にも課税の特例が受けられます。対象となる方、特定の中・小・ベンチャー企業に投資する個人投資家、施策の内容とか手続の流れ等々あるわけですが、こうした枠組みを活用するなり、また別途こうしたことを参考にしながら新たな枠組みをつくっていくなり、やり方は技術的にいろいろあるだろうと思うんです。

例えば、こうしたことを参考にしながら、実際、環境であるとか福祉であるとか社会的な責任、公

益的機能を果たしているような企業であるとか、社会的に有用と言われるような仕事を行つてはいる特定のベンチャリーに投資する個人に対し優遇税制を拡充していく、そうしたことを考えるのも一つのアイデアなんじやないかなと私どもは考えております。社会のデザインを変えていくことにもつながるんじゃないかと思いますし、当然そこでは公平性には十分配慮しなければならないわけですが、既にこうした先行事例もあるわけですから、これを拡充するか、新たなそうした制度的枠組みをつくるかというのは、技術的な部分に属するかと思います。

私どもは、そうしたことをした方が全体として
はもつと有用なんじやないかななどということで、私
たちなりの対案としても示させていただいている
わけですけれども、それについては御所見はいか
がでござりますでしょうか。

はり、ベンチャーカンパニーに於ける個人の投資が大変重要だといふ観点から設けられてございました。一定の要件のもとに、今先生お話をございましたように、譲渡損失については三年間の繰り越し方ができる、それから、企業がうまくいって公開された場合には、公開の最初の一年でございますけれども、税負担が四分の一に軽減するというふうなことになつております。

これは、中小企業、ベンチャー企業支援が非常に大切だということで最大限の配慮をさせてもらっているわけでございまして、この要件は、研究開発投資がどのくらいになっているかということでベンチャーカードを示してございますので、ぜひ御利用いただければと思っております。

いずれにせよ、制度としては最大限の配慮をさせてもらっているということを御理解いただきたいと思っております。

で、私もこれだけ見たならどれだけ使い勝手がいいか悪いかわからぬわけですけれども、どれぐらいいの活用度なんでしょう。その点も教えておいただけますでしょうか。もし使い勝手が悪いのであれば、そのことも含めて考えた方がいいんじゃないかと私思いますので、その点についてもちょっと御教示いただけますでしょうか。

○尾原政府参考人 確かに、何度か制度改正をやっているわけでございますけれども、今確認書を出しているものでいいますと、十社・百二十九名の方に確認書を出してございます。交付件数、これは人数ベースかと思いますが、平成十年から百一十九件の人数になつております。

さらに、よくこの制度のPRに努めていく必要があるだろうと思つております。

○植田委員 十社で百二十九名ということですが、います、制度自体知らない人もいるんでしようから、それはまず啓発をしていただきことが肝要かとは存じますけれども、現状では、確かに、税制にかかる部分ですから、そういう勝手がよくあって問題があろうかとは思いますが、

ただ、こうした先行事例というものを踏まえながら、私も申し上げたのは、少なくとも、二十一世紀初頭の社会のデザインを変えていこうじゃないか、特に環境であるとか福祉であるとかそういう分野で、私たちはそういうところでもっと新的な声をつくっていこうとも考えていますが、しかし、そうしたところにブンシェするような、そして、今回この租税特別措置法で株の話になりますから、どうせやるんだつたらこういうことに着目して、もつとこの制度を使い勝手がいいようにしたらどうですかということを聞きたかったわけですね。

制度として今生懸命やつていますという以上の御答弁は得られそうもありませんから、余りそこはつつきませんが、引き続き我々としてもこの辺検討して、もうちょっと具体的なプランも我々内で検討して、一度また、御提示する機会があれば示していきたいなと思っております。

続きまして、不良債権処理にかかわりまして何点かにわたってお尋ねしたいわけでございます。
さきの阿部議員の方も、柳澤大臣のお話が非常に難しいというふうにおっしゃつておられました
が、最高学府を出られた阿部議員にそんなことを言われてしまうと、私のように私立の大学を出した者にとってみればなかなかきついわけでござります。
けれども、ただ、こういう委員会に出ながら、学生時代もうちょっと勉強しておけばよかつたなと素直に反省もしつつ、わかりやすく御答弁いただければ非常にうれしく思っております。
実際問題、現状で銀行の抱える不良債権が三十二兆円。実際、銀行は預金者から集めた資金の運用等で不良債権の処理に注ぎ込んでいたわけですが、言つてみれば、さいの河原で石を積みますが、いつまでたつても捨ても捨てても全くならないというのが私どもの印象でございます。
実際、金融庁のデータによれば、九二年以来昨年八月までの八年半の累計で、処理した不良債権が約六十八兆円ということだそうです。ドルに換算すると五千六百億ドル強ということだそうですが、調べてみますと、カナダの名目国内総生産が六千三百億ドルだということですから、かなりごつい額やなど、改めてびっくりさせられているわけです。
そこで、まず、そういう意味で、初步的なところからお伺いしたいわけですが、最大の減らへん要因といふものについて、恐縮でござりますけれども、まず御説明いただければありがたいと思います。
○柳澤国務大臣 不良債権は現在三十三兆、これは全国銀行ベースでござりますけれども、全国銀行ベースといふのは、全国銀行、銀行という名前がついているところということをございます。それで、リスク管理債権という観念ではなかった不良債権でございます。
リスク管理債権というのはどういうものかといいますと、貸出先の業況、業務の状況が悪くなっています、と、貸出先の業況、業務の状況が悪くなっています。

て金利などが三ヵ月以上延滞になってしまって、いるという債権。あるいは、そういう状況を見て、当初の貸し出しの条件、金利の払う条件とかといふものを、では少し金利までおきましようとか、あるいは金利をとりあえずゼロにしましようというようなのがあるかとも思うんですけども、そういうふうに、金利を変える、あるいは元本の支払い期間を延長するというような貸し出し条件を緩和する。そういうものを一つの指標にしまして、そういうものがあつた債権よりもさらには悪い債権ということで、リスク管理債権といふ不良債権の指標をつくっていまして、それによりますと、三十二兆円、その中にそういうものがある、こういうことでござります。これは、最近の状況はどうだというと、三十一兆円とか三十二兆円とかいうところで大体横ばいの状況になつて、いるということをございます。

他方、それでは、これに対して何も手当でをしてこなかつたかというと、これは逆でして、一九九二年ごろから一生懸命不良債権の処理に当たつてきたということで、そのトータルが、先ほど先生御指摘の六十八兆円、こういうことでございます。

六十八兆も手当をしてまだ三十一兆も残つてゐるのか、こういうことになるんですけれども、一つは、六十八兆というのを計算するときに、引き当てといふものをやつてあるというのもあります。引き当てで手当をしたということになりますと、それは残高には残つてゐるわけです。そういうものもあります。それから、償却といつて、帳簿から消してしまつ。これはもう返つてこないんだということで消してしまつ。これは償却、こう云うわけですけれども、そういうものを合させて六十八兆円ということになつて、いるわけでござります。

引き当てしているだけで残つてゐるものがあるにしても、それにして、六十八兆もやつて三十二兆もどうして残つて、いるんだらうかということとでござります。

これは、一つには、今でいうと、不良債権の認識というのは全部ディスクローズされているわけですけれども、昔は、植田先生が事務局で御活躍したころでしょか、とにかくこの不良債権を表に出すと信用不安が起るというようなことで、そろそろ出してきているというのが日本の実情でございました。このところはそれが一举に進んでいるわけですから、それにしても、少しずつ手直しをして不良債権の概念を広めているということで、前の基準だったら不良債権として認識されないものも入っているというのもあるわけでございます。

しかし、それはそんな大宗ではなくて、主にやはり、今日本経済の状況を反映して、前は健金債権だったものが、こんな不況が続いたらもうやつていけないわというようなことで、銀行に、さつき言つたように、当初の契約どおり利払いなどができなくなつちやつていていうようなものが取つかわり立ちかわり入つてきている、こういうのが不良債権が減つていな背景だといふうに御説明できようかと思います。

〔委員長退席、佐藤（剛）委員長代理着席〕

○植田委員 懇切な御説明ありがとうございます。

た。

そこで、現状では、既に世間の、市場の関心といふものが、いわゆる破綻懸念先等々といった公表された不良債権をとつくりに飛び越しているんじやないか、要注意先債権に注がれているんじやないか。そこからまた新たな不良債権がどんどん生まれてくるのですから、そこに問題があるだろうというふうに私も認識しておるんですけれども。

実際、今の邦銀が抱えている要注意先債権が大体七十兆円ということですね。もちろん、それを全部不良債権やというふうに定義するのは粗っぽい議論だと私も思いますが、この要注意先債権の七十兆の中でも、いわゆる構造不況三業種と言われる建設、不動産、流通、また財務基盤の脆弱なサービス業等々が含まれている。そう

いう融資が含まれているということは、非常にこれから怖いなという印象を受けるわけです。

実際、そういうにしてもインターネットにしても、ちょっとと前までは要注意先やったわけですから、当然そういう心配が出てくるのは素人目に見てもごく自然だらうと思うわけです。しかも、景気が今このところ一向に回復する兆しがないわけですから、要注意先がそぞうやインターネットみたいにならへんよということは断言できないだらうと思います。

そういう意味で、こういう不良債権予備軍の存在を十分考慮した今後の処理策というものを講じるべきなんだろうなと思うわけですが、その点についての御所見についてはいかがでござりますでしょうか。

○柳澤国務大臣 要注意先の中にも最終処理すべき債権があるのではないか、予備軍があるのではないかということですけれども、基本的に、先ほど言つたような不良債権の定義の中に、先ほどの通り立派に潜んでいます。

いうことは言えようかと思います。

〔委員長退席、佐藤（剛）委員長代理着席〕

○植田委員 懇切な御説明ありがとうございました。

私は、不良債権の問題を解決するためには、今先生がおっしゃられたように、要注意先債権についても注意深い監視が必要だということを攻めておりまして、さらにその上、今回の不良債権の最終処理に当たっては、むしろこの要注意債権についてはいろいろな工夫をして、銀行側が働きかけてこれが正常債権になるように、そういうふうな努力を同時にすることを働きかけているということでございます。そういうことによつて、破綻先以下の不良債権について最終処理を進めると同時に、要注意先債権等についても正規先にむしろ改善されるような、そういうことを進めてまいりたいというふうに考えております。

○植田委員 まず、不良債権の最終処理にかかる態を反映した分類と、自分たちが十把一からげに一色に不良債権というものを推計したものと比較して、そうしますと、私たちが不良債権と認識している先ほどのリスク管理債権よりもはみ出るわけですね。そうすると、えてしてこののような分析をする人々は余り関心がなくて、それで、我々の方が発表している注意深い分類、債権の実際の状態を言つたとと思つております。

一つは、不良債権を処理するときに、事前にRTGを設立して、そこで不良債権の処理から出てくるところの不動産、これの売却あつせんのシステムをつくつた、こう言つております。これが非常に有効に働いて、不良資産の処理がスムーズにいった、これが一つであります。

それからもう一つは、基準をつくつて、経営責任を厳重に追及したということを言つております。そのことは、公平な処置であったので、一般国民の方からは、その処置に伴つて整理もやむを得ないんだという空気が非常に強くなつて賛同を得て、それがために処理を一挙に進めることがで

きた、この二つのことを言つております。

○植田委員 四月の末の話ですから一ヶ月以上たて今二問ほど初步的なところ、基本的なところを担当大臣の方のお話を伺いましたが、幾つか本題にかかる部分をまずはお伺いしていきたいわけですが、これは財務大臣の方にまずお伺いした

のですが、四月の二十八日の日米財務相会談の席上でのお話をです。

新聞記事で引張り出してきた毎日と産経を

ちょっとと読ませていただきのとすけれども、こ

こでは、塩川財務大臣が不良債権処理についての意見を求める際に、FRBグリーンスパン議長か

ら、一九八〇年代の整理信託公社というのですね、RTGにおける事例を御披露なされた、そして新聞記事によれば、こうした処理のありようをお手

しやるケースが間々見られるわけでございます。

そういう方は特に力説して、要注意債権も同じように不良債権だというようなことをおつ

しやるケイセイが間々見られるわけでございます。

ですから、今先生が質問の中でおっしゃられたように、予備軍があるんじゃないですか、全部は

そういうのではないでしょけれども、そういう考え方、これはミクロ的な分析といつていいと思う

です。それに対して、マクロ的な分析を不良債権についてする人たちは、もう一色でありますから、そういう先生のようなおっしゃり方はしないんで

すが、いずれにしても、結論としては、このリスク管理債権も不良債権なんだ、もし不良債権に分類していないとしたら、大体それは不誠実な不良債権があるのではないか、予備軍があるのではないか

など、概して、私、あえて先生に対するお答

えの中にこれを差し挟ませていただくわけですが、それでも、不良債権の分析のやり方に、私どものよ

うにミクロ的な、不良債権についてのいろいろな行政を展開している立場と、もう一つは、マクロ的的にはさつと、日本の不良債権というものはどう

なんだ、幾らなんだというような、マクロ的な分析で不良債権というものを、いわば一色に、あえて言うと十把一からげにして測定をするといえます。

その方々は、この不良債権の注意深い分類など

というものは余り関心がなくて、それで、我々の

方が発表している注意深い分類、債権の実際の状態を反映した分類と、自分たちが十把一からげに

いのと不良債権というものを推計したものと比較して、そうしますと、私たちが不良債権と認識している先ほどのリスク管理債権よりもはみ出るわ

けですね。そうすると、えてしてこののような分析

をする人々は、自分が分析した不良債権はこの中にはおさまらないから、それでは要注意先の方

席上でのお話をです。

とも、このR.T.C.は、もちろんもう祝迦に説法だ
ろうと思うのですけれども、いわゆるS.A.N.D.し
貯蓄貸付組合の破綻を処理するためにこしらえた
ものだつたわけですよね。そして、いろいろな経
験はあつたようですがれども、九六年末の存
続期限より一年早く成果を上げて、使命を終えた
と聞いているわけです。

の回収に限ってへんわけですけれども、総資産の回収率は八七%を回収した。そして、実際九年段階では財政支出は、向こう三十年間で五千億ドルという見通しだったのですけれども、実際は国民の税金見通しだったのですけれども、実際は国民の税金から支出は間接負担を含めて約一千三百億ドル弱、大体当初の予想より四分の一にとどまつたということを聞いています。

もちろんアメリカの金融システムを私も詳細には承知しておりませんけれども、そうした環境と日本のそれとが必ずしも合致するわけではないと思うわけですがれども、実際ここでオニール財務長官も、今御紹介したような発言をじつは記者会見でおっしゃっているようですが、そういうことも踏まえながら、アメリカのRTCが成功裏に役割を終えた最大の要因がどこにあったのだらうかということが一点。

それともう一点お伺いしたいのは、特に日本における最終処理を行う上で、アメリカでの経験から、どんなことが教訓として導出されるのか、どんなところが参考になるのかということでございますが、この二点について御所見をお伺いしたいと思います。

○柳澤国務大臣 RTCの成功については、私どもも大いにこれを学ばなければいけない、こういふうに存じております。

ただ、アメリカのRTCが取り組んだ金融危機というもののと日本の私どもが取り組まなければならなかつた金融危機とは、やはりかなり質といふか、量が違ひ過ぎて質の問題に転化しているのではないか、こういうよう大きな違いをそこに感

それはどういうことかといいますと、大体危機に瀕した金融機関が、数は多いのですけれども、貯蓄金融機関という信用組合ぐらいの感じで受けとめていい、そういう金融機関であったということでございます。ここにちょっとデータがありますけれども、七百四十七のSアンドL、貯蓄金融機関を丸ごと買つてしまつて大体六兆円だった、こういうことでございまして、規模というかそついうものが全然日本とは違う。日本の場合には、一行といえども六兆円で買えるというようなところになると、これはもうかなり小さいところです。ざいまして、私どもが、大手金融機関が国際金融の場で信頼を動搖させたというあの当時の事態とはそういう違いがあるということをございます。だから我々がいつまでもいつまでもこうした状況に置かれていとは全く思っていないわけでありまして、私どももこうした例で学ぶべきものは学んでいかなければならぬ、先生の御指摘のとおりでござります。

それは何かといいますと、やはり私ども、引き当てもつて間接的に処理していくということよりも、もつと直接に不良債権なり不良金融機関というものを手にかけて、そして処理していくといふようなことであろうというふうに思います。そういうようなことから、これまでどちらかといふと、金融機関が受け身で、若干は金融機関が積極的に出て貸出先との関連で不良債権の処理をするということであつたわけですが、つまり、裁判で倒産してしまつた、司法的に倒産してしまつたのでやむを得ずこっちの債権は償却してしまう、こういうような形であったのが主なんですけれども、これからはむしろ金融機関の側から貸出先に働きかけていく、この不良債権を何とかしますようよといふようなことで最終処理を図つて、こういうことで本当にバランスシートから良債権を消していく、こういうことが伴わないといけない、こういうことを今考へておる次第でござります。

○植田委員 もちろん 国情の違い等々もあるかと思いますが、これは別に私も、アメリカの言うとおりにしたらよろしいん違いますかという点ではなくて、客観的にそういう状況になつてくけれども、実際置かれている問題の所在というか対象がやや日本と違うということは理解しておりますのですけれども、グリーンスパン議長が指摘したのは、アメリカでは思い切つて公的資金を導入したことなどということですね。

だから、その点にかかわつて、もちろん常々から大臣の御所見はお伺いしておるわけですが、実際、問題債権と言われるものが大体百五十兆ぐらいいあるわけです。そうなると、二、三年で最終処理といいましても、それはなかなか展望が見えづらいなど。そして、新たな不良債権も発生すれば景気回復がますますおくれていくわけです。その中で、こうした不稼働資産に対し未引き当の部分が四十兆ぐらいあると言われている中で、銀行の自己資本が全国ベースで三十六兆、正味になると二十兆ということになると、二十兆の原資で単純に算数の話で四十兆積むのは要するに不可能じゃないかと素朴に私は思うわけなんです。そうなれば、数十兆円規模の公的資金の導入というのが不可避になつてくるんじゃないかなというふうに私は思うわけです。

ですから、必要があつたらやるというよりは、また、やらないというよりは、そろそろその辺にかかるわつて国民に対する説明責任をしつかりとやって、そして決断することも必要になつてくる場面が来るんじゃないだろうか。少なくとも、柳澤大臣も金融システム全体の危機を防ぐという観点からあれば公的注入について否定されたような発言は私は何つておりませんので、そのあたりも含めて御所見をお伺いできますでしょうか。

○柳澤国務大臣 百五十兆という問題債権といいますのは、党の名前を申し上げるのはどうかと思

これは、いろいろな意味で私どもそれを、民主党さんも問題債権という、不良債権という言葉でなく呼んでいらっしゃるものですから、これを問題にすべきかどうかというのも、変化球を投げられちゃつたバッターの立場でござりますけれども、要注意先まで入れていらっしゃるということに対しても、アメリカの同じ例えはSECの開示基準などでも外されているところを入れられているというようなことで、私ども、必ずしも賛同できないというようなことをまず指摘しておかなければならぬと思います。

それから、概して言うと、実は私ども、今不良債権の最終処理をやるにしても、そこには適切といふか十分な引き当てもいたしたり、あるいは担保、保証というようなものをとつておりますので、最終処理から生まれてくる追加の損失というのは、そんなに大きな負担にはならないだろう、ある種の限定的なものにとどまるだろう、こういうふうに考えておりますので、そこから直ちに自己資本比率が低下をして、自己資本比率の追加が必要になるというふうには実は考えておりません。

これはさつきわざと伏線的に申し上げておいたんですが、マクロから分析をする方々、これは一色に不良債権ということを言われるわけですが、そういう方々がえてして非常にそういう論を張られる傾向にあるということでございまして、我々はそれをわかにといふか、すぐに否定をしてどうこうではありません。彼らのマクロ分析のフレームワークなどについては私も大いに参考にさせていただくところはあるというふうに考えながら、注意深くその方々の分析結果も見ておるわけですが、そこではありますけれども、概して言うと、その人たちが言うところは、ちょっと私どもがミクロ的に考えていることとは、そこにそこがあるということを申し上げておきたい、このように思います。

その意味でミクロ的な観點からすれば、公的資金の投入をやるべきかやるべきでないか以前に、そもそもそういうことは不可避な情勢ではないよ、必要ないよということですよね。

たたし そのことはいすれまたお話を伺いして
たしますとして、ちょっと時間がありませんので、
次に 関連して特に雇用とのかかわりについてお
伺いしていただきたいわけでございます。

実際、相当な痛みが伴うということは既に常々指摘されているとおりで、もうさまざまな出ている研究機関のデータについてここで改めて取り上げませんけれども、これもまず素朴に、実際、不良債権の最終処理の結果、さまざまなものとして私たちは暮らしにかかわって、失業、倒産が続出するということによって我々の国民生活に重大な影響を及ぼすことは当然のことです。ざいますが、よくセーフティーネットもやらなきやだめだなどといふ話を聞くんです。

ここは正確に、我々としたら、言つてみれば入り口の問題意識としてはつきりさせておきたいんです。そもそも、不良債権の処理がある、その結果失業者が出来ますだからセーフティーネットの整備をしなければなりませんという話の流れじゃなくて、既にもう失業率は四・八%、三百万を超える失業者がいるわけです。そういう意味でもう既に痛みはあるわけですから、そもそも事前にシヨツクを吸収しておくセーフティーネットの備えがないことには、不良債権の処理だけを先行してやってしまう、そしてその結果出てきた問題については何とか手当をしますよというその発想自体が、国民生活の再建、安定ということからすればちょっと順序が逆になつていてるんじゃないかということを常々私は疑問を持つてゐるわけです。

その点について、まず御見解をお伺いしたいと思ひます。これは財務大臣にお伺いした方がいいのかな、どうでしょうか。

〔佐藤（剛）委員長代理退席、委員長着席〕
○柳澤国務大臣 これは、先生がおっしゃってい

るようになつてゐるわけでござります。今我々の方、雇用保険がない、あるいは中小企業に対する特別な信用保証枠がないという状況ではなくて、もうそれは備わつてゐるわけですが、その状況の展開いかんによつて、それをさらに手厚いものにするかどうかということだろうということふうに考えております。

○植田委員 そこは議論のあるところですけれども、はしょります。

次に進みますけれども、実際、最終処理が進めばその過程で当然淘汰の圧力がかかっていくわけですね。特に中小企業への淘汰の圧力が強く働くだろうなというのは容易に想像できるわけです。実際、緊急経済対策を受けて大手銀行で企業選別に着手しているというような話を仄聞してゐるわけです。

大手企業はともかく、中小企業にはそもそもそうした金融機関からのケアというのは大手企業に比べて望めないわけですから、実際、破綻懸念先以下は中小企業が大体件数で七割を占めている。一件一件精査して再建計画を立てておつたらコスト的に合わへんから、中小企業は法的処理、しかも破産型が、清算型が多くなるよという銀行関係者の話もあるわけです。そうなると、処理が進めば中小企業がまずボシャる、ボシャれば地域経済がボシヤる、そういうことになつていくわけですから、そこにおける備えがいまだ十分ではないんじゃないのかということは言えるんじやないかと思います。

現状が私たちいとは思つていませんが、少なくともその部分については、やはり処理策とセーフティーネットの整備を一体的にやらないことにはもたへんのと違つかということを申し上げたいんです。それについての御所見はいかがでしょうか。

○柳澤国務大臣 本来、経済産業大臣がいらっしゃれば経済産業大臣の所管かと思うんですが、ちょっととそういう状況でないものですから私がかわつてお答えするんですが、先ほど私が言つた中小企业の皆さんに対する金融の措置というような

ものも、本来、存続可能な中小企業の皆さんのが無用に、いたずらに倒れてしまうということを防ごう。

ならない、このように思つております。

うとします

日本ではございません。政府参考人のおもいとして、お尋ねのとおりです。しかし、何處か雇用にかかるわってお伺いしたいわけです。

革も進まないわけでございまして、ここはやはりこういうことをやっても中小企業が倒産することはゼロになりますよというようなことではないわけですが、ござります。

活性化というのは望めないわけです。緊急経済対策の中でそうした施策が見当たらないということはさきの議論の中でも明らかになつておつたところですけれども、少なくとも、我々庶民からして

いたずらに、つまり無用な混乱というか、本業倒れなくてもいい人たちが巻き添えを食つて倒れてしまうというのは、これは万難を排して、私どもはちゃんとしたセーフティーネットでもつて存

みれば、失業への危惧、雇用の不安を抱えながら消費生活が送れるわけがないわけです。

雇用調整の新たな傾向ということで、幾つかちょっと雑誌とかを読んでみると、九七年から

○植田委員 そこは、よくわかりましたとはすぐ
統を確保しなきやいけないということとござります
して、そういうものだということで御理解を賜り
たい、こういうことでござります。

九八年にかけては雇用調整圧力が高まつたが、そのときはどちらかというと現場のブルーカラーの人があなたとなつていて、しかし、今回の構造調整では今までおくれていたホワイトカラーに対する

論の分かれることころですが、少なくともこの点だけは確認できるのかな。

雇用調整が避けられないと思われる、そういう見もあるようです。

たを履かせてくれさせろということを私は肯定しているわけではありません。ただし、不良債権処理策とそれに伴う痛みを防ぐための、それを最小限に抑えるためのセーフティーネットの整備は、まさに、これまでの可憲性にこゝに違ひはない（よろしく）。

すお伺いでできますでしょうか。

少なくとも車の面倒として泊めなあからでしょ。
ということについては御同意いただけると思うん
ですが、その点はいかがですか。

オーバーナンバーの方に原用試験刀身が高いため、
のは、そのとおりだと認識しております。

う避けることのできない道行きだ。こう私どもは思つておりますが、そのときに、先ほど申したように、無用な混乱というか無用な蹉跌、つまづきというようなことを起こしてはいけない、こうい

理職、専門職、技術職、事務職だったそうです。この比率が今後高まるんじやないかというふうに思われるわけですが、実際、構造不況三業種と言われる建設、不動産、卸、小売業の管理職、事務

良債権の最終処理とは車の両輪の関係でなければ

職、そういう方々が大体五百十三万人いらっしゃるようございます。そうなれば、実際、不良債権の処理が進めば、こうした方々を中心に大量失業

が予想されないだろうか。

そういう意味で、ホワイトカラーの方々、もちろんホワイトカラーとブルーカラーというのをきちっと仕分けして言つてゐるわけじゃありませんが、正確に言えばそうした事務職、管理職層といふに言っておけばいいかなと思うんですが、その辺への雇用対策というものをそろそろやつておかないことには大変なことになりはしないかと私は心配するわけですが、その点については御所見はいかがでしょうか。

○澤田政府参考人 不良債権の最終処理に伴つて、雇用、とりわけホワイトカラーにどれくらい影響が出るかは、不良債権最終処理の規模、スピード等々が明らかでない段階においては明確なことはわからないというのが実情であります。

現在、失業率が四・八%という状況におきますセーフティーネットとしては、この四月から、改正雇用保険法により、非自発的な離職の方々には失業給付の給付日数を手厚くしたということもしておりますし、中高年ホワイトカラー向けの職業訓練を弾力的に実施するということもやつております。そして、一度に大量の離職者が出来る場合には、公共職業安定所が総力を挙げて再就職支援をするとか、いろいろな当面の対策は講じております。

それ以上の問題につきましては、先ほど柳澤大臣の御答弁にございましたように、状況の推移ということで、車の両輪というスタンスで、私どもも必要な対策は、先般産業構造改革・雇用対策本部も発足いたしましたので、そういう中でも議論していきたい、こう思つております。

○植田委員 平沼プランと呼ばれるものも明らかになつていますし、経済財政諮問会議の緊急報告も公表されている。

ただ、全般的に見まして、内閣府でおつくりになつた緊急経済対策における雇用関連事項の進捗

状況というものを見てみると、今後の予定はと

りあえず外しておきますが、現時点での状況。例えば、国民、患者の立場に立った保健医療サービスの質の向上のための方策を検討中とか、予定とか、調査中とか、検討中とか、調査検討を四月から開始、四月に検討開始、準備中、検討中、こういう言葉ばかりが並んでおりまして、やはりこれも、どうも即応性ということでこれだけ見ると心もとないなと思うのはだれしも自然やと思います。検討中です、準備中です、これから調査をしますということでは。

そういう意味で、民間のシンクタンクでも何度か紹介もされていますけれども、実際、二、三年以内に百三十万の失業者が生まれるというようなことも考えますと、やはりある程度即応性のある施策というものをあらかじめ準備しておく必要があるんじゃないかということです。

これは私も予算委員会で申し上げたのですけれども、例えば雇用保険制度の中、保険料で負担できぬ部分は全額国庫負担でやつたらいじやないか。もちろんこの四月から制度は変わっています。変わつていますけれども、仮に百十万人ぐらいの新規の失業者ができるのであれば一兆円ぐらいかかるだろう。もちろん一兆円で済むか、それ以上かかるかわからない、大ざっぱな金額でし上げてきました。

また、これは恐らく税制上非常に問題があるかもしれませんけれども、私どもも経済政策をまとめておられますし、中高年ホワイトカラーの方々もございまして、必要な給付を行ふための財源を賄うという仕組みができておりますので、そうしたものを私どもは適正に発動して対応していくべき、こう思つております。

○植田委員 終わります。

○山口委員長 これにて各案に対する質疑は終りました。

○山口委員長 これより各案を一括して討論に入ります。

な、我々なりの、働く者の側からの提案もさせていただいているわけです。

もちろん、そうしたものは技術的に難しいといふ点はあるかもしれません、そうした問題についても、当然ひとつ念頭に置いて検討していただきたいなという思いを持っているわけですから、その点については、それぞれどうでしようか。それを見て、時間が来ましたので終わりたいと思います。

○尾原政府参考人 今、雇用確保の観点から、税制面でも支援税制を検討してみてはどうかということをございました。

雇用の問題でございますが、将来の事業計画をどう見通すか、今の経営体質はどうかということから恐らく雇用は決定されているのではないか。雇用の確保は非常に大切な問題だというふうに認識しておりますけれども、やはり税制である以上、効き目があるかどうかということも考えなければなりません。そこで、このような措置を講じても、経済活性化のマクロ的な効果はなく、また、この法律案のもろみである個人投資家を株式市場に誘導する理由は、まず、将来の証券税制のあり方についてのビジョンが全く示されていないまま、このような租税特別措置を时限的に組み込むことは、それでも、当然ひとつ念頭に置いて検討していただけます。

○鈴木(淑)委員 私は、民主党・無所属クラブ、自由党、社会民主党・市民連合を代表いたしまして、租税特別措置法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に反対する理由は、まず、将来の証券税制のあり方についてのビジョンが全く示されていないまま、このようないい處を設けることとしておりますが、他の所得控除の組み込みも、このままでは、基準控除が三十八万円であるにもかかわらず、なぜ不労所得である株式譲渡益に対する控除が百万円なのか、理解することができません。また、パートタイマーの非課税所得限度額が三百円であることを考えても、余りにも株取引のみを優遇しているのではないかと思わざるを得ないのです。

結局のところ、政府・与党は、株式譲渡益課税や配当課税について、源泉とするのか分離課税とするのか、また、総合課税とするのか分離課税とするのか、他の税制との整合性、特に利子所得課税の税率とのバランス等、これらを視野に入れて見直さなければならぬにもかかわらず、特別控除枠でもつければ株価が上がるのではないかという、あくまでも思いつきにしかすぎない施策であります。

また、この特別控除を時限措置としていること自体、その場のとき、場当たり、先送り的な手法でありまして、構造改革とも全く関係がありません。それどころか、安易に控除を設けてしまうこ

とは、今後の抜本的な税制、税率の見直しに大きな支障を来すことになりかねないことを指摘いたします。

以上、本法案に反対の理由を申し述べ、討論を終えます。(拍手)

○山口委員長 吉井英勝君。

○吉井委員 私は、日本共産党を代表して、政府提出の短期社債等の振替に関する法律案、株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案の三案及び衆法の金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案の、以上四案に反対する討論を行います。

株式会社としていることです。証券決済システムは、証券取引を円滑に進める上で重要な役割を担つており、その運営には一定の公共性が求められます。CPの振替機関を営利を追求する株式会社とすることは、運営の公共性を後退させかねません。

第二の理由は、本法案によつて、CPにかかる印紙税が課税できなくなることです。CPは大企業だけが発行できるものであり、本改正によつて大企業に対する減税がもたらされます。代替的な税収策を講ずることなく、このような減税措置は認められません。

次に、株券等保管振替法の一部改正案についてです。

反対する理由の第一は、前法案同様、証券の決済システムを担う保管振替機関について、営利を追求する株式会社としていることです。保管振替機関の組織形態については、設立当時の国会でも議論があり、営利を追求しないことや、公共性、信頼性、公正さ、中立性を確保するために、あえて株式会社方式を採用しなかつた経緯があります。今回の株式会社化は、その経緯や当時の政府の説明とも矛盾します。

第二の理由は、保管振替機関を株式会社化すれば、大株主となる大手証券会社などに都合のいい形で料金体系の見直しなどが進められ、利益が相反する中小証券会社が不公平な扱いを受けるおそれがあることです。

第三に、政府が今回の株式会社化を手始めに創設しようとしている統一的証券決済制度は、現行の国債決済制度のように、中小証券会社を排除するものとなる可能性があります。中小証券会社切り捨てにつながる本法案には賛成できません。

次に、租税特別措置法の一部改正案です。

反対する理由の第一は、本制度が現行の他の所得控除等とのバランスから見て破格の優遇措置です。

昨年夏の政府税調中期答申に盛り込まれていなかつたものを場当たり的に持ち込む本改正案は、国民の税に対する信頼を大きく損なうものです。

第二に、税制上の優遇措置によつて、個人投資家の株式市場への参加を促進することは、税制を用いた株価維持、すなわち形を変えたPKOであり、許されません。

最後に、金融再生法の一部改正案についてです。本法案は、整理回収機構が健全金融機関から不良債権を買い取る期限を延長し、政府の緊急経済対策の最大の柱である不良債権の早期最終処理を受け皿として利用するものです。現行制度は、不良債権の中でも特に処理の困難な部分を整理回収機構に押しつけ最終的な損失が出た場合には公的資金を使って穴埋めする仕組みであり、その延長は認めることができません。

○山口委員長 これにて討論は終局いたしました。

(賛成者起立)

○山口委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○山口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○山口委員長 起立多数。よつて、本案に対し附帯決議を付すことに決しました。

○山口委員長 ただいま議決いたしました附帯決議に付し、政府から発言を求めておりますので、これを許します。金融担当大臣柳澤伯夫君。

○山口委員長 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえまして、配意してまいりたいと存じます。

○中塚委員 ただいま議題となりました附帯決議につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明をいたします。

何とぞ御賛成賜りますようよろしくお願ひを申上げます。(拍手)

○山口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○山口委員長 起立多数。よつて、本案に対し附帯決議を付すことに決しました。

○山口委員長 ただいま議決いたしました附帯決議に付し、政府から発言を求めておりますので、これを許します。金融担当大臣柳澤伯夫君。

○山口委員長 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえまして、配意してまいりたいと存じます。

○中塚委員 ただいま議題となりました附帯決議につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明をいたします。

文を朗読し、趣旨の説明といたします。

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案」に対する附帯決議(案)

政府は、今般の整理回収機構による健全銀行の不良債権の買取り業務の延長は、不良債権の最終処理策の一環であることを強く認識するとともに、今後の整理回収機構の役割及び業務の在り方について、検討を行うこと。

以上であります。

何とぞ御賛成賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○山口委員長

これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山口委員長 起立多数。よつて、本案に対し附帯決議を付すことに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を認められておりますので、これを許します。金融担当大臣柳澤伯夫君。

○柳澤國務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえまして、配意してまいりたいと存じます。

○山口委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○山口委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山口委員長 次回は、明六日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、

本日は、これにて散会いたします。
午後五時十四分散会

平成十三年六月二十日印刷

平成十三年六月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者
財務省印刷局